753
157

0057704000

0057704-000

７５３－１５７

近世帝国海軍史要

海軍有終会・編

海軍有終会

昭１３

AJG

753-157

財團法人 海軍有終會編

帝國海軍史要

近世

揚光

先改題

753
152

序

現下非常の重大時局に當面し、帝國は一意對支聖戰の目的貫徹に邁進しありて、國軍の威武廣く世界に宣揚せられつゝあるも、帝國が今後の複雜なる難局を克服し、毅然として其の使命を遂行せんが爲には、國防充實の要一層切なるものがある。

帝國海軍は創設以來、先輩の努力と國民の支援とに依り、幾多の改善進歩を累ね、顯著なる業績を痕しつゝ、遂に今日の大を爲したものであるが、現下諸般の情勢に稽へ、其の將來に負ふ所は一層重大なるものありと謂はねばならぬ。從て此の際國民一般が海軍に關する認識を深むることは、國防の見地に於て極めて緊要なりと信ずる次第である。

惟ふに、歷史の貴重なる價値は、既往の事實に依つて將來進展の基礎を提撕するにある。海國民たるものは須らく我海軍の今日ある由來と、既往に於ける粒々努力の業績と

を明かにし、以て明日の新たなる活躍に備ふるの覺悟が無ければならぬ。

海軍有終會は多年國防思想の鼓吹に努むる所あり、今回更に多大の努力を拂つて「近世帝國海軍史要」を編纂し、同會創立第二十五周年記念出版として之を公刊する事となつたのは、現在の時局に鑑み洵に時宜に適したる美擧と謂ふべく、世を益すること蓋し甚大なるべきを信じて疑はない、廣く江湖に薦めんと欲する所以である。

昭和十三年十月

軍令部次長　海軍中將　古賀峯一

緒言

凡そ現代の國防は其の範圍極めて廣汎なるも、海國の立場上、海軍が國防の重大要素たる事は茲に喋說を要せざる所なり。

惟ふに、一國の文化が眞に實を結ぶには、固より其の起原と沿革の存ぜざるは無し。我が海軍が、今日世界三大海軍の一に進み、又今次の支那事變に赫々たる武勳を輝かすに至りたるは、固より其の因なくんばあらず、卽ち明治維新帝國海軍創建以來、過去七十餘年に亙り、我が將士が至誠奉公の傳統精神を堅持し、物心共に渾然一體、海軍の整備と實力の向上に專念し、連綿不斷の努力を續け來りたる結晶と謂はざるべからず。

されば海軍有終會は、夙に溫故知新、報恩反始の意味に於て海軍發達の歷史編纂を企て、其の一端として曩に「幕末以降帝國軍艦寫眞と史實」を世に送り、今回更に海事思想普及に資する目的を以て、本會創立滿二十五周年記念事業として、竹下（勇）海軍大將を委員長とし、別項の如く編纂（分擔）委員を設け、大宅（由耿）海軍大佐を編纂主務に囑託して「近世帝國海軍史要」の編輯に著手し、約三箇年の日子を費し、茲に始めて星霜七十餘年間に於ける先輩の業績と海軍變遷の跡を世に紹介し得るに至りたるは、本會の自ら欣快とする所にして、而かも武漢三鎭陷落の機會に之を完了し得たるは、偶然とは云へ洵に意義深く感ずる所なり。

尙ほ本書の內容に就ては、遠く大和民族海洋飛躍の素地より筆を起し、海防の危機を叫ばれたる幕末時代を經て、維新以降に於ける海軍軍政軍令の變遷、軍備及び敎育の沿革を初めとし、艦船・兵器・機關竝に戰役事變・對外關係、その他衞生・經理等を記述し、各部門に亙り廣く之を網羅しあるを以て、軍事研究家は勿論、海防及び海洋に關心を有せらるゝ人士、竝に一般讀者諸彥の參考に資するところ蓋し尠からざるものあるを信ず。

本書は多年此の種の編纂に經驗を有する斯界の各權威者の眞摯なる研究調査に係かり、加之海軍當局の支援と檢閲とにより完成したるものなるが故に、其の內容の豐富と確實との點に於ては聊か期する所なきにあざるなり。

終りに臨み、本書刊行に當り、海軍大臣米內光政大將よりは題字を、又軍令部次長古賀峯一中將よりは序文を忝うしたる事は、甚だ光榮とし感謝に堪へざる所なり。尙ほ原稿全般の最終整理に當たれる海軍省囑託淺井將秀氏が、中途にして不幸病歿せられたる事に對しては、本會の痛惜措く能はざるところ、其の他幾多貴重なる資料を寄與せられたる諸官廳、竝に之が蒐集・整理及び編纂・校閲等に當たられたる諸彥に對して茲に其の厚意と勞苦とを深謝する次第なり。

昭和十三年十月下旬

財團法人 海軍有終會

近世帝國海軍史要編纂委員（*印は海軍有終會理事）

委員長　海軍大將　竹下勇（海軍有終會理事長）
副委員長　海軍中將　中島雲朋（海軍有終會副理事長）
委員　海軍造兵中將　澤鑑之丞
同　海軍中將　田中耕太郎
同　海軍主計中將　*竹內重利
同　海軍造船中將　*加藤亮一
同　海軍中將　*平賀讓
同　海軍少將　有馬寬
同　海軍主計少將　*筑土次郎
同　海軍少將　*武村耕太郎
同　海軍主計少將　*尙田金一
同　海軍少將　*中島權吉
同　海軍大佐　*棚町五十吉
同　*金谷三松
同　*廣瀨彥太
同　*小山與四郎
同　大宅由耿
同　*西川遙水
海軍主計大佐　*生島稠

編纂分擔一覽表

篇名	章	官氏名
第一篇	第一章—第三章	海軍大佐 大宅由耿
第二篇	第四章	海軍大佐 大宅由耿
	第五章	同 大宅由耿
第三篇	第一章	同 高橋眞十郎
	第二章	海軍少將 金谷三松
	第三章	海軍大佐 大宅由耿
	第四章	同 松本一郎
	第五章	同 大宅由耿
	第六章—第七章	海軍大佐 大宅由耿
	第八章	海軍大佐 大宅由耿
第四篇	第一章—第六章	海軍大佐 大宅由耿
第五篇	第七章—第十一章	海軍中將 有馬寬太
	第十二章	海軍大佐 廣瀨彦太
第六篇	第一章	海軍中將 中島賚朋
	第二章	同 廣瀨彦太
	第三章	海軍大佐 田中耕太郎
	第四章	海軍中將 有馬寬
	第五章	海軍大佐 大宅由耿
	第六章	海軍中將 田中耕太郎
附錄		海軍少將 中島權吉
		海軍大佐 大宅由耿
監修		海軍大佐 廣瀨彦太
文體整理		淺井將秀(襲後は大宅由耿)
字句修正		文學士 立花親民

凡例

一、本書は海軍發達の沿革を各部門別により、大體編年體に記述したるものなり。而して全卷を篇・章・節に大別し、節は要すれば更に之を項に細分し、第一篇乃至第六篇を以て終り、別に卷末に附錄として參考諸表を揭載せり。

二、本書の記事は、原則として其の終末を概ね昭和十一年帝國の倫敦海軍々縮會議脫退（通告）期と限定したるも、事項の性質によりては間々最近の資料を挿入したる箇所あり。

三、敍事の方法は主として口語體に依れるも、引用文等は成るべく原文の儘を揭載し、又敍述の簡便を旨とする爲め、皇室關係事項の外は敬語を省略することゝせり。

四、曆日中、明治五年十二月二日以前に係かるものは大陰曆を廢して太陽曆に改め、同年十二月三日を以て明治六年一月一日と定めらる）。卽ち明治五年迄は一月を正月と記するが如き其の一例なり。

五、艦船・兵器・機關及び各廳・部隊その他官職等各種の名稱及び地名等は成るべく當時の稱呼に從ふ事としあり、例へば現在の潛水艦を潛航艇又は潛水艇と稱し、陸海軍を海陸軍と稱するが如き（明治五年迄）類なり。又外國地名・人名その他固有名詞等は片假名を以て他と區別せり。

六　書中、往々左記の如く專門略語を用ひたる所あり（括弧內は略字の解說）。

（イ）　帆船（帆走船又は帆前船）—外車又は外輪船（舷の兩側に在る外車推進器）—甲巡（甲級巡洋艦）—衝驅（衝導驅逐艦）—航母（航空母艦）等々。

（ロ）克式砲（獨逸クルップ社製砲）―安式砲（英國アームストロング社製）―朱式魚雷（獨逸シュワルッコッフ）―保式魚雷（墺國ホワイトヘッド社製魚形水雷）―安社（英國アームストロング社）―昆社（英國ヴキッカース社）―羅式（ラスク式獨逸のマン社製）

七、要目寸法等は時代及び出所等の關係により、左の如く記し、必ずしも現今の米式（メートル）に據らざる所あり。

（イ）拇（サンチ）・珊（サンチ）・麵（サンチ）及び尹（インチ）・吋は同意味の文字なるも、强ひてメートル法に換算せず。

（ロ）速力の單位は艦船にありては、浬（マイル）（海里）・節（ノット）、飛行機にありては概ね粁（キロ）を以て之を示す。

（ハ）馬力はタルビンに於ては、實馬力（I・H・P）、內燃機關に於ては軸馬力（B・H・P）を以て之を示す。

八、艦船の排水量は、昭和元年迄は常備排水量、翌二年以後のものは基準排水量を以て示す。又表中、單艦及び合計噸數、その他軍備豫算及び沿革年月日等に於て、年代又は出所の關係により必ずしも一致せざる所あるを免れず。

九、句讀、送假名等に於ても亦た必ずしも一樣ならず、その他歐語の地名・人名及び固有名詞等に於ても同樣なり。特に表又は附圖のものと本文のものとの間に多少の差異なきを保し難し。

一〇、書中の挿込み寫眞は、挿入個所の本文と必ずしも關係あるものゝみに限らず、單なる參考に止まるものあり。

【備考】一、曆對照

年	次	皇紀	西紀	事
文化元年		二四六四年	一八〇四年	
文政元年		二四七八年	一八一八年	
天保元年		二四九〇年	一八三〇年	
弘化元年		二五〇四年	一八四四年	
嘉永元年		二五〇八年	一八四八年	
安政元年		二五一四年	一八五四年	
萬延元年		二五二〇年	一八六〇年	
文久元年		二五二一年	一八六一年	
元治元年		二五二四年	一八六四年	
慶應元年		二五二五年	一八六五年	
明治元年（慶應四年）		二五二八年	一八六八年	慶應四年九月八日明治と改元
大正元年（明治四十五年）		二五七二年	一九一二年	明治四十五年七月三十日大正と改元
昭和元年（大正十五年）		二五八六年	一九二六年	大正十五年十二月二十五日昭和と改元

二、換算表

▲砲の口徑

16吋	=40糎
15	=38
14	=36
13½	=34
13.4	=34
12	=30
11	=28
10	=25
8	=20
7.5	=19
6	=15
5.5	=14
5.1	=13
5	=13
4.7	=12
4	=10
3	= 8
2.5	= 6
1	= 2.5
75粍	= 8
22斤	= 9
6	= 6
3	= 5
2½	= 8

▲發射管の徑

21吋＝53糎
20.9＝53
19.7＝50
18＝45
14＝36

▲度量衡器位（粁はキロメートル 瓩はメートル・トン 浬は海里）

1吋＝25.4粍
1粍＝0.039吋
1呎＝0.3408米
1米＝3.2809呎
1哩＝1.6093粁
1浬＝1.853粁
1听＝0.453瓩
1瓩＝2.204听
1噸＝1.016瓩
1瓩＝0.984噸

三、主なる參照書類

威仁親王行實、依仁親王、帝國海軍教育史（海軍教育本部編纂）、廿七八年海戰史（春陽堂發行）、明治三十七八年海戰史（上同）、昭和六、七年事變海軍戰史（軍令部編纂）、海軍省公表書類、帝國議會に於ける我海軍（堤泰二著 水交社發行）、海軍衛生制度史（海軍々醫會編纂）、海軍衣糧給與法規沿革（軍需局編纂）、海軍兵學校沿革史（海軍兵學校編纂）、海軍省年報（海軍省官房）、水路部沿革史（水路部編纂）、横須賀造船廠史（横須賀工廠編纂）、日本海軍艦船名考（淺井將秀編纂 水交社發行）、兵器考（有坂鉊藏著）、日本近世造船史（造船協會發行）、男爵山內萬壽治回想錄、西南紀傳（黑龍會發行）、佐賀征討記、復古記（東京帝國大學所藏）、開國五十年史（大隈重信撰）、世界大勢史（上同）、薩藩海軍史（薩藩海軍史編纂會）、佐賀藩海軍史（知新會編纂）、帝國海上史論（小笠原長生著）、帝國軍艦寫眞と史實（海軍有終會發行）、皇室事典（井原頼明著）、我海軍と和蘭（海軍有終會發行）、各年度の海軍要覽（海軍有終會發行）、明治天皇と軍事（渡邊勝治郎著）、日本海運政策（寺島成信著）、潜水艦の話（福田一郎著 帝國海軍社發行）、甲賀源吾傳、中牟田倉之助傳（中村孝也著）、伯爵山本權兵衛傳、其の他。

躍

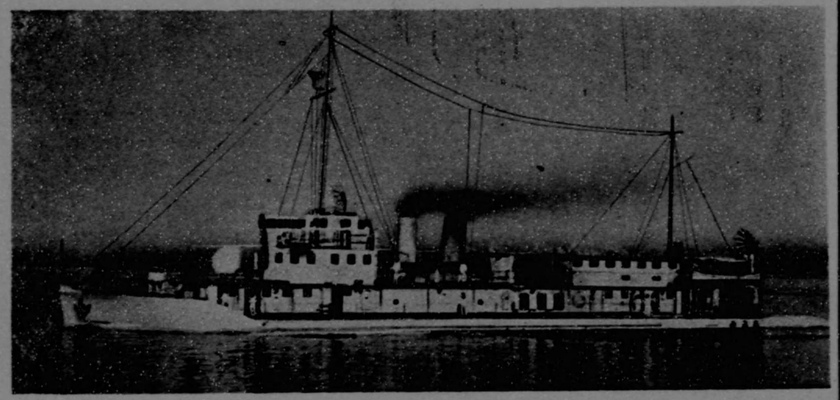

海熱艦砲

姿勇

支那事變に於ける我が海軍の活躍

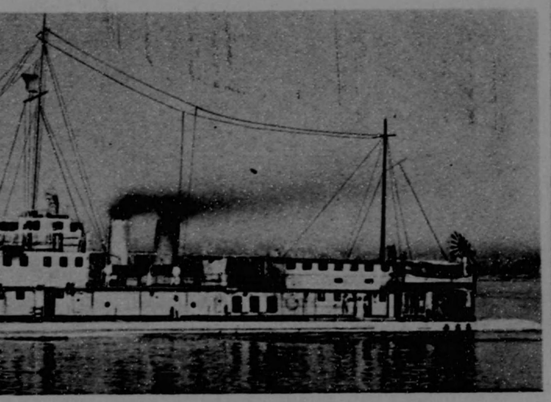

熱　艦　砲

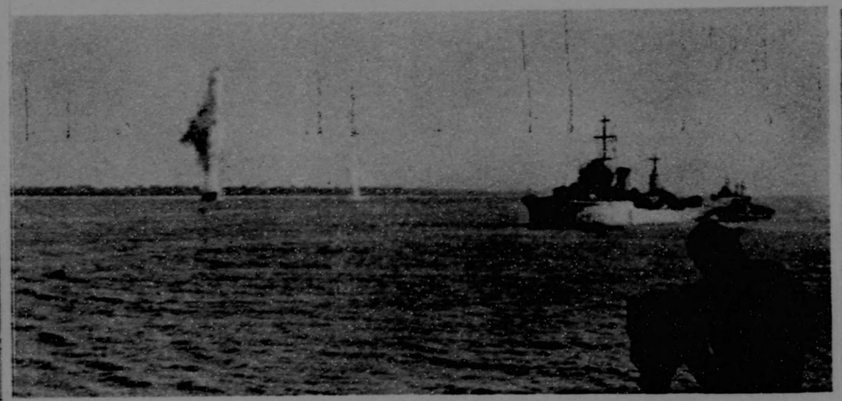

敵機雷面を突破して揚子江を遡る我が艦隊

南昌爆撃に向ふ我が海軍荒鷲隊（昭和十三年七月七日）

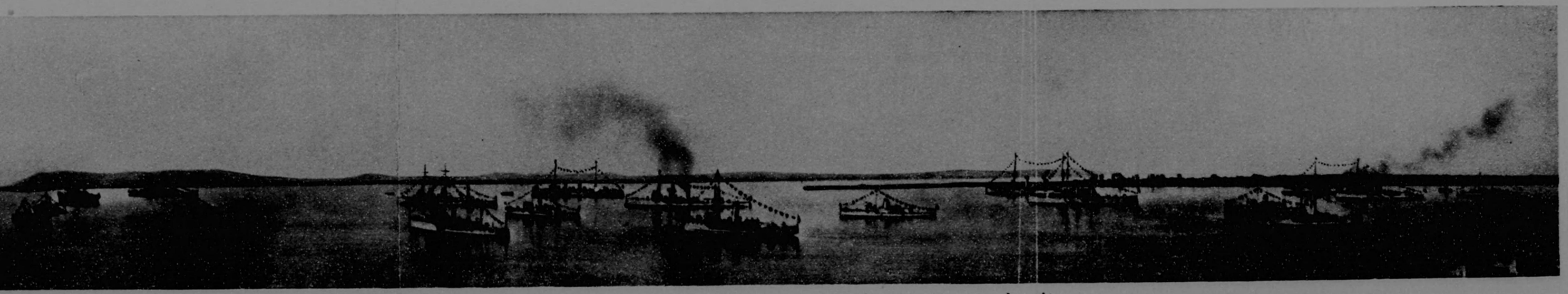

在りし日の南京に於ける中華民國第一艦隊勇姿

躍活の軍海が我るけ於に變事那支

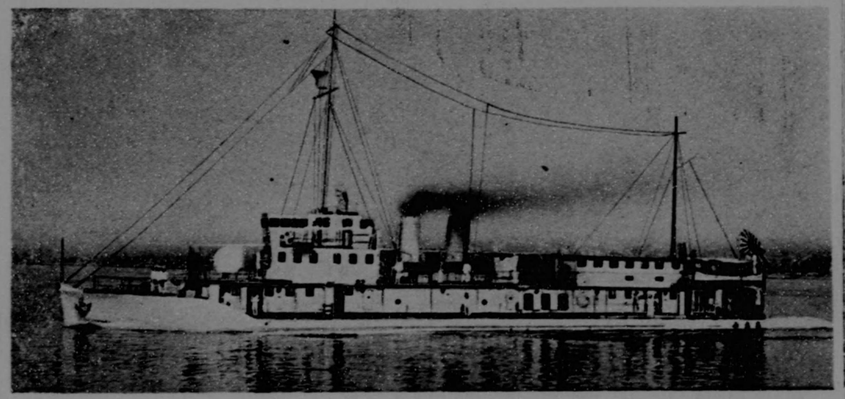

海熱艦砲

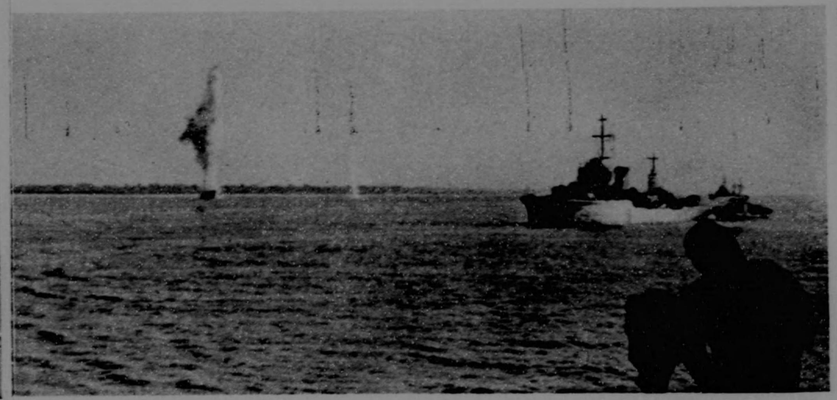

敵機雷面を突破して揚子江を遡る我が艦隊

りし日の南京に於ける中華民國第一艦隊勇姿

近世帝國海軍史要　目次

題字　海軍大臣
序　軍令部次長
緒言
凡例

第一篇　總說

第一章　前提……一

上代の水師—造船の奨勵—神功皇后の征韓—海人部の設置—蝦夷肅慎の討平—軍船の製造—外國賊船除の來襲—源平二氏の海戰—元寇の役—船奉行を置く—我が邊民の海外進出—貿易時代—豐臣の征韓役—通商貿易の隆昌—船手組を置く—海軍更張の企圖—鎖國の令を布き大船製造を禁す—海事の衰退—邊防の計を立て大船建造の禁を解く

第二章　近代海軍の建設……九

第一節　幕末海軍建設の端緒……九

德川幕府軍艦建造を和蘭に依頼す—和蘭國人より海軍學術の傳習を受く—近代海軍の第一經驗光

丸—長崎海軍傳習所—長崎傳習生—江戸築地軍艦教授所(後ち海軍操練所と稱す)—海外留學生—長崎製鐵所(後の長崎造船所)—成臨丸の米國渡航—兵庫海軍操練所—佛、英人を聘して海軍學術の傳習を受く—横濱製鐵所(後の橫須賀造船所)—英國艦隊と鹿兒島藩との戰爭—英佛米蘭の四國聯合艦隊の長州下ノ關砲撃—西洋式に由る艦船の整備—海軍將士階級—六備艦隊整備の計畫……一八

第二節　帝國海軍の創設……二七

征夷大將軍德川慶喜政權を奉還す—德川幕府廢絶—明治維新—海軍建制を新たにす(帝國海軍の誕生)—官制制度—伏見鳥羽の役—海軍艦船の所屬及び統制等—函館の役—官制改定—兵部省所管艦船—海軍艦船の所屬は廢藩の時を以て統一せらる—海軍省創設—西海御巡幸—海軍始の式行幸—海軍區制定—鎭守府創設—製艦事業—朝鮮事變と軍艦の增勢—設備の進歩—官制及び教育—軍艦旗の制定—布哇遣艦—日清戰役—海軍の擴張—官制の改定—教育の發達—布哇・馬尼剌に警備艦派遣—北淸事變—日英同盟—日露戰役—潜水艇採用—航空機採用—造船造兵技術の進歩—諸制度及び教育—世界大戰と帝國海軍—幕府會議—幕府會議—倫敦會議—滿洲・上海事變と國際聯盟脫退—幕府に於ける一般軍縮會議—幕府條約廢棄と倫敦會議の脫退—世界大戰後の造艦政策—國產軍艦と補助艦競爭時代—主力艦の改裝—諸制度……三七

第一章　官　制……三七

第一節　帝國海軍の組織……三七

軍政軍令機關—海軍系統要覽表—海軍艦船—艦隊の編制—艦隊の沿革—揚子江警備—鎭守府艦除……三七

第二節　大本營……四四

第三節　元帥府……四五

元帥府設置に關する詔勅—元帥氣刀の制式

第四節　軍事參議院……四六

第五節　侍從武官府……四六

第六節　皇族附海軍武官……四六

第二章　官廳其の他部隊……四七

第一節　海軍中央各廳……四七

一、海軍省……四七

海軍創業時代—軍務官を廢し兵部省を置く—海軍省創設以後—官制大改革

二、海軍省各局の沿革……四八

軍務局—人事局—教育局—軍備局—書務局—經理局—建築局—法務局

三、軍令部……五五

四、海軍技術會議……六〇

五、水路部……六一

水路部所掌事項—測量方針及び種類—水路部事業の起原—水路部創設—水路部事業の基礎確立—水路部の沿革—海軍創立に關する柳楢悦の建議—西洋形燈臺—水路局—水路寮—第二次水路局—海軍水路部—水路部—初めて航空圖を製作す—水路官任用廢止—水路部沿革一覽表……六二

第二篇　軍政軍令の變遷

第一章　官　制

第一節　帝國海軍の組織

第二節　大本營

六、海軍經政本部……八〇
海軍經政本部の沿革—海軍經政本部條例制定—經政本部條例の廢止及び海軍技術本部令の制定・廢止—經政局を軍需局に改む—海軍技術研究所
七、海軍航空本部……八三
第二節　海軍地方各廳・部隊……八四
一、鎮守府……八四
鎮守府の沿革—海軍提督府—東西兩部指揮官—東海鎮守府—東海鎮守府を横濱より横須賀に移す—吳・佐世保鎮守府開廳—舞鶴及び旅順口鎮守府の設置改廢
二、鎮守府所屬の官廳・部隊……八八
海軍人事部—海軍經理部—海軍建築部—海軍軍需部—海軍艦船部—海軍工廠の沿革—横須賀造船所—鹿兒島造船所—小野濱海軍造船所—海軍工廠條例制定—廣支廠を廣海軍工廠と改む—海軍技手養成所—海軍造船工練習所廢止—海軍造兵廠の沿革—兵器司—武庫司—造兵所—鹿兒島機械所—兵器局—赤羽兵器局兵器製造所—海軍兵器製造所—海軍造兵廠—我國水雷製造の嚆矢—東京造兵廠—海軍航空廠—海軍燃料廠—海軍病院の沿革—軍務官治療所—初めて海軍病院を置く—海軍軍法會議の沿革—海軍裁判所—海軍刑務所の沿革—海軍港務部の沿革—海軍望樓の沿革—警備戰隊—防備戰隊
三、海軍區と軍港・要港……一〇六
軍港一覽表—要港及び要港部—要港部の沿革—要港・要港部一覽表
四、中央所屬の地方官廳……一一〇
海軍火藥廠の沿革—駐滿海軍部
第三章　教　育……一一二

第一節　海軍教育の概要……一一二
海軍教育の種類—海軍依託學生
第二節　教育機關の變遷……一一三
幕府時代—明治維新以降—海軍教育の統一
第三節　海軍諸學校の教育……一一五
一、海軍大學校……一一五
海軍大學校教育の沿革—機關官教育を加ふ—軍醫科を置く—專修學生を廢し航海學生を加ふ—學生の種類を一般士官に擴大す—航海學生の制度を廢す
二、海軍兵學校……一一七
將校教育の沿革—海軍操練所—海軍兵學寮—海軍始の式に車駕親臨勅語を賜ふ—横須賀に兵學寮分校を置く—生徒練習艦の遠洋航海—海軍兵學校—海兵士官學校を兵學校に移す—兵學校分校を兵學校附屬機關學校と改稱す—通學士官の制を設く—兵學校機關學校の合併—兵學校を江田島に移す—在校中生徒の遠洋航海練習制度を止む—選修學生を置く—海兵士官學校
三、海軍機關學校……一二五
機關科士官養成の沿革—海軍兵學寮分校—海軍兵學校附屬機關學校—海軍機關學校の獨立—海軍機關學校復活—機關工練習所・技手練習所を附屬す—專科生（造船・造機・造兵）教育を開始す—選修學生を加ふ
四、海軍軍醫學校……一二九
海軍軍醫官教育の沿革—海軍病院學舍—海軍軍醫寮學舍—海軍軍醫學舍—醫務局學舍—海軍軍醫學舍—海軍軍醫學校—通學士官の制を定む—海軍軍醫學校—軍醫官教育を海軍大學校に移す—海軍

軍醫學校の復活
五、海軍經理學校……一三二
海軍主計官教育の沿革—海軍會計學舍—海軍主計學舍—海軍主計學校—通學士官の制を定む—主計學校廢止—海軍主計官練習所—海軍經理學校—生徒教育開始
六、海軍砲術學校……一三五
砲術教育の沿革—砲術練習艦—海軍砲術練習所—海軍武官を陸軍戸山學校へ派遣す—海軍砲術學校
七、海軍水雷學校……一三八
水雷術教育の沿革—水雷練習所—水雷局—水雷術練習艦—海軍水雷術練習所—教程中に無線電信を加ふ—海軍水雷學校
八、海軍通信學校……一四一
通信術教育の沿革
九、海軍潜水學校……一四二
潜水艦に關する教育の沿革
一〇、海軍航海學校……一四二
運用術・航海術教育の沿革—運用術練習艦時代—練習中止—運用術練習艦教育の復活擴大—海軍航海學校の新設
一一、海軍工機學校……一四四
機關術及び工術教育の沿革—工機學校を機關學校へ併合—海軍工機學校の復活—海軍機關工練習所—海軍機關術練習所—海軍技術官教育開始—海軍工學校の新設
第四節　一般教育……一四七
一、海外留學生……一四七
兵學寮生徒以外よりの採用者を海軍生徒と稱す
二、海軍依託學生及び生徒……一五〇
海軍依託學生の沿革—海軍技術官教育—海軍軍醫官教育—二年現役制
三、海軍技術教育……一五二
技術傳習の嚆矢—海軍技術教育の沿革—造船生徒教育廢止—海軍造船工學校—職工練習所を置く—機關工練習所・技手練習所を置く—造兵志願者を採用す—海軍造船工練習所—海軍技手養成所
四、海軍軍樂隊……一五七
軍樂隊教育の沿革—「君が代」と國歌に就て—兵部省に軍樂隊を置く—始めて軍樂生徒を募る—「君が代」作曲—軍樂練習所廢止
五、海軍雜備員……一五七
海軍雜備員の種類—海軍雜備員養成の沿革—航空雜備學生制度を定む
第四章　人事……一五七
第一節　海軍武官の官職・等級……一五七
官職等級沿革の概要—海陸軍武官官階の制定—乘艦四文官—中佐・中尉の廢止及び再置の經緯—海軍官職等級沿革要覽—海軍武官官等を定む—海軍將を廢し大中少將の官を置く—佐尉官を置く

—水勇を海兵の舊名に復し、海兵隊を海軍砲兵隊・海軍歩兵隊と稱す—軍醫祕書主計機關の四文官を武官に改む—海兵を廢し卒に改む—機關・主計兩科將官相當官の新設—中佐中尉の廢止—機技總監を機關總監に改む—水路官新設—中佐中尉の復活—中將相當官の新設—機關官を將校とす—特務士官制を定む—卒の名を兵に改む—將校相當官の總監及び大中少技士を廢す—船匠科を機關科に編入す

第二節　分限服役……一九三

將校分限令—海軍武官の服役—現役定限年齡—豫後備役—下士官の服役—海軍豫備員の服役定限年齡—特修兵の服役義務

第三節　海軍武官と海軍兵の進路……一九六

海軍武官の進路—現役兵と短期現役兵—海軍航空幹部—海軍兵の徴募沿革—志願兵家族扶助料の起原—徴兵令の制定

第三篇　軍備沿革……一九九

第一章　軍備豫算……一九九

第一節　概說……一九九

海軍豫算の膨脹

第二節　明治維新より日清戰役に至る期間……二〇〇

海軍創立に關する兵部省建議—海軍の嚴備を强調—海軍建制概略—海軍速成の期限—海士の教育を說く—海軍省創設當時の艦船—軍艦製造費—第一期軍備擴張—第二期軍備擴張—維新以降帝國議會開設迄の海軍經費一覽—第一議會開かる—海軍豫算案を繞り第四議會の紛糾—軍艦和泉の購入—日清戰役當時の我が海軍兵力量

第三節　日清戰役後より日露戰役に至る期間……二一一

第一期第二期海軍擴張—第一期海軍擴張の實施—第二期海軍擴張の實施—第一期第二期を通じて建造せる艦船—第三期海軍擴張—日進・春日の購入—潜水艦採用の嚆矢

第四節　日露戰役後より華府條約締結に至る期間……二一五

自四十年度至四十六年度繼續費—軍備補充費の設定—明治四十五年度以降の海軍軍備緊急充實案—世界大戰以後、華府條約締結に至る迄に成立せし海軍軍備充實豫算の概要

第五節　華府條約締結より倫敦會議脫退に至る期間……二二〇

華府條約後に於ける新軍備豫算—大正十二年度以降倫敦條約成立迄の海軍豫算—華府會議—倫敦會議—艦船改裝費—海軍航空豫算の新設—民間獻金—倫敦條約締結以後に於ける海軍豫算—一般會計豫算と海軍費

第二章　陸上部隊……二二七

第一節　海軍航空隊……二二七

概說—海軍航空隊所在地—海軍航空隊の沿革

第二節　海兵團……二三〇

海兵團の沿革—水兵屯營に練習艦を附屬す—屯營を廢し各軍港に海兵團を置く

第三節　防備隊……二三三

防備隊設置前後の沿革—水雷隊設置—水雷隊を廢し水雷團を置く—艇設隊條例を定む—竹敷・永興防備隊廢止

第三章　艦船……二三四

第一節　艦船發達の概要……二三四

德川時代の造船—明治以降の造船—國產軍艦の確立

第二節　艦船の種類……二三七

海軍艦船の類別—艦船類別沿革—艦船稱呼の沿革—水雷艇を一等乃至三等に類別す—區逐艇を區逐艦と改稱す—潛水艇及び巡洋戰艦の稱初めて定まる—潛水艇を潛水艦と改稱す—艇設艦・特務艦の稱定まる—特務艦中に碎氷艦を加ふ—特務艦中に測量艦を加ふ—特務艦中に練習特務艦を加ふ—特務艦中より掃海艇を分離獨立せしむ—特務艦中に標的艦を加ふ—艦船類別中より水雷艇を削除す—水雷艇復活

第三節　艦艇の性能用途竝に發達……二五〇

一、戰艦……二五〇

戰艦—列國最新戰艦一覽表

二、巡洋艦……二五二

巡洋艦—列國最新巡洋艦一覽表

三、航空母艦……二五四

航空母艦—我國最初の航空母艦—列國最新航空母艦一覽表

四、區逐艦……二五六

區逐艦—列國最新區逐艦一覽表

五、潛水艦・水雷艇……二五七

潛水艦—水雷艇

第四節　潛水艦發達の梗概……二五九

我國潛水艦の沿革概要—ホーランド型採用—第一潛水艇隊の完成—第六潛水艇の遭難—英國C型採用—佛國ロープーフ型採用—伊國フィアット型採用—第七十三・第四十三潛水艦の慘事—L型潛水艦採用—蒼鷺逸潛水艦同航—海大型潛水艦—巡洋潛水艦—機雷敷設潛水艦—帝國潛水艦建造沿革一覽表—列國最新潛水艦一覽表

第五節　商船隊……二七五

商船隊發達の沿革—日本郵船會社創立—日清・日俄・世界大戰前後に於ける我國商船比較—三大戰役中の對商船政策—遠洋航海補助法制定—我國最初の武裝商船—列國優秀船

第六節　徵傭船舶……二八二

特設船舶の任務—日清日露戰役及び世界大戰中に於ける徵傭船舶

第四章　兵器……二八四

第一節　砲熕兵器……二八四

一、海軍砲の發達……二八四

主砲—前裝砲より後裝砲に代る—我國艦砲發達の概要—我が海軍砲熕制式の變遷—安土得龍砲—克虜伯砲—瓦々斯砲—威德倭斯砲—諾爾典砲—蜂巢砲—海軍兵器製造の基礎確立す—列國主力艦の戰鬪距離一覽表—日英米戰艦兵裝一覽表—副砲—中間砲—高角砲……二九六

二、彈丸……二九六
徹甲榴彈の始祖—特殊彈丸の種類

三、火藥……二九七
我國に初めて火藥渡來す—無煙火藥及び下瀨火藥の採用

四、光學兵器……二九八
光學兵器の種類

五、化學兵器……二九九
化學兵器の種類—毒瓦斯の種類

第二節　水雷兵器……三〇〇

一、水雷發達の概要……三〇〇
水雷兵器の沿革

二、魚雷……三〇一
魚雷の變遷—魚雷の兵術的價値—外人の眼に映じたる日本魚雷の概要—魚雷の威力に關する英國ゼリコー提督の回顧—加熱式魚雷の發明—列國魚雷の現況—魚雷變遷一覽表

三、發射管……三〇八
發射管の變遷概要一覽表

四、機雷……三一一
機雷の起原—戰役中に於ける機雷の價値—各種機雷一覽表

五、掃海具……三一六
防雷具

六、對潛水艦兵器……三一七
爆雷—聽音器—防潛網

第三節　航空兵器……三一八

一、飛行機發達の概要……三一八
空中飛行の嚆矢—海軍操練場に於て天覽の輕氣球飛揚試驗—築地海軍操練場に於ける輕氣球試揚天覽—臨時軍用氣球研究會の設置—我が飛行機初めて實戰に參加す—陸海軍の飛行術傳習—海軍飛行機空中戰の嚆矢

二、海軍航空兵器の概要……三二六
射擊兵器—爆彈—航空魚雷—射出機

三、海軍航空機の種類竝に性能・用途……三二八
航空機の種類—航空機の性能用途—偵察機—攻擊機(爆擊機)—飛行艇—飛行船

第四節　航海兵器……三三〇

一、羅針儀……三三〇

磁気羅針儀―羅輪羅針儀

二、測深儀……三三一

測鉛線―ケルビン式測深儀―深海測深儀―音響測深儀

三、測程儀……三三三

測程線―ウオーカー式投置測程儀―保式測程儀―去式測程儀

四、航跡自畫器……三三四

五、經緯儀……三三五

經緯儀出現の動機

六、六分儀（セキスタント）……三三五

第五節　通信兵器……三三六

一、無線電信……三三六

無線電信の發明―我國に於ける無線電信の發達―無線電信を初めて實戰に使用す―短波の出現

二、無線電話……三三九

三、放送無線電話……三四〇

ラヂオの噴矢

四、寫眞電送……三四一

N・E式電送寫眞の發明

五、艦船無線操縱裝置……三四三

飛行機及び魚雷の無線操縱―無線電信・電話機進歩概要一覽表

第五章　機關及び燃料……三四九

第一節　角罐外車機械時代（自蒼幕時代　至明治六年迅鯨起工）……三四九

我國蒸氣機關の濫觴（雲行丸の機關）―觀光丸の蒸氣機關―蒼幕時代の蒸氣機關―龜艇千代田形の建造―軍務官及び兵部省時代の軍艦の機關

第二節　圓罐、横置機械の時代（自明治六年迅鯨起工　至日清戰役終結）……三五四

軍艦筑紫の回航まで―軍艦吉野の回航まで―水管艦の機關―石炭

第三節　水管罐直立三段膨脹機械の時代（自日清戰役終結　至日露戰役終結）……三六三

軍艦の主機關―水雷艇及び諜逐艦の主機關―煉炭と重油

第四節　重油混燒及びタルビン勃興時代（自日露戰役終結　至世界大戰開始）……三七三

既卸式機關の終焉―タルビン式機械の採用―重油の混燒及び專燒、瓦斯林の必要

第五節　重油專燒及び高速ギヤード・タルビン時代（世界大戰開始以後）……三八四

歐洲大戰中主機關の變遷―歐洲大戰終結後の經過概要―舶用機關發達沿革表

第六章　醫務衞生……三九一

第一節　衛生機關の變遷……三九一
軍事病院の起原—陸軍病院の濫觴—海軍病院の濫觴—海軍軍醫部に衛生機關を置く
第二節　脚氣と兵食……三九五
脚氣の原因—糧食改良調査
第七章　會計・經理……三九五
第一節　海軍軍人俸給沿革……三九五
第二節　被服・糧食……三九五
一、海軍被服給與の沿革……四一二
被服給與法規の沿革
二、海軍糧食給與の沿革……四一七
金給制度—品給制度の確立
第三節　海軍兵食の沿革……四二七
幕末時代の兵食—兵食金給制度—兵食品給制度—糧食經理規程の改正—明治三十七年改正の兵食—海軍兵食の大改革
第八章　議會に於ける主なる論議……四三三
第一節　軍艦製造費を繞り第四議會の紛糾……四三三
第一議會—第二議會—第三議會—第四議會—上奏案—詔勅を賜ふて政府と議會との和協を望ませ給ふ—海軍改革に關する建議案
第二節　海軍擴張費を繞り議會の論爭……四四一
第十七議會—第十八議會、第三期海軍擴張成立
第三節　華府條約後に於ける軍備補充問題……四四四
第五十一議會—第五十六議會
第四節　倫敦條約締結後に於ける軍備費問題……四四六
第四篇　皇室と海軍……四五五
第一章　海軍への行幸……四五五
第一節　行幸竝に海軍天覽……四五五
一、序說……四五五
明治天皇最初の軍艦御試乘
二、品海に於ける海軍機關天覽……四五六
三、横須賀造船所行幸海軍天覽……四五六
四、海軍始の式海軍兵學寮行幸……四五六
勅語を賜ふ

五、西海御巡幸……四五九
御豫定細目—供奉官員乘艦中定則—供奉諸官員心得—御召艦及び警衛艦—供奉の諸官員—御巡幸紀
六、清輝艦舟卸式横須賀行幸……四七七
我が海軍最初の新造艦—御雇佛人へ勅語を賜ふ—進水式行幸の嚆矢
七、海軍關係行幸一覽表……四七八
海軍關係等への行幸一覽表

第二章　觀艦式……四八四
第一節　概說……四八四
觀艦式の起原
第二節　大阪御親征と天保山沖軍艦叡覽……四八五
天保山沖軍艦叡覽—天保山行幸—御行列と御道筋—海軍天覽御模樣—參列艦船—佛國士官の見たる觀艦式
第三節　神戸沖觀艦式……四九〇
觀艦式一覽表
第三章　海軍發達と大御心……四九二

皇族は陸海軍人たらしむべき旨仰出さる—華族の陸海軍人志願に對し大御心を注がせ給ふ—軍費下賜に關する詔書—水雷發火天覽—軍備擴張に關する勅諭—御內帑金下賜—陸海軍大演習最初の御統監—御內帑金下賜と詔勅—軍事に關する威仁親王御意見—歐洲將來の形勢—海軍擴張の必要—露支二國に對する軍備—軍艦と軍歌—軍歌に關し松村龍雄同想錄中の一節—海軍式御制服

第四章　海軍關係への勅語……五〇四
第一節　明治御代……五〇四
第二節　大正御代……五一三
第三節　昭和御代……五一五
第五章　皇族方の海軍御勤務……五一六
第一節　序說……五一六
皇族と陸海軍
第二節　皇族系譜……五一七
皇族御系譜
第三節　海軍御出身の皇族方……五二二
一、高松宮宣仁親王……五二二

目次

二、東伏見宮依仁親王……五三三
三、伏見宮博恭王……五三四
四、博　義　王……五三五
五、博　忠　王……五三五
六、博　信　王……五三六
七、博　英　王……五三六
八、山階宮菊麿王……五三七
九、山階宮武彦王……五三七
一〇、筑　波　王……五三七
一一、久邇宮朝融王……五三七
一二、朝香宮正彦王……五三八
一三、北白川宮輝久王……五三八
一四、有栖川宮威仁親王……五三八
一五、載　仁　王……五三九
一六、華頂博經親王……五三〇

第五篇　明治維新以降　海軍戰役事變の梗概……五三一

第一章　明治維新の際に於ける海戰……五三一

第一節　阿波沖海戰……五三一

舊德川幕府の軍艦と鹿兒島藩軍艦との交戰—幕艦歸龍、藩艦平運丸を砲撃す—開陽・春日兩艦の交戰

第二節　宮古海戰……五三六

江戶開城と舊幕府艦船の處分—榎本等德川家に賜へる艦船を率ゐて品海を脫走し蝦夷地へ赴く—官軍艦隊の北征—缺艦回天、宮古灣に官軍艦隊を襲ふ—回天艦の突入除甲鐵艦に躍り入む—官軍艦隊津輕海峽を制壓す

第三節　函館海戰……五四三

兩軍艦隊の勢力—松前攻略—函館攻略—總攻撃—官艦朝陽の爆沈

第二章　佐賀の亂と海軍……五五〇

第一節　佐賀征討軍の進發……五五一

海兵隊の品川發—叛徒の縣廳占領

第二節　海兵隊の行動……五五三

海兵隊の長崎上陸—海兵隊の佐賀城進入

第三節　艦船の行動……五五六

雲揚艦長元港に陸戦隊を揚ぐ

第三章　臺灣征討……五五七

征臺の動機—征臺軍の進發—蕃地事務局を東京より長崎に移す—蕃族帰順—生蕃降服

第四章　江華島事件……五六二

江華島砲臺雲揚艦を砲撃す—陸戦隊永宗城を占領す

第五章　西南の役と海軍……五六三

第一節　薩軍と海軍の出動……五六四

戦役の原因—私學校黨鹿兒島海軍造船所を襲ふ—薩軍の出動—官軍の出動—戦況

第二節　海軍の行動……五六六

熊本城聯絡前の艦船行動—海軍聯絡に關する伊東指揮官の意見書—鳳翔艦長薩軍に歸順勸告書を送る—川村參軍書を薩軍に送る—熊本城聯絡後の艦船行動—豊後海方面—佐伯灣砲撃—伊土沿海の警備—鹿兒島方面の行動—鹿兒島縣諸港の封鎖—春日艦の私學校及び城山砲撃—城山陷落

第六章　朝鮮事變……五八一

第一節　明治十五年の京城事變……五八一

暴徒我が公使館を襲ふ—濟物浦條約の締結

第二節　明治十七年の京城事變……五八三

清韓兩兵我が公使館を焼く—漢城條約と日清交渉—漢城條約の締結—日清交渉

第七章　日清戰役……五八四

第一節　東學黨の亂と韓國出兵……五八四

一、東學黨の亂……五八四

戦役の動機—開戦準備

二、日清兩國の韓國出兵……五八六

大鳥公使韓廷に最後通牒を送る

第二節　聯合艦隊の出動……五八八

一、艦隊の出征準備……五八八

聯合艦隊の編成

二、豊島海戦……五八八

高陞號事件—東海浪速艦長の名世界に轟く—豊島海戦戦果

三、艦隊大擧威海衛に迫る……五九二
第一軍の護衛及び揚陸掩護
四、黄海海戰……五九五
兩軍の對勢—比叡の苦戰—旗艦松島の奮闘—彼我の勢力及び戰果—第二軍の護衛及び揚陸掩護
五、關東半島の占領……六〇〇
艦隊大連灣次で旅順口に入る
六、我が水雷艦隊威海衛に敵艦を襲撃す……六〇一
聯合艦隊の威海衛總攻撃
七、威海衛の陷落……六〇四
丁汝昌の降服
八、澎湖島占領……六〇七
第三節　平和克復……六〇八
第八章　北清事變……六〇九
第一節　事變の發端……六〇九
義和團の正體—清廷内守舊派に占めらる
第二節　事變經過の梗概……六一一

第五師團の出征—事變の結末
第三節　シーモア軍の行動……六一四
第四節　服部部隊の勇戰……六一七
第九章　日露戰役……六二〇
第一節　旅順口の露國艦隊に對する作戰……六二〇
一、開戰迄の經緯……六二〇
日露交涉開始—日露開戰
二、開戰當時に於ける彼我の勢力……六二三
各個艦隊の行動及び聯合艦隊の編制—東洋に於ける露國海軍力
三、聯合艦隊の進發……六二六
四、仁川仲の海戰……六二六
瓜生司令官挑戰狀を露艦長に送る
五、旅順口第一次攻撃……六二九
聯合艦隊の前進
六、黄海海戰に至る迄に於ける聯合艦隊の旅順口に對する攻撃……六三〇
七、旅順口閉塞と機雷敷設……六三三

第一回、第二回閉塞隊の行動—旅順口機雷敷設とマカロフ司令長官の戰死
八、第三回旅順口閉塞と陸海軍共同作戰……六三四
九、第三回閉塞後に於ける艦隊の行動……六三五
(イ)艦隊の鹽大澳揚陸掩護……六三五
(ロ)黃海海戰……六三六
敵艦隊の大擧出動—第一合戰—第二合戰—露艦隊の戰況—遁竄露艦の後始末
第二節　浦鹽斯德の露國艦隊に對する作戰……六四〇
一、浦鹽斯德艦隊の跳梁……六四〇
常陸丸、佐渡丸の遭難—敵艦隊太平洋方面に出現す
二、蔚山沖海戰……六四二
露艦隊の戰況
第三節　旅順艦隊の最後……六四四
旅順開城
第四節　露國增遣艦隊に對する作戰……六四五
大本營の動作—聯合艦隊の行動—露國增遣艦隊の來航—佛領カムラン灣集合—朝鮮海峽進入
第五節　日本海海戰……六五二
一、戰鬪經過……六五二
哨艦信濃丸の敵發見—東鄕艦隊の出動
二、露國艦隊の戰況……六五六
三、二十七日夜の戰鬪……六五八
驅逐隊艇隊の襲擊
四、翌二十八日の戰鬪……六六一
降服艦の捕獲處分—戰果
五、遁竄露艦の末路……六六四
第六節　平和克復……六六四
東鄕司令長官の海戰經過上奏—聯合艦隊解散に際し、東鄕司令長官の訓示
第十章　世界大戰……六六八
第一節　世界大戰に於ける帝國海軍の活動……六六八
帝國海軍の作戰目標
第二節　第一期作戰……六六九
一、青島攻略戰……六六九
艦隊の行動—海軍陸戰重砲隊、陸軍へ協力
二、獨逸東洋艦隊に對する艦隊の行動……六七一

第一・第二南遣支隊の行動
三、英國艦隊に對する特別南遣支隊及び遣米支隊の協力……六七三
㈠英協同作戰
四、作戰の成果……六七四
エムデンの最期―獨逸東洋艦隊主力の潰滅―出征部隊の凱旋
第三節　第二期作戰……六七七
一、獨逸潛水艦及び武裝商船の跳梁と特務艦隊の編成……六七七
獨逸の通商破壞戰―第一・第二・第三特務艦隊の編成
二、第二特務艦隊の地中海に於ける活動……六七九
地中海派艦に就て―第二特務艦隊の行動
(附記)　一、驅逐艦に依る護衛の方法……六八一
二、敵潛水艦との交戰、附　英船トランシルヴァニア號の救助……六八四
三、バンクラス號の救助……六八四
戰果
三、戰利潛水艦の回航及び第二特務艦隊の凱旋……六八六
休戰―回航潛水艦のマルタ著
第四節　第三艦隊の東亞露領沿海出動……六八八
一、第三艦隊の濠洲斯德着傭……六八八
聯合陸戰隊の上陸
二、第三艦隊の尼港救援……六八八
臨時海軍派遣陸軍部隊を掩護しハバロフスク發尼港に向け下江す―亞港臨時海軍防備隊
第十一章　上海事變……六九〇
一、上海事變勃發の經緯……六九〇
支那に於ける排日運動の由來―上海事變の勃發
二、上海事變に於ける帝國海軍の活動……六九三
陸戰隊着岸着備區域を占領す―英米總領事の斡旋に依る停戰と支那側の不信行爲―我が海軍最初の空中戰
三、海陸協同作戰……六九四
上海派遣部隊竝に第三艦隊の編成―第九師團の到着―協同作戰中に於ける海軍機の活動―最後の總攻撃―七了口の上陸作戰―三月三日支那軍を指定區域外に驅逐し戰鬪中止を聲明す
四、日支停戰協定の締結……七〇一
第十二章　海戰と文學……七〇三
第一節　序說……七〇三

第二節　海戰に關する著述……七〇五
第三節　海軍に關する軍歌……七〇七

第六篇　對外關係……七一五

第一章　海軍軍縮史……七一五

第一節　華盛頓會議と海軍軍備制限……七一五
海軍軍備制限に關する列國會議—米國全權の提議—主力艦の代艦噸數—各國全權の意思表示—比率問題の紛糾—戰艦陸奥問題—比率決定—軍艦排水量又び備砲の制限—太平洋防備制限問題—條約廢止通告と有効期限—華府條約の內容—各國全權使節

第二節　ジュネーヴ（壽府）會議……七四〇
壽府に於ける三國軍縮會議—日英米三國提案の要旨—日英米三國共同宣言—各國全權使節

第三節　倫敦會議……七四六
日本提案の三大原則—會議の停頓—日英米補助艦兵力量協定表—倫敦條約の內容—各國全權使節

第四節　壽府（ジュネーヴ）に於ける一般軍縮會議……七五九
一、概要……七五九
一般軍縮會議の特徵
二、軍縮條約草案……七六〇
軍縮條約案要約
三、本會議初頭に於ける列强の一般的態度……七六三
軍縮に對する各國の態度
四、帝國の提案……七六四
日本全權使節—華府條約廢棄通告

第五節　第二次倫敦會議脫退……七六六
一、我國の會議脫退……七六六
倫敦會議脫退通告
二、日本の會議脫退後に於ける倫敦會議……七六九
新倫敦條約

第二章　明治維新以降　海軍と外交關係……七七一

第一節　序說……七七一

第二節　我が海軍と對韓關係……七七二
居留民保護のため韓國に帝國艦を派遣す

第三節　我が海軍と對支關係……七七三
帝國海軍の對支援助—我が河用砲艦の武裝解除—日支共同防敵軍事協定—尼港事件と支那砲艦—南京事件—初めて上海特別陸戰隊を置く—上海事變

第四節　我が海軍と對露關係……七七六
帝國海軍外交關係支援の最初―樺太漁業權の消滅
第五節　我が海軍と布哇關係……七八一
日布修交條約の締結―我が軍艦最初のホノルル寄港―帝國軍艦が布哇移民に關し、外交に貢獻せる實例―布哇革命（王政を廢し共和政府を樹立す）―軍艦浪速のホノルル派遣―米國の布哇併合
第六節　我が海軍と英國關係……七八八
第三章　海外艦船派遣史……七八九
第一節　警備（居留民保護）を目的とする遣艦……七八九
第二節　練習航海を目的とする遣艦……七九〇
筑波・龍驤時代―金剛・比叡時代―三景艦時代―阿蘇・宗谷時代より磐手・淺間・八雲級時代へ―巡航方面
第三節　特別任務の爲めの遣艦……七九二
一、日本最初の遣外艦威臨丸……七九四
二、清艦艦の歐洲訪問……七九七
三、比叡・金剛の土耳古軍艦エルトグロール號生存者送還……七九八
四、遣外艦隊筑波・千歳の歐米諸國巡航……八〇〇
五、遣英艦隊鉄島・利根の行動……八〇三
六、皇太子殿下海外御巡遊に就て……八〇六
横濱より香港まで―新嘉坡より古倫坡まで―古倫坡よりポートサイドまで―ポートサイドよりマルタまで―マルタよりジブラルターまで―ジブラルターよりポーツマスまで―英吉利海峽横斷（ル・ハーヴルよりツーロンまで）―ツーロンよりナポリまで―艦隊歸航に就く、カムラン灣まで
七、伯國獨立百年祭に參列の練習艦隊……八一八
第四章　外國註文（購入）の艦船……八一九
內國製・外國製艦船の概要―外國註文（購入）艦船一覽表
第五章　外人より見たる日本海軍……八二九
第一節　序　說……八二九
第二節　明治以前に於ける日本海軍論評……八三〇
第三節　日清戰役に於ける海戰論評……八三一
英國支那艦隊司令長官の批評―獨逸海軍將官の批評―列國權威者の批評―露國海軍士官の批評
第四節　日露戰役に於ける海戰論評……八三七
英國海軍論者の日露海戰評―英國シーモア海軍大將の旅順陷落評―米國人の批評―日本海々戰論評―日本海の海戰―日本海々戰の戰術及び造艦技術に及ぼす影響―朝鮮海峽の海戰―驒古の大勝

第五節　世界大戰に於ける日本海軍論評……八四七
第六章　外國海軍に對する我が海軍の地位……八四九
第一節　總　說……八四九
海軍力の比較—海軍政策の檢討
第二節　明治維新以後に於ける帝國海軍と列國海軍……八五一
帝國海軍建設當初に於ける海軍政策—明治元年軍務官の上議と御沙汰—明治三年普佛戰爭當時に於ける我が沿海警備—我が海軍政策の進展—日清戰役直前に於ける兩海軍力の比較—日清兩海軍の無形的要素の比較—戰爭と外交と海軍力との關係—三國干涉當時に於ける列國海軍力の比較—帝國海軍整備の意の如くならざりし理由
第三節　日清戰役以後に於ける帝國海軍と列國海軍……八五七
日清戰役後に於ける極東の情勢—日清戰役以後に於ける我が海軍政策—露國の對韓國政策—臥薪嘗膽帝國海軍の整備—外國軍艦の臨時購入—戰艦の建造繰上げ—日露開戰當時極東に於ける兩海軍力の比較
第四節　日露戰役以後に於ける帝國海軍と列國海軍……八六二
日露戰役後に於ける極東の情勢—米國の極東政策—米國の海軍政策—世界大戰が米國の政策に及ぼせる影響—帝國海軍政策の進展—我が造艦政策の失態—世界大戰勃發當時に於ける列强海軍力の比較—帝國海軍宿望の八、八艦隊案の成立—世界大戰後に於ける軍備縮小熱—世界大戰と列强海軍地位上の變動
第五節　海軍軍備制限條約締結以後に於ける帝國海軍と列國海軍……八七一
華府條約の要點—倫敦條約の要點—倫敦條約締結當時の三國實際勢力の比較—第二次倫敦會議と帝國の脫退—帝國の倫敦會議脫退當時に於ける列强海軍力の比較—列强海軍有形的兵力消長の跡
第六節　結　言……八七七
英國海軍の傳統と特徵—米國海軍の傳統と特徵—日英米海軍航空機比較—帝國海軍の傳統と特徵

附錄參考諸表……八八一
一、帝國艦船年表……八八一
軍艦の部—驅逐艦の部—潛水艦の部—水雷艇の部—特務艦の部
二、五大海軍國海軍現有勢力（制限內艦船）比較表……九二七
三、各戰役參加艦隊……九二八
日清戰役聯合艦隊編制—豐島海戰日清勢力—黃海海戰日清勢力及び主要職員—威海衞襲擊參加艇隊—仁川沖海戰日露勢力—旅順口閉塞隊—黃海海戰日露勢力—蔚山沖海戰日露勢力—日本海海戰日露勢力及び主要職員—世界大戰出征の帝國艦船
四、艦船喪失一覽表……九四九
五、各戰役中の戰利艦艇……九五二
日清戰役戰利艦艇—日露戰役戰利艦艇
六、帝國海軍艦船建造排水量年次一覽表……九五四

目　次

軍艦―嚮導艦

七、海軍各廳・艦隊首班一覽表……九五七
海軍大臣―軍令部總長―第一艦隊司令長官―第二・第三艦隊司令長官―遣外艦隊司令官―各鎭守府司令長官―各要港部司令官―海軍大學校長―海軍兵學校長―海軍機關學校長―海軍軍醫學校長―海軍航術學校長―海軍水雷學校長―海軍潛水學校長―海軍通信學校・海軍航海學校・海軍工機學校長
八、海軍特從武官……九七八
九、新兵器採用一覽表……九七九
一〇、海軍各戰役死傷一覽表……九八一
一一、各戰役海軍軍費一覽表……九八三
一二、海軍軍人現役人員概表……九八二
一三、各戰役に於ける恤兵獻金一覽表……九八四
一四、外國傭教師一覽表……九八五
長崎海軍傳習所、和蘭敎師派遣隊―海軍兵學校傭聘外國敎師―海軍航空隊英國傭敎師
一五、海軍旅費沿革一覽表……九九三
國族及び軍艦族に關する布告條文摘要
寫眞・附圖　目次

一、寫　眞（アート紙十四葉）
支那事變に於ける我が海軍の活躍（南昌爆撃に向ふ我が海の荒鷲隊―敵機雷面を突破して揚子江を遡る我が艦隊―砲艦熱海）―在りし日の南京に於ける中華民國第一艦隊勇姿……口　繪
長崎海軍傳習所―觀光丸……一一頁の次
東京築地海軍兵學寮―江田島海軍兵學校―輕氣球飛揚試驗天覽の圖―海軍兵學寮址記念碑……一二〇頁の次
東艦（甲艦）―清輝艦―軍艦試傍―日露戰役時代の嚮導艦……二三五頁の次
日露戰役時代の軍艦三笠―戰艦摂津……二三〇頁の次
戰艦長門―一等巡洋艦熊野―戰艦薩摩―戰艦鹿島……二三〇頁の次
一等巡洋艦鳥海（二代）―軍艦鳥海（初代）―航空母艦鳳翔―巡洋艦夕張……二三五頁の次
航空母艦赤城―近代嚮導艦朝霧……二三五頁の次
伊號第五十三號潛水艦（近代型）―第六號潛水艦（初期）―近代型掃海艦―嚮導艦……二五八頁の次
水上艦艇機雷敷設狀況―魚形水雷發射の狀況―潛水艦に於ける機雷敷設狀況―單艦式掃海具の曳航狀態―對艦式掃海具の曳航狀態―捕獲網に懸つた潛水艦……三一四頁の次
明治元年天保山沖に於ける海軍天覽―咸臨丸……四八八頁の次
同天・甲鐵兩艦相搏の圖―甲賀艦長同天艦橋上にて戰闘を指揮する圖……五四三頁の次
黃海海戰帝國軍艦―黃海海戰清國軍艦……五九八頁の次
海軍聯合陸戰隊澎湖島上陸記念碑―海軍聯合陸戰隊の上陸（日清戰役澎湖島占領）―日清戰役當時の水雷艦―近代型水雷艦雷……六〇八頁の次

二、挿圖（挿入圖七葉其他挿圖二十六種）・附表（七葉）（括弧内数字は頁）
東京築地海軍造兵廠附近略圖（九七）―築地海軍省郭内之圖―海軍兵學寮（一一九―一二〇）―運行丸略圖そ
の他軍艦の機械及び繪の圖八葉（三五〇の次）―附表七葉（三九〇の次）―薩艦・幕艦合戰見取
圖―平運丸行動圖―（五三三―五三四）―宮古灣（五四二）―函館海戰々場略圖（五四七―五四八）―佐賀戰場
附近略圖（五五四）―九州附近略圖（五六八）―豐島海戰圖（五九〇）―黃海海戰圖（五九七）―威海衞附近略圖
（六〇三）―各國聯合陸戰隊行動略圖（六一四）―大沽砲臺攻擊略圖（六一九）―八尾島附近戰鬪圖（六二八）―
八月十日黃海海戰行動圖（六三八）―浦塩艦隊出動圖（六四三）―露國增遣艦隊航跡圖（六五〇）―露國艦隊航
行序列圖（六五三）―日本海々戰々鬪圖（六五九―六六〇）―日本海々戰々場略圖（六六二）―太平洋方面略
圖（其の一）（六七四）―同上（其の二）（六七六）―地中海附近略圖（六八二）―鹿島香取行動略圖（八一七）

（終）

近世 帝國海軍史要

第一篇 總說

第一章 前提

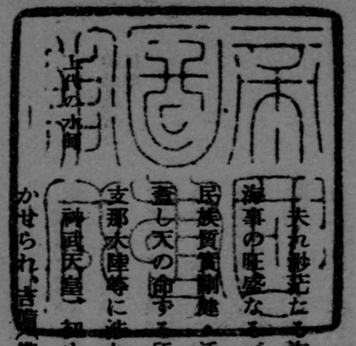

造船の奨勵

崇神天皇の御宇（皇紀五六四―六三一年、西紀前九七―三〇年）、諸國に詔して船舶を造らしめ給ひ、海事の興隆を來たした。由來我國と大陸との關係は、古くより水運に待つもの多く、海洋を以て四境を繞らす國土に在りては、國民生存上の必要よりして、恒に舟楫に慣れ航運に熟し、海事の昻盛なるべきは自然の數である。我が帝國は幾多の島嶼より成り、地勢屈折甚だしく、到る處良灣佳港を有し、民族實創進取の氣象に富める者なれば、夙に海上を家とし波濤を枕とし、船艦を以て四方に雄飛するは、活潑自由なりと謂ふべきである。太古に於て早く既に船舶を有して海洋を馳驅し、我が本土より朝鮮半島・支那大陸等に渡りて交通の開かれたことは、典籍に徵して之を想見するに足るのである。

神武天皇、初め日向國高千穗宮にましましが、東遷の議を決し、太歲甲寅（皇紀前七年、西紀前六六七年）御舟に召されて征途に就かせられ、吉備（備前・備中・備後）に於て大いに水師を整へ、親ら之を率ゐて浪速（攝津）に航し、更に轉じて紀伊に到り、熊野の丹敷浦（濱宮）より上陸して大和に入り、畝傍山東南の地に皇都を奠め、太歲辛酉（皇紀元年、西紀前六六〇年）橿原宮に寶祚に卽かせ給ふた。此の東遷に　天皇の率ゐさせられたる水師こそ、實に上代に於ける我が帝國海軍の濫觴とも謂ふべきである。

交通は夙に開けてゐたが、爰に海事の發展に伴ひ航運も殷盛に赴き、我が國威も昂揚するに至つた。朝鮮半島にある任那國の如きは入貢して隷屬の志を致し、以て我國の保護を請ふた。乃ち我國は之を納れ、垂仁天皇の二年（皇紀六三三年、西紀前二八年）鹽乘津彦を將として任那に遣はし、同國に日本府を置きて統監せしめた。これ我國が朝鮮半島に勢力を扶植した始めである。

景行天皇の筑紫に於ける熊襲の親征（皇紀七四二―七四三年、西紀八二―八三年）、日本武尊の熊襲及び東夷の征伐（皇紀七五七年及び七七〇年、西紀九七年及び一〇年）には多く水師を用ひられた。

仲哀天皇の熊襲親征（皇紀八五九年、西紀一九九年）及び神功皇后の外征（皇紀八六〇年、西紀二〇〇年）、共に水師を用ひられた。而して後者は實に此の時代に於ける我が海軍の偉績であつた。初め　天皇、皇后を伴ひ角鹿（敦賀）に行幸し給へるとき、宣はく、「朕此の國の地勢を察するに、海陸の便具はり、外蕃に對するには最も形勝の地なり、爰に　垂仁天皇の御宇、新羅（當時朝鮮半島の一强國）我に無禮を働けることあり、朕が世に、之を征して憖さんとすゝいま朕は南の方に巡幸すべければ、皇后は宜しく此の地に留まりて、海路の消息をも審かに究め、戰捷の加護を神明に祈るべし」と。斯くて　天皇は紀伊國に行幸あらせられた。然るに偶々筑紫の熊襲叛きたるを以て　天皇は熊襲を親征せんとし、御船に召されて穴門（長門國）の豐浦に赴き給ふ。御發輦に際し勅使を皇后の御許に遣はされ、皇后の來り會せられんことを傳へしめられた。皇后は角鹿を御發船あり、日本海の荒波の上をば長き御難航の後、漸く豐浦に著かせられた。是に於て　天皇は愈々熊襲を征し給はんため、皇后と共に更に筑紫に幸し、橿日（香椎）の宮にましませる時、不圖、疾に罹りて崩御し給ふた。皇后はいたく驚き悲歎にくれ給ひしが、さてかくあるべきにあらずと思ひかへし、決然として　天皇の御遺志を紹がせ給ひ、先づ吉備の鴨別（かもわけ）をして熊襲を討ち平げしめ、親ら水師を率ゐて新羅を征せらるゝことゝなつたのである。卽ち諸國に令して、船舶を集め、兵甲を練り、艤裝全く成り、出師準備完整したるを以て、皇后親ら之を率ゐて征途に就かせ給ふた。既にして我が艦船、海を壓し軍容堂々として彼の地に到りしかば、新羅の國王は此の有樣を望み見て震駭措く所を知らず、謂へらく、「是れ豫て傳へ聞く所の東方の神國、大日本聖天子の統帥し給ふ神兵ならん、吾等固より武具執りて打ち向ふべきにあらず」と。忽ち白旗を揭げ面縛して降服し、永く臣隷たらんことを誓ひ、貢物八十隻を獻じた。之が後ちに至り歲貢の例となつたといふ。新羅が斯く降服せりとのことを聞き、その隣接國、百濟及び高麗も亦た我に降服して朝貢を捧ぐることゝなつた。新羅・高麗・百濟の三國は所謂三韓である。世に此の役を稱して神功皇后の三韓征伐といひ、古來普く人口に膾炙する所である。

神功皇后の征韓

我國が、支那の三國時代、魏國へ使者を遣はして贈物を爲し、魏國よりも亦た我國に使者を送り贈物を齎らして答禮し、以て互に修交の誼を致したことは、神功皇后攝政三十九年（皇紀八九九年、西紀二三九年）の頃であつた。それより以後、餘程長き年月の間、我が歷朝は支那との交通を續けられたやうである。

さて、朝鮮半島の事であるが、爰には任那の請ひを容れて我が保護國と爲し同國へ日本府を置き、今又神功皇后の親征により三韓服屬したるを以て、爾來約四百年に亙り、我國は朝鮮半島を保護統監して、產業の開發、國力の進展に努めたのである。但し其の間屢々擾亂起り、之が鎭撫等のため、我國より朝鮮半島へ水師を出せしこと一再に止まらず、神功皇后攝政五年（皇紀八六五年、西紀二〇五年）より　推古天皇三十一年（皇紀一二八三年、西紀六二三年）に至る迄の間に於て、十有五回の多きを數ふるに及んだ。

海人部の設置

應神天皇の御宇、大濱宿禰を以て海人の主宰に任じ（皇紀九三三年、西紀二七三年）、次で諸國に詔して、海人部を置かれた（皇紀九三四年、西紀二七四年）。海人部は水師を管し、船舶・海員・航運・造船事業等、海事に關することを掌る職司で、國防の整備、海事の振興の爲め、新たに常設せられたものである。蓋し我國に於ける此の種機關の濫觴と謂ふべきであらう。

此の時代に於て我が造船界は大いに發達して堅艦巨船を製出するやうになり、海員の數も增し、海技・用兵の術も

進み、水師の勢力强盛を見るに至つた。

蝦夷蕭慎の討平

齊明天皇の御宇（皇紀一三一八―一三二〇年　西紀六五八―六六〇年）阿部比羅夫を將とし、水師を率ゐて蝦夷を討ち平らげ、尙ほ蕭慎（渤海民族の祖先にして黒龍江及び松花江流域に居りしもの）を擊破して、北海方面を平定せしめられた。比羅夫の率ゐたる此の水師は兵船二百隻より成り、當時に於ける大規模の艦隊であつた。

然るに朝鮮半島に於ては、漸次支那の勢力南下して我と接觸するに及び、種々の葛藤を生じ、遂に彼我の衝突を惹起して戰爭となつた。之より先き任那は、欽明天皇の二十三年（皇紀一二二三年　西紀五六二年）新羅に併呑せられ、又新羅は支那（唐）の援助を恃みて、百濟を攻擊しつゝ我國に叛するの行動に出でたのである。斯くて戰局の進むに伴ひ、百濟及び高麗共に之を支ふる能はず、赴援の我が水軍亦た百濟の白村江（今の忠清南道の錦江の河口）に、唐と新羅との聯合軍と會戰して利あらず、遂に我國は班師して朝鮮半島の保護統監を解除するに至つたのである。時に、天智天皇の二年（皇紀一三二三年　西紀六六三年）にして、任那に日本府を置きしより六百九十餘年、三韓降服より四百六十餘年を經て居る。

軍船の製造

天智天皇の三年（皇紀一三二四年　西紀六六四年）對馬・壹岐・筑紫に防人（さきもり）を置き、又緩急に應ずる爲に烽火を備へた。而して翌年、歸化の百濟人を役して筑紫（筑前の）に大堤（これに水を貯へ）を築造せしめた。蓋し悉く邊海防備の施設である。

爾後、我國は漸く外征に倦み、出師の壯圖亦た絶えて、退嬰の狀態に年所を送ることゝなつた。

元明天皇の和銅二年（皇紀一三六九年　西紀七〇九年）蝦夷の叛亂するや、越前・越中・越後・佐渡の四國に令して船舶百隻を造り、水師を發して蝦夷を討平せしめた。

聖武天皇の天平四年（皇紀一三九二年　西紀七三二年）東海・東山・山陰・西海の四道に令して米穀百石以上を積載するに堪ふる船船を造り、之を軍船と爲し、又天平十八年（皇紀一四〇六年　西紀七四六年）安藝國をして大船二隻を造らしめた。而して　淳仁天皇の御宇に至り、西海・南海・東海の諸道に令して軍船三百九十三隻を造り、兵士四萬七百人・水手一萬七千三百八十人を募集

訓練し、三箇年を以て之を完備せしむることゝした。蓋し之より先き、新羅國屢々我國に對して無禮を加へたるにより、將に其の罪を問はんとして、斯かる準備を爲したのである。然るに新羅の國使來朝謝罪するあり、又我が國內に故障（嘉祥詐勝の反亂）生じたる等のため、新羅國に對する問罪の出師は實現に至らずして止んだのである。時に天平寶字八年（皇紀一四二〇年　西紀七六〇年）であつた。

外國賊船隊の來襲

嵯峨天皇の弘仁四年（皇紀一四七三年　西紀八一三年）より、後一條天皇の寬仁四年（皇紀一六八〇年　西紀一〇二〇年）に至る迄の間に於て、新羅・高麗・刀尹・南蠻等の賊船隊が肥前・筑前・對馬・壹岐・薩摩等に來り侵せしこと七回に及んだが、所在水陸の我が軍兵に依つて皆な討ち退けられた。

源平二氏の海戰

朱雀天皇の御宇、承平六年（皇紀一五九六年　西紀九三六年）伊豫椽藤原純友叛し、山陽・南海・西海に跳梁する海賊を徒屬とし、船舟千餘隻を集めて西國を擾亂したが、天慶四年（皇紀一六〇〇年　西紀九四一年）遂に誅に伏した。

元寇の役

安德天皇の文治元年（皇紀一八四五年　西紀一一八五年）源平二氏の壇の浦の海戰に、源氏は八百餘隻、平氏は五百餘隻の兵船を用ひたといふことである。

龜山天皇の文永五年（皇紀一九二八年　西紀一二六八年）以來、蒙古より（曙古は三年の後、我が文永八年に國號を元と改め、更に七年にして我が弘安二年、宋國亡びて元は支那を統一した）國書を我國に致せしこと再三に及びしも、其の文辭甚だ非禮なりしを以て、我は之に回答を與へなかつた。

其の後文永十一年（皇紀一九三四年　西紀一二七四年）に至り、彼は水師を遣りて我を侵した。此の水師は大船三百隻・早船三百隻、元兵一萬五千人・高麗兵八千人、其の他梢工・水手六千七百人より成ると稱せられた。彼は先づ對馬・壹岐を侵し、進んで九州北西岸に寇した。我が兵連戰利あらず、退いて水城により防戰に努めつゝあつたが、偶々强風起りて彼の船艦の覆沒したるもの二百餘隻に及んだ。是に於て彼は狼狽して軍を撤し悉く本國に遁れ去つた。

後宇多天皇の弘安四年（皇紀一九四一年　西紀一二八一年）、元國は再び水師を發して我國に寇せしめた。今回は前回に比して規模更に大

であつて、其の先鋒隊は船艦九百隻・軍兵四萬人、本隊は船艦三千五百隻・軍兵十萬人と稱した。我國に於ては、前役の經驗に鑑み防備を一層嚴にし、博多を中心として沿岸約四里に亙り一連の石壘を築き、敵をして一歩も上陸せしめざるの策を樹て、擧國一致して充分の用意を整へ、東國の武士を九州に派し、四國の舟師を此の方面に移して協力せしめた。申すも畏きことながら、龜山上皇には深く這回の事に就て憂へさせられ、玉體を以て國難に代らんとの願文を伊勢大廟に捧げさせ給ふた。既にして彼の先鋒隊たる東路軍は、此の歳六月初旬、對馬・壹岐を侵し、勢に乘じて博多灣南岸に上陸せんとしたが我軍の反擊を受けて一歩も上陸するを得ず、灣內志賀島に退いて持久の策を執り、また其の本隊たる江南軍は屢々我が船艦を襲擊したが、彼は折柄の炎暑と非衞生的なる船內生活の爲に癘疫に惱まされて士氣沮喪の色あり、六月下旬に及びて一旦壹岐方面に引揚げた。然るに七月下旬に至り、彼の本隊たる江南軍が漸く鷹島附近に到著したので、彼は大いに勢を得、玆に兩隊の集結を爲し愈々大擧侵入の準備中のところ、閏七月一日、飄忽として大颶風起り、彼の船艦の大部は覆沒し、彼の軍兵は我が筑肥の海に殲滅せらるゝに至つたのである。

船奉行を置く

顧みるに源氏が鎌倉に幕府を開きたる後（頼朝の征夷大將軍に任ぜられたるは安德天皇の壽永二年、皇紀一八四三年、西紀一一八三年にして六十六國總追捕使と爲りしは後鳥羽天皇の建久元年、皇紀一八五〇年、西紀一一九〇年である）、西國に船奉行を置きて水軍を統轄せしめた。海賊追捕の經驗ある沿海の諸豪族が、各々要衝の地に水營を設けて、海防の研究と施設とを始めたのは此の頃の事であつたと云ふ。而して我國が叙上の如く屢々外國の侵寇に惱まさるゝに及び、之に刺戟せられて、弘安の元寇役後、我が國民思想は俄然海外發展の趨勢を激成し、船舟を操縱して朝鮮半島より支那南部沿岸に亙り、侵擊を敢てするものを生ずるに至つた。これ固より我が官憲の制令外に在り、邊民の私的行動に出づるものにして一定の統制を有するにあらずと雖も、其の個々の勢力極めて猖獗にして侵擊の目的を達せずんば已まざるの概を示したので、所在皆な畏怖して、彼の國に於ては之を倭寇と稱して警戒し、屢々其の禁遏を我國に要求して來た。

我が邊民の海外進出

貿易時代

豐臣秀吉の政柄を執るに及んで（秀吉の關白に任ぜられたるは、正親町天皇の天正十三年、皇紀二二四五年、西紀一五八五年にして、太政大臣に任ぜられ羽柴の姓を改めて豐臣と稱せるは、翌天正十四年であつた）、海洋取締を嚴にし、擅に海外に侵寇するが如きことを禁遏したので、彼等は業を海運貿易に轉じ、玆に貿易時代に入つた譯である。

豐臣の征韓役

豐臣の征韓役に於ては（後陽成天皇の文祿元年乃至慶長三年、皇紀二二五二―二二五八年、西紀一五九二―一五九八年）、我が水軍は初め彼の軍を破つたが後ち利を失ひ、延いて陸兵諸隊後方の連絡等に故障を來たした。此の役は秀吉の薨去に由り遂に班師して其の終結を告げた。

然れども秀吉は前述の如く、一方に於て海洋取締を嚴にしたが、他方に於て海外貿易船に對し朱印狀を與へて積極的に之を奬勵したので、此の時代に於ては大船を建造して之に從事するもの續出し、通商貿易は盛大に赴き、又南洋諸島經略の壯圖を畫するものを生ずる等、國民士氣の勃興と共に其の施爲亦た旺盛なるものがあつた。

通商貿易の隆昌

德川幕府の始め頃は（後陽成天皇の慶長八年乃至明治天皇の慶應三年、皇紀二三六三―二五二七年、西紀一六〇三年―一八六七年）、海外貿易盛んにして、歐洲船舶の來るもの踵を接した。而して德川幕府の政策は、政治的關係を避けて商業に重きを置き、貿易業者には特許の朱印狀を賦與して大いに通商を奬勵した。故に是等の我が船舶は、亞細亞大陸の沿海諸國及び南洋諸島に往來して其の羽翼を展べ、到る處に居留地を設け、遂に外人をして江戶將軍（德川幕府）に其の制裁を乞はしむるに至つた。

船手組を置く

德川幕府は斯くの如く、初め外國交通を寬にし、貿易を奬勵し、航路を開いたが、之に伴ふに海軍の經營を以てせず、唯だ船手組なる者を置きて、僅に海軍の任に當らしめた。但し三代將軍家光は海軍更張の志を懷き、其の著手の一端として、明正天皇の寬永七年（皇紀二二九〇年、西紀一六三〇年）に天地丸といふ軍船（關船製にして船體長二七間半・幅九間・深一丈一尺・櫓百挺・大筒四挺・小筒二〇挺・鐵砲一〇挺・弓五張・矢八二〇本・鐵若干等を備ふ）を品川沖に浮べ、家光親ら之に乘り、他の軍船を多く集め、それに兵を乘組ませて操練を行ひ、以て彼等を激勵し、翌八年には船手頭向井忠勝に命じ、伊豆國伊東に於て兵船を造らしめ、三年を經て竣工、之を安宅丸と名付けた（安宅丸は關船製にして船體長三一間・幅一〇間半、深一丈二尺・櫓一三〇挺を備へ、船體の要所は銅を以て張り、中央に二層の樓閣あり、鐵は歐式のものを用ひた。船內には大筒五挺・小筒三〇挺・鐵砲二〇挺・弓八張・矢九〇〇本・鐵若干等を裝備した）。家光は之を品川沖に回航せしめ、寬永十二年六月、江戶在府の諸大名を率ゐて親ら天地丸に乘り、安宅丸を閲したといふ。然るに鎖國政策を執る

海軍更張の企圖

に及び、此の海軍更張も自然中止せられた。

鎖國の令を布き大船製造を禁ず

鎖國政策を執るに至りたる動機は、歐洲諸國中わが國に對して不穩の企てを爲すものありとのこと漏れ聞えしに起因するもので、仍ち玆に外國との交通を絶ち、又我國の船舶の外國渡航をも禁じた。此の鎖國令の發せられたるは、家光の將軍職を襲ぎたる後十三年、其の薨去前十五年、明正天皇の寛永十三年（皇紀二二九六年、西紀一六三六年）のことで在つた。鎖國令の發布に伴ひ、國民海外渡航の禁遏を勵行する爲め大船の建造を禁じた、卽ち我が兵艦商船の別なく、五百石積以上の船は皆な之を破毀せしめ、今後新造する船舶は五百石積以上のものは總て之を禁じた。而して船の構造に就ても船底に縱骨を用ふること、及び檣は二本以上を備ふることの二件を禁じた。從來我が造船術は或は船底を二重底にし、或は帆檣五本を備へ、一隻に二、三百人も乘ることが出來る程の大船を建造し得るくらゐに發達を遂げてゐたが、この禁令が出てからは、我國の船舶は漸く內地沿岸を航するに足る位の程度、卽ち舟子の所謂地方乘り船の程度に止まる小船のみとなつたのである。

海事の衰退

德川幕府の執りたる鎖國政策は、約二百十八年間を通じて實施せられた。此の間我が一般國民は、海外列國の動靜に就て、將た又その文化の發達・科學の進步など諸情勢に就て知る由もなく、國內に安居して太平を謳歌しつゝあつた。

然るに家治將軍時代、次で家齊將軍時代の頃（後櫻町天皇の寶曆十年乃至仁孝天皇の文政二年、西紀一七六〇―一八一九年、仁孝天皇の文政八年、皇紀二四七九年、西紀一八二七年）より、我國の地勢に鑑みて海防の必要を唱道鼓吹するの志士の出づるあり、又外部よりの刺戟としては、露國船の屢々我國の北境に寇し或は時に互市を求むるあり、其の他我が邊海に來往する外國船の數の漸次多きを加ふるを見るあり、英國船の長崎に來りて非禮の行動を爲せし等の事があつた。而して此の間我が國內に在つては篤學卓識の士輩出して、海外列國の情勢・文明の程度・國防の施設等を審究し、以て我が國狀に考へ、大に海防の急務を說き世の覺醒を促すに至つた。

邊防の計を立て大船建造の禁を解く

家慶將軍薨去、家定將軍襲職の歲（孝明天皇の嘉永六年、皇紀二五一三年、西紀一八五三年）米國水師提督ペルリ、艦隊を率ゐて浦賀に來り、國書を奉呈して通商修交を求めた。此の時に方り我が國內には議論囂沸し、海防の意見を建議するもの續出して殆んど抑止すべからざるの有樣であつた。是に於て幕府は到底その祖法（鎖國政策）の墨守すべからざるを知り、邊防の計を立つると共に、大船建造の禁を解くに至つた。而して翌安政元年（孝明天皇の御宇、皇紀二五一八年、西紀一八五八年）米國との和親條約成り、其の後、米・露・英・蘭・佛等の諸國と通商條約を締結し、外國との交際が玆に開かれたのである。從つて海防整備の必須に由り、西洋艦船の制式を採用して、以て海軍を建設することゝなつた。

第二章　近代海軍の建設

第一節　幕末海軍建設の端緒

西洋海軍の制を採用して我が海軍を建設するに決した德川幕府は、先づ以て和蘭國に對し軍艦建造に關する交涉を開始した。此の時特に和蘭國を選んだのは、同國は鎖國中も長崎出島に限り通商貿易を特許されてゐたからであつて、且つ和蘭國王が曾て左記親翰を德川將軍に寄せて懇篤なる忠告を爲せしこと等、亦たその因を成せるやに思はれる。

一八四四年二月十五日（天保十四年十二月二十七日）附の和蘭國王の親翰大意

時世の推移により商賣の道も開け、器械工業其の他科學の進步等に關する歐洲の形勢を說きたる後、英國人と支那官人との爭論より兵亂と爲り、支那は戰利あらず、國人數千廣東にて戰死し且つ數府を奪はれ、支那に於て阿片交易の事より焚燒せられたる英國の貨財は數百萬金を以て償はれたり、貴國（日本）も今亦斯くの如き災害に罹らんとす。思ふに今よりして日本海に異國船の來ること多かるべく、從つて其の船員と貴國（日本）民と爭端を開

くの場合多からん、それより兵亂を起すべきこと心痛に堪へず、貴國(日本)古來の法を固守して反つて亂を釀さんよりも其の禁を弛むるに若かず。凡そ平和は只懇ろに好を通ずるに在り、懇ろに好を通ずるは交易に在り云々。

徳川幕府軍艦建造を和蘭に依頼す

卽ち嘉永六年長崎奉行水野筑後守は出島和蘭商館長ドンケル・クルチウスに告ぐるに、「歐式海軍建設に關聯し、軍艦建造を蘭國政府に依頼し度き」旨を以てし、其の後數度の交涉を重ね一つの成案に到達した。それによると、蘭國政府は翌安政元年夏までに中型武裝蒸氣船一隻・小型蒸氣船二隻乃至三隻、其の他若干隻を長崎に回航することになつてゐた。併し當時歐洲では露土戰爭中であつたので、蘭國政府としては直ちに我が要求に應じ兼ね、差當り武裝を有せざる小型蒸氣船一隻の註文に應ずるに過ぎなかつた。然る處、和蘭國東洋艦隊所屬汽船スームビング號が、偶々和蘭國東印度總督府所在地なる爪哇から日本に派遣せられた。同艦は安政元年八月、長崎に著したが、其の艦長ファビュス中佐は幕府の依頼に應じ、在泊三箇月に亙り、スームビング號を教材の中心とし、幕府から派遣された旗本の子弟に海軍に關する初步の學術を敎授した。茲に近代海軍建設の曙光を見たのであつた。但し當時我國に於ては洋書は蕃書と稱へ、一般には其の研究を禁止してゐたのであつたから、傳習生の蘭語を解するもの甚だ少く、從つて敎授上の困難もあり、此の傳習は僅か三箇月に足らなかつたが、それにしても初めて海軍學術に觸れた傳習生に取つては、相當の收穫であつたに相違ない。

和蘭國人より海軍學術の傳習を受く

扨て幕府は和蘭政府が軍艦の建造註文に積極的に應じないので大いに失望したが、種々考慮の結果、然らば軍艦二隻を爪哇にて建造方を交涉すべく掛合つた處、今回は蘭國政府も大いに好意を示し、(一)曩に派遣したスームビング號を日本國政府に寄贈すること、(二)十門乃至十二門砲艦二隻の註文に應ずることを承諾した。斯くて長さ二十九間、幅五間、砲六門、百五十馬力のスームビング號は安政二年七月長崎に著し(前回スームビング號艦長として長崎に來航したファビュス中佐は、今回はゲーテ號艦長と爲り同艦に乘艦し、スームビング號をも率ゐて來航した)、和蘭國王ウィルヘルム三世の名に於て幕府に贈呈され、其の名も觀光丸と改められて、我が近代海軍

近代海軍の第一艦觀光丸

の第一艦となつた。

長崎海軍傳習所

安政二年幕府は海軍傳習所なる敎育機關を長崎奉行西役宅、卽ち今の長崎縣廳々舍のある所に創設し、海軍學術の傳習を開始した。而してスームビング號回航の際同艦に乘組み渡來せる和蘭國海軍大尉ペルスレーケンを敎師首長とし、其の下に士官・准士官・下士卒、合計二十一名の敎師を附し、永井岩之丞(後の玄蕃頭)を諸取締に、勝麟太郎を傳習生監に任命し、スームビング號、卽ち觀光丸を練習艦に充てた。勝麟太郎は當時幕臣中、蘭學及び兵學の第一人者であり、明治維新後初代海軍卿となつた伯爵勝安芳(初め勝太郎後ち安藩守義邦と稱し維新後安芳と改む)である。傳習生としては幕臣中約七十名が選拔された外、鹿兒島藩十六名・熊本藩五名・佐賀藩四十八名・福岡藩二十八名・萩藩十五名・津藩十二名、その他の諸藩からも若干名を委託した。是等傳習生の內には明治維新後、海軍中將に任じ又海軍卿たりし子爵榎本武揚や、永く海軍中將を以て海軍卿に任じ晩年海軍大將たりし伯爵川村純義や、初代海軍々令部長海軍中將子爵中牟田倉之助等もゐた。此の傳習開始以來一年有半、傳習生は眞に粉骨碎身、以て海軍學術の修得に努めたのであつた。

長崎傳習生

安政四年幕府は江戶に軍艦敎授所を設置することゝし、長崎傳習所卒業生の一部を江戶に呼寄せたので、同年五月百餘名の卒業生は、自ら觀光丸を操縱して無事神奈川、卽ち橫濱に回航した。斯く短時日の間に長足の進步を見るに至つたのは、傳習生の努力に因ること勿論であるが、敎師ペルスレーケン大尉等の功績亦た大なるものありと謂ふべきである。

爾餘の傳習生は依然長崎に留つたが、幕府の註文艦の一隻は和蘭本國にて竣工し、ヤッパン號の名の下に安政四年長崎に回航された(一二五〇噸、一〇〇〇馬力、大砲十二門。後ち咸臨丸と命名せらる)。同艦に乘組渡來のカッテンディキ中尉を首長とする新敎師團(首長の外に士官七名、准士官下士卒合計三六名の敎師あり)に依り傳習が續けられた(諸取締永井玄蕃頭は江戶の軍艦敎授所の所長と爲り、觀光丸にて江戶に歸り、其の後は岡部駿河守長常と諸取締に任ず。勝麟太郎は引續き傳習生監たり)。斯くて傳習生は此の新敎師指導の下に、新造艦咸臨丸にて傳習を續け、長崎を中心として、天草・對島・五島・平戶

下ノ關より、南は鹿兒島に至る九州沿岸一帶に亙り航海しつゝ實地訓練を積んだ。翌五年には蘭國へ註文の第二艦エド號が長崎へ入港したので、之を朝陽丸と命名して練習艦に充てた。因に此の長崎傳習所は安政六年に閉鎖されたが、それは我國に於ける攘夷論の擡頭に伴ひ、和蘭政府が英國・米國等との國際關係を顧慮し、右の教師等の正式派遣中止を申出でたに依るとのことである。

江戸築地軍艦教授所（後ち海軍操練所と稱す）

之より先き永井玄蕃頭は安政四年、卒業傳習生を引連れ觀光丸で歸府した。築地講武所内に設けた軍艦教授所は所長以下教授方・同手傳等夫々定まり、軍艦操練稽古規則等制定され、同年七月十九日より授業を開始した。

海外留學生

文久二年（皇紀二五二二年・西紀一八六二年）和蘭國へ軍艦を註文するに際し、幕府は留學生を和蘭國に送つた。これは彼等をして註文軍艦の臨監旁々諸學術の研究を爲さしむるに在つた。留學生一行は内田恒次郎を隊長とし、林研海・伊東玄伯・榎本釜次郎・澤太郎左衛門・赤松大三郎・田口俊平・津田眞一郎・西周助ほか六人で、正則な學校教育を受けた我國最初の海外留學生である。而して榎本・澤・赤松は海軍の學術を修め、内田は地理學、林・伊東は醫學、津田・西は法學を修むる等、各自別個の研鑽を遂げ、その一部九名は和蘭國に於て建造成れる幕府の軍艦開陽丸に搭じて、慶應二年同國フレッシング港抜錨、翌三年（皇紀二五二七年・西紀一八六七年）五月神奈川に安著、次で江戸に歸つて來た。

長崎製鐵所（後の長崎造船所）

長崎海軍傳習所の開設と共に、差向き必要を感じたのは修理工場の設備であつた。そこで永井玄蕃頭が幕府に具申の結果、和蘭國に註文した機械器具（當時の文書に從へば「蒸氣機械・湯釜・御普請御用必需の品・鎔鑛爐」「蒸氣機械・鑛鑄等」此の代金凡そ一萬兩程のものとあり）は安政四年到著し、長崎奉行水野筑後守より幕府へ伺ひの上、稻佐鄕鉋ノ浦に据附け、尚ほ船渠も建設したが、其の竣工は文久元年（皇紀二五二一年・西紀一八六一年）であつた。之を長崎製鐵所と稱した。當時の製鐵所なる名稱は實は鐵を造るのでなく、何れも造船所及び修理工場の意味であつた。此の長崎製鐵所は今の三菱重工業株式會社長崎造船所の前身であり、又我國最初の造船所でもある。

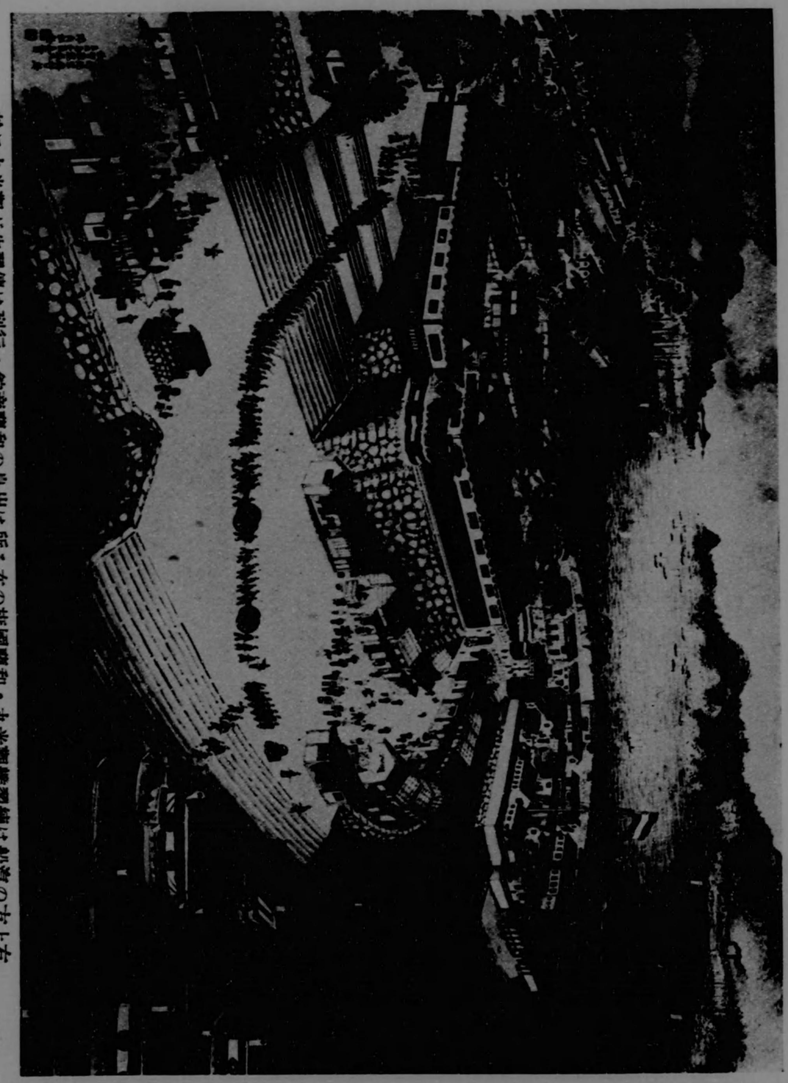

於に丸光艦が生習傳（行業基礎）所習傳軍海（宅役酉）

於に丸光艦が生習傳は列行・前御觀和の島田は所る在の旅國觀和・丸光艦傳習練は船汽の方上右（講修前御觀海）（年二政安）況狀るあ、つ り跡に宅役酉り移を習練るけ（藏所船製所造船）

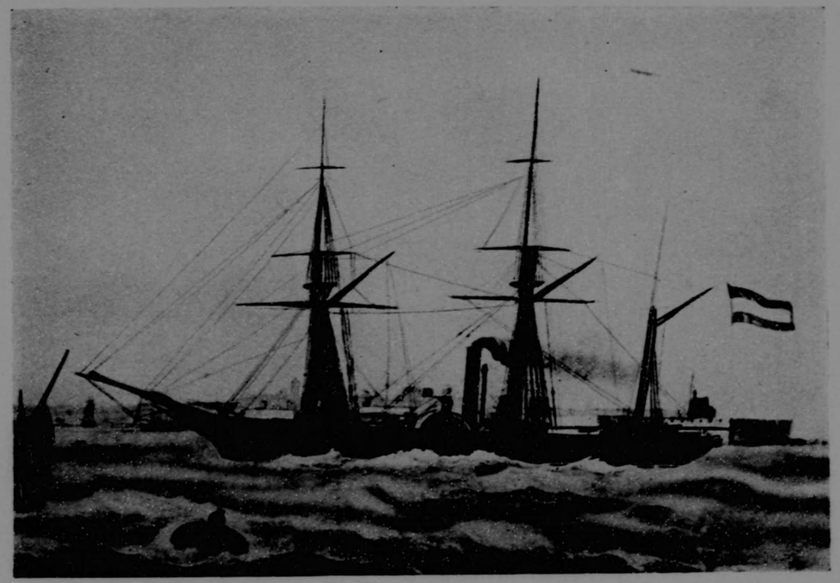

和蘭國王より贈呈の我國最初の軍艦（蒸氣船）

親光丸	長	一七〇呎	
	幅	三〇呎	
	排水量	四〇〇噸	
	機關	汽外車	
	船材	木	
	兵裝砲	六	
	竣工	嘉永三年（一八五〇年）	
	建造所	和蘭アレッシング	

安政三年ハリスは曩にペルリの締結した神奈川條約に基き、米國總領事として來朝した。而して幕府は安政五年所謂安政條約を締結して五港を承認したが、此の條約の批准交換は華盛頓にて行はるゝことゝなつてゐたので、同地に使節を派遣することゝした。當時長崎にあつた勝麟太郎は之を聞き雄心禁ずる能はず、特に許されて江戸に歸つたが、我が使節一行が、米艦ポーハタン號に便乘すると聞き、極力之に反對し、我國が使節を外國に派遣するに當り、外國軍艦に便乘せしむるが如きは國辱の甚だしきものなりと極言した。そこで幕府は、兎に角使節はポーハタン號に

咸臨丸の米國渡航

て送り、別に咸臨丸を派遣することゝし、木村攝津守を軍艦奉行（當時外國に對しては海軍將官、卽ちアドミラルの譯名を用ふ）に、勝麟太郎を艦長格（當時外國に對しては海軍大佐、卽ちキャプテンの譯名を用ふ）に任じ、共に咸臨丸に乘組を命じた。此の咸臨丸の派遣は萬延元年（皇紀二五二〇年、西紀一八六〇年）の事で、同年一月十九日浦賀發、二月十九日桑港著、三月十八日桑港發布哇に寄港、五月六日無事品海に歸著した。而して此の間、

國內に於ては物情騷然、風雲險惡の徵あり、卽ち同年三月江戸では井伊大老、櫻田門外に襲撃され、京都では幕府側と攘夷派との確執あり、次で文久三年（皇紀二五二三年、西紀一八六三年）英國艦隊の鹿兒島灣進入、薩州との交戰、翌元治元年英・佛・米・蘭四國聯合艦隊の下ノ關砲撃あり、我國は眞に內憂外患に惱まされたのであつたが、斯く混沌たる時局に際し、勝麟太郎は深く國家の前途を憂ひ、今は兄弟牆に鬩ぐ時ではない、宜しく擧國一致國防を整備し、以て國家百年の大計を確立せねばならぬとし、咸臨丸にて歸朝後、幕府の軍艦奉行に任ぜられてより特に海軍の建設に努むる所があつた。

兵庫海軍操練所

文久三年幕府が、大阪灣の警備を考慮するに當り、幕命により兵庫小野濱、卽ち今の神戸稅關のある附近に海軍操練所を設立した。此の操練所は幕命とは云へ、其の實質に於て勝の私塾のやうなものであつた。當時その門下に集つた人士の內には土佐藩の坂本龍馬や、鹿兒島藩の伊東四郎、卽ち後の元帥海軍大將伯爵伊東祐亨や、紀州藩の伊達陽之助、卽ち日淸戰爭當時の外務大臣伯爵陸奥宗光、その他錚々たる名士がゐた。勝麟太郎は擧國一致論を唱へ天下の名士を叫合し、兵庫の海軍塾に據り、一世を睥睨してゐた。此のことは、當時幕府の忌む所となり、勝は翌元治元年閉

門を命ぜられ、自然操練所も閉鎖さるゝに至つた。併し其の後、事態の推移に由り幕府は難局打開の爲め勝を起用するに至り、慶應二年（皇紀二五二六年、西紀一八六六年）勝は再び軍艦奉行と爲り、時局の拾收に盡瘁すると共に、築地海軍操練所の整備に努力した。而して横濱繋泊の富士山艦を傳習艦とし、佛國海軍士官を招聘して海軍學術の傳習を開始したが、同年佛國公使より、「今後海軍の指導は英國に依頼あつて然るべし」との申出あり、仍て閣老より改めて英國へ傳習を依託する所あつたが、英國は之を承諾し、翌慶應三年英國士官以下十二名の一行は英艦ロドニー號にて來朝、次で同四年勝は「海軍奉行並」の職に任ぜられ、生徒七十餘名を以て傳習を開始した。然るに此の年戊辰の騒亂起りたる爲め英國士官等は解約歸國の事と爲り、傳習は中止の已むなきに至つた。明治維新後に至り、此の幕府の築地海軍操練所の址（東京市築地海軍軍學校構内）に明治政府の海軍操練所が新設された。海軍操練所は明治三年海軍兵學寮と改稱され、後ち新築校舍に移つた。即ち海軍兵學校の前身を爲すものである。今は其の址（東京市築地海軍軍學校構内）に記念碑が建つてゐる（「第二編第三章第三節海軍兵學校」參照）。

佛、英人を聘して海軍學術の傳習を受く

横濱製鐵所（後の横濱製作所）

安政年間長崎製鐵所設置以來、我國にては益々海軍の必要を認め、漸く大船を建造するに至り、是非江戸近くにも造船修理工場を開き、緩急の用に供せんとの希望あり、最初は和蘭國へ照會したが、後ち佛國公使と商議の末、遂に横濱・横須賀の兩所に土地を選定し、佛國の技術者を聘して製鐵所の設置を見るに至つた。

横須賀製鐵所（後の横須賀造船所）

これより先き、佐賀の藩主鍋島齊正（閑叟）より蒸氣機械を幕府に獻上したので、幕府では之を相州長浦邊に据附けんとしたが、機械の力量小なるを以て横濱近傍に備へ、小修理の用に供するを可とせんとの佛國技師の意見に從ひ横濱太田川線の沼地を埋立てゝ工場の建築に取掛り、慶應元年八月完成した。此の横濱製鐵所の位置は横濱古圖によれば、今の中區吉濱町海員扶濟會病院のある所である。

當時佛蘭西皇帝ナポレオン三世は、東洋に對して積極的政策を採り、德川幕府を援けて勢力を我國に張らんとしたので、財政不如意の幕府は自然佛國に賴ることゝなり、和蘭との從來の關係を棄て、製鐵所即ち造船所建設のことを本邦駐劄佛蘭西國全權公使レオン・ロッシュと商議し、其の一切を同公使に委託することゝした。時に元治元年（皇紀二五二四年、西紀一八六四年）十一月であつた。

ロッシュ公使は横濱在泊佛國東洋艦隊司令長官ジョーライスと謀り、船廠建設主任として、佛國海軍技師ウエルニーを推薦すると共に、自らジョーライス提督・佛艦セミラミース艦長等を帶同して勘定奉行小栗上野介・軍艦奉行木下謹吾等と共に汽船順動丸に乘り、相州三浦郡長浦灣を檢分した。然るに灣内淺所多くして適當の地と認め難く、却つて隣灣横須賀の方が灣形曲折して水深大に、且つ地形上要害であるとの結論に到達した。その後幕府は更に横須賀の水陸を精測せしめ、翌慶應元年木下軍艦奉行等はロッシュを訪ひ、横須賀造船所建設の綱領を議定し、ウエルニーは同年正月上海より來著したので、幕府は公使以下關係諸員と共に造船所建設方案を審議し、小栗・木下等八名を委員に任命して、創立事務を擔當せしめることゝした。

右建設方案によれば、横須賀船廠は横須賀村にて約七萬四千坪の地をトして敷地とし、大體佛國ツーロン軍港の式に則り、其の規模を約三分の二に縮小し、船渠大小二個・船臺三個その他を合せ總經費二百四十萬弗とし、四箇年繼續事業を以て當時東洋第一の横須賀製鐵所を完成するにあつた。續いて慶應元年三月土工を起し、同年九月鍬入始めの式（起工式）を行ひ、埋立地の土臺を固め、算盤木据付等に著手したが、諸準備の爲め歸國中なりしウエルニーが翌慶應二年五月歸來してより、本格的に工事を進め、同三年三月第一船渠の開鑿に著手した。この船渠は長さ約六十八間、幅約十七間にて五箇年の日子を費やし明治四年竣工した。但し慶應三年十月、幕府は大政を奉還し、皇政復古せられ、同四年四月（九月八日明治と改元）明治政府が横須賀製鐵所を舊幕府から受取つた當時の狀態は、船渠一・船臺二の工事が八、九分通り出來上り、工場家屋落成坪數約三千三百坪・未完成約二千坪、船艇完成八隻・建造中十一隻といふ現狀であり、尙ほ其の時の役員は、幕府側は製鐵所奉行一色攝津守以下四十五名・職工六十五名、雇佛人は主任ウエルニ

英國艦隊と鹿兒島藩との戰爭

ー以下四十五名、合計百五十五名であつた。

文久三年英國艦隊と鹿兒島藩との間に戰爭があつた。その原因は、文久二年八月、京都より關東に下向せる勅使西歸の途次、其の警衛の任に在りし島津久光の行列が武州生麥村に到りし時、英國商人三名馬上にて馳せ來り、忽ち島津藩の先驅を横切る。衛卒その無禮を憤りて之を殺傷した。翌三年二月英國政府は幕府に談判して曰く、「去年生麥村にて英國人を殺傷した島津久光及び一類の者を殘らず捕縛し、英國官吏立合の上にて首を刎ねよ。若し日本政府に於て此の處置が出來ないといふならば、日本政府は償金として五十萬弗を仕拂ふべし。然る後、我等（英國公使自身を指す）は薩藩に到り、彼の藩の爲に害されたる者の妻子の扶養金として三萬弗を受取るべし、此の儀に就ては返答の期日を定め、若し其の期日を過ぎても解決せずば、則ち英國軍艦を大阪・長崎・函館は勿論、其の他の港へ廻して出入の船を拿捕し、同時に江戸を燒討ちせん云々」と。幕府は此の談判を受けて種々苦慮の末、五月に至りて已むを得ず英國の要求通り五十萬弗の償金を之に仕拂ひ、幕府と英國政府との間は之にて事濟みとなつた。然るに英國は前述後段に言へる被害者妻子扶養金を鹿兒島藩に請求する爲め艦隊（七隻編成）を送つた。此の艦隊は同年六月二十八日を以て鹿兒島灣に進入し、談判を開始した。鹿兒島藩にては生麥の事たる、由來諸侯の行列を犯すは我國の禁制たり、彼等英國商人等馬上にて濫りに我が侯の行列を犯した、之に制裁を加ふるは我が國法に於て正當とする所なりと主張し、談判遂に破裂して七月二日砲火相見ゆるに至つたのである。而して英艦隊側の死傷者及び船體の損傷尠なからず（鹿兒島藩士卒の死傷者及び市街の建造物の損傷亦た同じ）英國艦隊は退去した。其の後、島津久光は考慮の上、從士を神奈川に遣はし英國公使に面會せしめ、英國の求むる扶養金三萬弗を仕拂ひて此の事を落著せしめたといふ。當時の鹿兒島藩士にして從軍したものゝ中には、後年の伊東祐亨・井上良馨・東郷平八郎の三元帥もゐた。

英佛米蘭の四國聯合艦隊の長州下ノ關砲擊

元治元年八月、英・佛・米・蘭の四國聯合艦隊の長州下ノ關砲擊事件あり。之より先き文久三年五月より六月に亙る間に於て、山口藩の下ノ關沿岸砲臺は、下ノ關海峽通航の米國商船・佛國商船・和蘭軍艦・米國軍艦に對、砲擊を加へたることあり、これは攘夷の趣旨に出で他に何等の意思はなかつたといふことである。右に就き六月五日、佛國軍艦二隻來つて下ノ關を砲擊し陸戰隊を揚げた。山口藩士卒克く防戰し、佛軍遂に退去したが、翌元治元年八月四日、英・佛・米・蘭の四國聯合艦隊（十餘隻）下ノ關に來り、五、六、七の三日に亙り下ノ關を砲擊し陸戰隊を揚ぐ。山口藩士卒防戰に努めたるも殆んど支ふること能はず、遂に和を講ずることゝなり、山口藩よりは此の節の費用を支拂ひ、下ノ關に新砲臺を築かず舊砲臺の修復を爲さず、大砲を撤去し、又昨年商船を砲擊せるに對しての償金は、日本政府と各國公使との裁斷に任ずとの議調ひ、次で諸公使と幕府との談判と爲り、幕府は遂に三百萬弗の償金を支拂ひて、此の事件の落著を見るに至つた。

西洋式に由る艦船の整備

德川幕府の大船建造を解禁せる嘉永六年の翌年、卽ち安政元年（皇紀二五一四年、西紀一八五四年）幕府は相州浦賀に於て帆船鳳凰丸を造り、同年薩摩藩は鹿兒島に於て同じく昌平丸を作つた。これ蓋し我國に於ける西洋式に由る造船の濫觴である（之より先き、天保九年（皇紀二四九八年、西紀一八三八年）水戸藩が歐式に倣ひ一艦（長さ二四間・幅三丈八尺七寸）を造り日立丸と名づけ、海防の用に備へんとし允許を幕府に乞ふたが、當時未だ大船建造の禁解けず幕府之を容さず、僅かに雛形のみにして止めたといふ）。而して幕府が外國人の力に賴らずして我が國人のみに依つて蒸氣船を新造したのは、江戸石川島に於て、文久二年（皇紀二五二二年、西紀一八六二年）起工、翌三年進水、慶應二年（皇紀二五二六年、西紀一八六六年）竣工した千代田形艦を以て始めとす。

海軍將士階級

幕府が西洋艦船の制を採用し以て海軍の建設に着手するや、諸藩亦た艦船の整備に努むることゝなつた。而して安政元年より慶應四年（明治元年）に亙る十五箇年間に於て、幕府四十五隻、諸藩（二十九家）九十三隻、通計百三十八隻（本邦製二五隻・和蘭國製六隻・英國製七二隻・米國製三〇隻・普國製二隻・佛國製一隻・未詳二隻）の艦船を有するに至つたといふ。これ皆な西洋の制式に由れるものである。

文久二年、幕府の軍制掛は海陸二軍、將士階級順序に關する議を建てた。此の階級順序は海軍を第一とし、陸軍を第二に置かれた。今その海軍に關するものを擧ぐれば、海軍總裁（老中）・海軍副總裁（若年寄）・海軍奉行（駿府城代の上座、禄高五千

石、役金）・軍艦奉行（勤定奉行の上席、祿高三千石、役金二百五十兩）・軍艦頭（祿高二千石、役金二百兩）・軍艦頭並（祿高千石、役金百五十兩）・軍艦役（祿高四百俵、役金百兩）・軍艦役並（祿高三百俵、役金七十兩）・軍艦奉行並見習（祿高二百五十俵、役金五十兩）・軍艦蒸氣方・軍艦添役・軍艦蒸氣方並見習・軍艦添役並であつた。此の議行はれてから、從來船手組と稱せられたものは、概ね此の新職名に據つて任命せられたといふことである。

六艦艦隊整備の計畫

而して當時、幕府の軍制掛は我國の海防を完うせんが爲め、東海・東北・北海・西北・西海・南海の六艦艦隊を置き、六艦を通じてフレガット蒸氣軍艦四十五隻・コルベット蒸氣軍艦百三十五隻・小形蒸氣軍艦百九十隻、合計三百七十隻を整備するの計畫を立てゝゐたが、これは未だ其の實施如何の議を定むるに至らずして、幕府は廢絕せられたのである。

第二節　帝國海軍の創設

征夷大將軍德川慶喜政權を奉還す

明治天皇踐祚の翌年、卽ち慶應三年（皇紀二五二七年、西紀一八六七年）十月十四日、征夷大將軍内大臣德川慶喜、上表して政權を奉還せんと請ふ。其の表に曰く、

臣慶喜、謹而皇國時運之沿革ヲ考候ニ、昔シ王綱紐ヲ解キ、相家權ヲ執リ、保平之亂、政權武門ニ移テヨリ、祖宗ニ至リ更ニ寵眷ヲ蒙リ、二百有餘年子孫相受、臣其職ヲ奉スト雖モ、政刑當ヲ失フコト不少、今日之形勢ニ至候モ、畢竟薄德之所致、不堪慙懼候、況ヤ當今外國之交際日ニ盛ナルニヨリ、愈朝權一途ニ出不申候而者、綱紀難立候間、從來之舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉歸、廣ク天下之公議ヲ盡シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ、必ス海外萬國ト可並立候、臣慶喜國家ニ所盡、是ニ不過ト奉存候、乍去猶見込之儀モ有之候得者可申聞旨、諸侯ヘ相達置候。依之此段謹テ奏聞仕候　以上。

十月十五日、朝廷、慶喜の奏聞を允可し給ふ。其の御沙汰に曰く、

一、祖宗以來御委任、厚御依賴被爲在候得共、方今宇内之形勢ヲ考察シ建白之旨趣、尤ニ被思食候間、被聞食候、尙天下ト共ニ同心盡力ヲ致シ、皇國ヲ維持、可奉安宸襟御沙汰候事。

二、大事件、外異一條者盡衆議、其外諸大名伺、被仰出等者、朝廷於兩役（議奏・傳奏）取扱、自餘之儀者、召之諸侯上京ノ上御決定可有之、夫迄之處、德川支配地、市中取締等者、先是迄之通ニテ、追テ可及御沙汰候事。

十月十四日

是に於て列藩を會して、新政を議せしめんとし、詔して、十萬石以上の諸侯を召集し、特に松平慶永（福井藩主）・鍋島齊正（佐賀藩主）・山内豐信（土佐藩主）・伊達宗城（宇和島藩主）・島津久光（前兄島藩主）を召し給ふた。十月二十四日德川慶喜また上表して征夷大將軍の職を辭す。同月二十七日、慶喜の辭表に對しては姑く其の舊に依り、諸侯朝會公議の決裁を俟たしめ、同月二十九日、宣命使を後月輪東陵（光帝孝明天皇の御陵）に差遣はされ、大政復古を奉告せしめ給ふた。十二月九日攝政・關白・征夷大將軍等の職を廢し、新たに總裁・議定・參與の三職を置かれ、大政復古の布告を發せらる。其の文に曰く、

德川幕府廢絕

德川内府從前御委任ノ大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然被聞食候。抑癸丑以來未曾有ノ國難　先帝頻年被惱　宸襟候御次第、衆庶所知ニ候。依之、被決　叡慮、王政復古國威挽回ノ御基本被爲立候間、自今攝關幕府等廢絕、卽今假ニ總裁議定參與の三職ヲ置キ、萬機可被爲行諸事　神武創業ノ始ニ原キ、縉紳武弁堂上地下ノ別ナク至當ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊叡慮ニ付、各勉勵、舊來陋情ノ汚習ヲ洗ヒ、盡忠報國ノ誠ヲ以テ可致奉公候事。

と。爰に大政復古、德川幕府廢絕せられたのである。願ふに德川家康の征夷大將軍に任ぜられて、江戸に幕府を置きしより此に至るまで十五代、二百六十五年を算ふ。而して源頼朝の鎌倉に幕府を開き封建政體を創めしより、爾來

實に六百八十五年にして、天皇御親ら統治の大權を總攬あらせ給ふの御世に復歸せられた次第である。世に之を御一新と謂ふ。翌慶應四年、明治と改元せられたるを以て、明治維新と稱せられた。

明治維新

皇政復古・政體一新・百般制度更革に伴ひ、海軍亦た其の建制を新たにし、茲に初めて帝國海軍の發生を見るに至つた。

海軍建制を新たにす（帝國海軍の發生）

明治天皇の慶應四年（同年九月八日明治と改元せらる。皇紀二五二八年、西紀一八六八年）正月十七日、總裁・議定・參與の職制を定められ、七課を設け、議定之を分督し、參與之を分掌す。海陸軍務課は其の一にして、海軍・陸軍・練兵・守衞・緩急・軍務の事を管理するの制とし、議定兼副總裁岩倉具視・議定嘉彰親王・議定島津忠義を以て海陸軍務總督と爲し、參與廣澤眞臣・參與西鄕隆盛を以て海陸軍務掛とした。これ明治維新以後に於ける帝國海軍建制の始めである。次で同年二月三日、七課を改めて八局と爲す。軍防事務局は其の一局である。所掌は舊に依り、督・輔（正）・判事（正）等を置き、嘉彰親王を軍防事務局督に、鍋島齊正・長岡護美を輔に、津田信弘・吉井德春・吉田良義・土肥典勝・大村永敏（益次郎）等を判事とし、同年閏四月二十一日、三職八局を廢して更に太政官七官及び府・藩・縣を置いた。軍務官は太政官七官の一にして、海陸軍・鄕兵・招募・守衞・軍備の事を管し、知官事（副正）・判官事（權正）等を置き・軍務官知事は嘉彰親王で、長岡護美・大村永敏・有馬賴咸を軍務官副知事とし、海軍局・陸軍局・築造司・兵船司・兵器司・馬政司を置きて之を軍務官に管し、海軍局に海軍將（正三等）・陸軍局に陸軍將（正三等）の官名があつた。又この月初めて兵を諸藩に課し、海陸軍興隆の事を諸藩貢士に策問し、翌五月舊德川幕府族下の隊伍を解かしめられた。

官制制定

伏見鳥羽の役

此の歲正月、伏見鳥羽の役あり、議定嘉彰親王を以て軍事總裁と爲し、次で征討大將軍に拜し、翌二月東征の事起るや、總裁熾仁親王を拜して東征總督とし、議定嘉彰親王を海軍大總督に、參與西鄕隆盛・林道顯等を大總督參謀と爲し、又大原俊實を海軍先鋒とす。此の軍事總裁・征東大將軍・東征大總督・海軍總督・大總督參謀・海軍先鋒は皆な臨時任命せられたものである。

海軍艦船の所屬及び統制等

當時に於ける海軍艦船の所屬及び統制に就て概略せんに、慶應三年、德川幕府大政を奉還して、朝廷未だ其の兵權の處分に至らざるに、急に東征の事起りたるを以て、朝廷に於ては、慶應四年（明治元年）二月、薩摩・長門・筑前・肥前・安藝・土佐及び久留米の諸藩より各軍艦一隻を徵して變に備へ、翌三月海軍先鋒は海路を鎭し、孟春丸（佐賀藩所有）・豐瑞丸（鹿兒島藩所有）・雄飛丸（久留米藩所有）の三隻を率ゐ、兵庫より橫濱に航し、更に陸路兵を進めて品川に陣し、次で舊幕府所有の軍艦を處分し、其の開陽・蟠龍・回天・千代田形の四艦を德川家（後の御三家）に賜ひ、觀光・富士山・翔鶴・朝陽の四艦を收めた。此の時に方り奥羽北越追討の事殷んとなれるを以て、軍務官（當時京都に在り）を兵庫に派し、諸藩所有の軍艦を徵集し、更に外國艦船を購入、兵裝して之を戰地に送り、或は要口を守衞せしめ、又諸藩所有の汽船を徵發して兵士及び軍需を輸送する等、專ら當面の事務を措辦するに急であつた。而して此の歲八月十九日、舊幕府海軍副總裁榎本釜次郎等、其の軍艦開陽・回天・蟠龍・千代田形及び運送船長鯨・美嘉保・神速・咸臨を率ゐ、潛かに品海を脫し（舊幕府陸軍兵隊の脫走して、行を共にするもの亦た多數あり）函館を侵し五稜廓を占領した。時に鳳翔・北越諸藩の官軍に抗するもの相踵いで降を乞ひ、餘類、據を失ひ相脫して榎本の軍に投じ其の勢威頗る猖獗と稱せられた。是に於て又北征の軍を興すに至つたのである。乃ち時期を待つて、翌明治二年一、二月の交、艦船を品海に招集して戰備を修めしめ、三月に至り、軍艦甲鐵（軍務官所管、後の東艦）・春日（鹿兒島藩所有）・第一丁卯（山口藩所有）・陽春（武田藩所有）・朝陽（軍務官所有）及び運送船飛龍（軍務官所管）・豐安（鹿島藩所有）・戊辰（德島藩所有）・晨風（久留米藩所有）等を派遣し、陸軍と呼應して追討せしめられた。是れ所謂「函館の役」である。而して榎本等五稜廓を出でゝ降服し、蝦夷地の平定を見、諸艦船の品海に凱旋したのは、實に此の歲六月四日であつた（第五篇第一章第三節參照）。

函館の役

斯くて軍務官時代に於て其の所管に屬したる艦船は十九隻で、諸藩の所有に係かる艦船は八十三隻を算した。

明治二年七月八日、官制を改定し、從前太政官七官中、神祇官は之を存置し、行政官を以て太政官と爲し、民部・

官制改定

會計・軍務・外國・刑法の五官を廢し、民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省、待詔院・集議院・大學校・彈正臺・皇太后宮職・皇后宮職・東宮坊・藩・府・縣・海軍・陸軍・留守官・宣教使・開拓使・按察使を置かれた。

兵部省には卿・大輔・少輔・大丞・權大丞・少丞・權少丞等の職員を置き、兵部卿は海陸軍・鄕兵・招募・守衛・軍備・兵學校等の事を總理し、兵學寮・武庫司・會計司・糺問司を管するの制であつた。而して海軍・陸軍に各々大將・中將・少將を置いた。

翌三年九月十八日に至り、海陸軍大佐・中佐・少佐・大尉・中尉・少尉の官を設けた。

兵部卿・輔等の任命を擧ぐれば、明治二年七月兵部省設置の日、嘉彰親王を兵部卿に、大村永敏を兵部大輔に任じたるを始めとす。大村は同年九月四日刺客に遭ひて傷つき次で歿した。同年十一月二十三日、大納言岩倉具視を兵部省掛となした。蓋し臨時特命に由るものであらう（大納言は當時太政官に於ては左右大臣の次階に在る官にして各省卿、卽ち兵部卿と同等位なり）。同日川村純義を兵部大丞に任じ、同人をして專ら海軍の事を擔當せしめた。同年十二月二日、前原一誠を兵部大輔に任じ、同月二十三日嘉彰親王の兵部卿を罷め、明治三年四月三日、熾仁親王を兵部卿に任じ、同年九月二日前原一誠の兵部大輔を罷め、翌四年七月十四日、山縣有朋は兵部少輔より兵部大輔に、同月十五日川村純義は兵部大丞より兵部少輔に夫々陞任した。

明治三年二月九日、兵部省中、課を定め、海軍掛・陸軍掛を置く。海軍掛は軍艦・運輸船・各藩艦船・海軍操練所・海軍用所及び其の他海軍に關する一切の事項を掌理するものとした。而して翌四年七月二十八日兵部省官制を改正し、省務を分ちて陸軍部・海軍部とし、海軍部に祕史・軍務・造船・水路・會計の五局を置き、且つ本省外に兵學寮・軍醫寮・糺問・造兵・造船・武庫・水路の五司及び水路部竝に海軍提督府等を置き、之を兵部省の所管と爲した。

兵部省設置の時、其の所管に入りたる艦船は軍艦三隻（冨士山・甲鐵・千代田形）運送船四隻（飛隼・飛龍・快風・長鯨）であつた。蓋し軍務官時代に於て老朽その他軍用上不適當と成れる艦船は之を淘汰したる結果に由る。而

兵部省所管艦船

海軍艦船の所屬は廢藩の時を以て統一せらる

して明治二年八月運送船大阪丸を購入し、同年十一月運送船長鯨丸を民部省所管に移し、明治三年鹿兒島藩より軍艦二隻（春日・乾行）、山口藩より軍艦二隻（第一丁卯・第二丁卯）、佐賀藩より軍艦一隻（日進）、熊本藩より軍艦一隻（龍驤）、豐津藩より運送船一隻（虹橋丸）、靜岡藩より運送船一隻（行速丸）を獻納し、明治四年山口藩より軍艦二隻（雲揚・鳳翔）、佐賀藩より軍艦一隻（孟春）を獻納、皆な兵部省所管に屬した。

海軍省創設

明治維新・皇政復古・政令一途に出づるの後に於ても、海軍艦船は中央政府の海軍衙門（軍務官兵部省等）に管すものと、諸藩の所有に係かるものとありて、統屬區々であつたが、明治四年七月十四日、藩を廢して縣と爲すに至つて、其の所屬が統一に歸したのである。但し前記諸藩より獻納せるもの以外に、尙ほ諸藩は多數の艦船を有してゐたが、それ等は或は經年の久しくして老朽用に堪へざるもの、或は軍用に適當せざるに至れるものに屬し、其の處分は皆な諸藩の裁量に委し去られたるを以て、海軍艦船としては前記兵部省所管のものゝみとなつた次第である。

西海御巡幸

明治五年二月二十七日兵部省を廢し、海軍省及び陸軍省を分置された。十月官制を改め、海軍條例を制定して事務の統一を圖つた。當時の帝國艦船は概ね舊幕府及び諸藩より收納せるものに係かり、甲鐵艦二隻・鐵骨木皮艦一隻其の他木製の小艦とを合して僅かに十七隻、排水量合計一萬三千八百三十二噸に過ぎなかつた。

海軍始の式行幸

同年五月下旬より七月上旬に至る中國・西國の御巡幸は、海軍省設置以來最初の長期御巡幸で、御召艦は龍驤艦、供奉艦は日進艦以下十隻であつた（第一部第一章第一節參照）。

明治六年一月九日　天皇初めて海軍兵學寮に行幸、海軍始の式に親臨あらせられた。又同年初めて海軍服制を定められた。

海軍區制定

明治八年十月帝國沿海を東西二部の海軍區に分ちて之に艦船を配屬し、東京灣・長崎港を以て兩部の常泊所と定め

鎭守府創設

られ、翌九年八月鎭守府の制度を定め、九月東海鎭守府を横濱に假設、又同年初めて海軍禮砲條例を制定された。

これより先き、明治二年には函館の役あり、七年には佐賀の亂、次で征臺の役、八年には朝鮮江華島事件あり、九年には萩の亂、十年に至り西南の役あり。我が海軍は是等の事變に由り、益々製艦の急務を痛感するに至つた。

製艦事業

製艦の事は舊幕府夙に計畫する所あり、石川島（東京）に造船所を設け、慶應二年既に千代田形艦（一三八噸）を建造したが、維新後、明治政府は石川島造船所の事業を繼續した。又舊幕府にて其の基礎を定めた横須賀製鐵所（後の造船所）も、明治五年十月工部省より海軍省の所管に移して之を主船寮に屬せしめ、翌六年には迅鯨（一、四五〇噸）及び清輝（八九七噸）兩艦を起工し、前者は明治九年、後者は同八年を以て進水した。製艦技術は漸次進歩し、明治九年四月に至りては既に艦船の大修理及び其の建造等一切の事業は、主として邦人の手に依り行はるゝ事となつた。

かくの如くにして內地製造所の擴張を圖ると共に、外國に於て新艦を建造するの案を立てゝ、明治八年には甲鐵艦一隻・鐵骨木皮艦二隻の建造を英國に註文し、同十一年に至り何れも竣工來著した。扶桑（三、七一一七噸）・金剛・比叡（各二、二四八噸）の三艦が之である。同年清輝艦を歐洲に航せしめた。これ卽ち內國建造の軍艦を、邦人の操縱によりて實施せる遠洋航海の嚆矢にして、艦長は海軍少佐井上良馨（後の元帥子爵）であつた。その他砲術・水雷術の研究・火藥の製造・水路事業の經營等は、壹く此の期間に於て施設せられたものである。

朝鮮事變と軍艦の增勢

明治十五年には朝鮮事變あり、此の時に於ける淸國の態度に鑑み、同年十一月十五日海軍卿川村純義は海軍整備の急務を請議し、右大臣岩倉具視は「大に海軍擴張の急務を唱へ、速かに增稅を斷行して海軍擴張の資に當つべき」旨奏請した。

天皇は此の議を容れさせ給ひ、軍備擴張に關する勅諚を下し賜ふた（第四篇第三章「擴張と大御心」參照）。當時の建造計畫は明治十六年度以降八箇年に亙り、大艦・中小艦及び水雷砲艦、合計三十二隻であつたが、十六、十七、十八年度に於て逐次大艦三隻・中艦五隻・小艦三隻及び航洋水雷艇一隻を建造した。次で同十九年海軍公債を起し、海防艦・甲鐵艦・巡洋艦・報知艦・砲艦・水雷艇、合計五十四隻の新造計畫を樹てた。翌二十年御內帑金三十萬圓を下賜あらせられ、海軍整備の資に充てしめ給ふた。

而して明治十六年度より二十一年度に至る間に、竣工若しくは起工したる軍艦は二十隻に上り、同二十二年には巡洋艦・砲艦各一隻・水雷艇三隻を加へ、更に軍艦三隻を增加した。

設備の進歩

明治二十五年政府は新たに造艦計畫を立て之を帝國議會に提出したが、翌二十六年に跨り、海軍豫算案を繞り政府と議會との間に紛爭を生じた。時に日淸兩國の關係は日に急を告げ、海軍の整備は益々急を要する情勢なりしを以て、同年二月十日製艦奬勵のため、宮廷の費を節し向ふ六箇年間、每年御內帑金三十萬圓を賜はり、製艦費を補ふとの詔勅を賜ふた。是に於て官民感激、競うて資を獻ずるに至つた（第四篇第三章「擴張と大御心」參照）。

明治十七年十二月東海鎭守府を橫濱より橫須賀に移し、之を橫須賀鎭守府と改稱された。尙ほ軍艦の增加に伴ひ軍港にも亦た各種の設備を施し、造船所の規模を擴張して兵器・火藥等の改良を圖り、就中艦砲の如きは歐洲各國海軍使用のものに就き研究を重ね、その長所を採りて制式を選擇し、同十五年には操砲程式を定め、又同十八年には銃隊操式及び陸海軍共通喇叭譜等を作り、翌十九年には陸戰隊概則を設けた。尙ほ褐色六稜火藥の創製（明治十九年）、四十七粍速射砲及び朱式魚形水雷の製造（明治二十四年試製、翌二十五年完成）、下瀨火藥の發明（明治二十五年發明、翌二十六年採用）等があつた。

官制及び敎育

其の他官制・諸條例の改革、司法制度及び刑罰法規の改良、醫務衞生等の進歩著しく、敎育の發達も亦た見るべきものがあつた。卽ち明治十八年十二月二十二日內閣官制を定め、從來の三大臣・卿・參議の官制を廢して總理大臣及び各省大臣が置かれた。因に初代の海軍大臣は陸軍中將西鄕從道であつた。翌十九年四月海軍條例を裁可せられ、軍政・軍令の別が明らかにされた。同年帝國海面を五海軍區に分ち、而して第一區鎭守府を橫須賀に、第二區鎭守府を

軍艦旗の制定

吳に、第三區鎭守府を佐世保に置くことに決定し、同二十二年七月吳・佐世保の兩鎭守府が開廳された。同年十月七日、初めて軍艦旗制定、翌十一月三日より實施せられた。又同二十一年五月參軍官制を定め、參軍の下に陸軍參謀本部と海軍參謀部とを置かれたが、同二十六年五月戰時大本營條例が制定せらるゝに及び、海軍參謀部を廢して海軍軍令部が獨立に設置された。

布哇遣艦

又將校の教育を掌る海軍兵學寮は、明治六年七月英國海軍少佐ドーグラス以下三十四名を聘して教師と爲すに及んで、漸次その緖に就き、其の成果見るべきものがあつた。同八年には在校課程を修めたる生徒をして實務練習のため、筑波艦に乘組ませて桑港に遠航せしめた。これ實に練習航海の始めである。機關官の教育は、初め兵學寮の管理に屬せしが、明治七年以降、數次の改革を經て同十四年七月海軍機關學校を特設するに至り、兵學校（明治九年八月兵學寮を兵學校と改稱す）より分離して獨立の經營に任じたが、同二十年再び兩校を合併して齊しく兵學校生徒として教育した。同二十一年七月海軍大學校を創設し、將校及び機關官をして高等の學術を攻究せしむる所とした。更に翌八月兵學校を東京より廣島縣江田島に移した。而して砲術・水雷術の特別教育は、從來練習艦に於て之を實施したが、同二十六年に至り海軍砲術練習所及び海軍水雷術練習所を設けて其の規模を擴大し、教育を一層徹底せしむると同時に斯術の改良進歩を圖つた。又同年機關學校を橫須賀に獨立復舊し、且つ軍醫科・主計科・造兵科・造船科、竝に下士卒等の教育に關しても、各施設する所があつた。かくの如く教育の事は、最初外國教師の指導に俟つ所多かりしが、明治十五年年以降は各種の教育共、概ね邦人を以て之を實施し得るやうになり、軍政の經營も亦た外國人の顧問を要せざるに至つた。

日淸戰役

明治二十六年一月、偶々布哇に革命の政變勃發し、金剛・浪速・高千穗の三艦相踵いで同地に出動し、居留邦民保護の任務に服した（第六篇第三章第一節參照）。

明治二十七年には日淸戰役あり、我が全海軍を擧げて交戰に從事したが、開戰當時に於ける帝國海軍の兵力量は、軍艦三十一隻・水雷艇二十四隻、合計五十五隻、總排水量六萬一千三百七十餘噸であつた。

明治二十七、八年戰役に於て我が海軍は、軍艦一隻（和泉）を智利國より購入し、淸國艦艇十七隻（一六、八四〇餘噸）を戰利品として收容した。

海軍の擴張

日淸戰役の結果、一旦淸國より遼東半島の割讓を受けしも、露獨佛の三國干涉により、遂に之を還附することゝなり、之が動機となりて我が國民をして大いに海軍擴張の必要を痛感するに至らしめた。

前記の如く明治二十五年の造艦計畫は、二十六年度より五箇年繼續事業として、戰艦二隻・巡洋艦一隻・報知艦一隻を建造するにありしが、戰利艦により俄然勢力の增加を見るに至つた。然りと雖も帝國は世界の大勢に鑑み、愈々建艦の必要を認め、明治二十九年度より十箇年を期し、戰艦四隻（建造中の富士・八島を加ふれば六隻）・一等巡洋艦六隻・二等巡洋艦以下十隻・驅逐艦二十三隻・水雷艇六十三隻、其の他雜役艦若干隻の建造計畫を立てゝ之を實施し、更に三十六年度よりは爾後十一箇年の繼續事業として軍艦八隻を建造するの計畫を以て之に充て、著々その擴張計畫を實行し、明治三十六年末には軍艦・驅逐艦及び水雷艇の合計百五十二隻、總排水量二十六萬四千六百八十餘噸を算するに至つた。艦艇の增加に伴ひ、軍港・要港の施設も亦た大いに之を整ふるの必要を生じ、爲めに海軍工廠・海軍造兵廠・下瀨火藥製造所・海軍修理工場等何れも其の面目を一新し、造兵業に於ては大口徑砲及び以下の諸砲竝に各種彈丸・火藥・魚形水雷その他の諸兵器等の製作、造艦業に於ては戰艦及び各種鋼鐵等の製造に至るまで俱に長足の進歩を爲し、漸く兵器・造船の獨立を見るに至つた。

官制の改定

この期間に於て、要港部條例（明治二十九年）を定めて竹敷を要港とし、臺灣總督府海軍幕僚條例（明治三十年）・元帥府條例（明治三十一年）・軍事參議院條例（明治三十六年）等を定め、又戰時大本營條例（明治三十六年）を改定せられ、參謀總長及び海軍軍令部長は各その幕僚に長として帷幄の機務に奉仕する事となり、更に海軍軍令部條例を改定し、陸軍の參謀本部と相對立して國防用兵に關

する事を掌る所とし、其の他海軍省官制・鎭守府條例・軍港所在の諸官衙條例・海軍服役令・召集條例・海軍志願兵條例等を改定し、海軍高等武官進級條例・海軍豫備員條例等が發布された。

教育の發達

教育方面に於ても亦た多大の發展を爲し、明治三十二年以降、海軍兵學校は毎年二百名の生徒を募集し、海軍機關學校に於ても著しく生徒の數を增し、同三十三年五月には海軍教育本部が創設され、教育の統一及び其の進歩を圖ることゝなつた。海軍大學校も亦た其の組織を改め、砲術・水雷術竝に特科教育に就ても改良進歩の道を講ぜられ、又海軍の一般教育普及の爲には、同三十四年海軍艦團除將校及び機關官竝に下士卒に對する教育規則が制定された。其の他水路の測量・海圖・水路誌の刊行、醫務衛生・會計經理の事項等、幾多の變革を經て各々進歩發達を見るに至つた。

布哇・馬尼刺に警備艦派遣

明治三十一年（一八九八年）布哇の革命に依り、米國が布哇を併呑するに至つた。この時我國は再び居留民保護のため軍艦浪速を派遣した。同年米・西戰爭に依り、その軍事行動は比律賓に波及したるを以て、帝國は松島・浪速・秋津洲の三艦を以て一艦隊（第六艦隊第二章及び第三章參照）を編成し、五月上旬佐世保港馬尼刺に至り、その後馬公を根據として一隻宛交代、警備に任ぜしめた（第五艦隊第二章參照）。

北淸事變

明治三十三年四月、北淸地方に義和團なるもの蜂起し、遂に居留民保護のため、各國陸海軍の出動を見るに至つた。北淸事變、卽ち之である（第五艦隊第八章參照）。翌三十四年には馬公を要港と定め、又舞鶴鎭守府が開廳された。

日英同盟

明治三十五年二月十日、日英同盟が成立した。同三十六年松島・橋立・嚴島の三景艦を以て、初めて練習艦隊を編成し、之を海軍少尉候補生の實務練習艦に充てられた。

日露戰役

明治三十七年二月、日露開戰當時に於ける我が海軍の兵力量は、戰艦六隻と、開戰直後歐洲より本邦に回航（明治三七年二月十六日横須賀着）した外國製購入の春日・日進の兩艦を加へ、裝甲巡洋艦八隻、其の他の軍艦を合して軍艦五十七隻・驅逐艦十九隻・水雷艇七十六隻、總計百五十二隻、二十六萬四千六百八十餘噸であつた。三十七、八年戰役に於て、我が海軍は未曾有の大勝を博し、其の結果露國の軍艦十六隻・驅逐艦五隻、合計二十一隻、十三萬八千六百二十餘噸を捕獲し、戰前に比し却つて其の勢力を增加するに至つた。

日露戰役後に於ける我が海軍は、海戰の敎訓と科學の進歩に鑑み、國防上最少限度の軍備整備を以て不動の標準と定め、明治三十九年度以降、既定計畫の改定と新軍備の充實に向つて歩武を進むることゝなつた。

潛水艇採用

明治三十七年十一月、米國よりホーランド型潛水艇五隻の材料を購入し、是等を橫須賀工廠に於て、又別に同型二隻を川崎造船所に於て組立て起工し、潛水艦建造の端緒を啓いた。次で同四十二年十一月、我が海軍に初めて航空機を採用した。

航空機採用

造船造兵技術の進歩

從來我國の造船技術は、未だ歐米のそれに及ばざりしを以て、主なる軍艦の建造は概ね之を歐米諸國に註文してゐたが、其の後斯術の進歩に伴ひ、明治三十八年一月一等巡洋艦（後の巡洋戰艦）筑波（一三、七五〇噸）を橫須賀工廠に於て、同五月戰艦薩摩（一九、三七〇噸）を橫須賀工廠に於て、それ〳〵起工し、筑波は同四十年、薩摩は同四十三年完成し、大艦建造に一新機軸を拓いた。かくて我國の造船・造兵技術は、最早歐米諸國に比し何等遜色なき迄に進歩したるを以て、同四十四年英國に註文せる裝甲巡洋艦金剛（二七、五〇〇噸）を最後として、爾來總ての軍艦は內地に於て建造することゝなり、玆に所謂國產海軍の確立を見るに至つた。

諸制度及び敎育

日露戰役の敎訓は單に艦船・兵器の進歩に寄與せしに止らず、諸制度の上にも著しき改善を見るに至つた。明治三十八年旅順口鎭守府及び大湊要港部を設け、又同四十年には海軍諸學校を改置して敎育機關の整備を圖り、從來の各練習所を海軍砲術學校・同水雷學校・同工機學校・同經理學校と改稱し、同四十二年には各鎭守府に海軍人事部を設け、四十三年には朝鮮の鎭海を軍港と定め、四十四年には朝鮮に永興要港が置かれた。

大正三年八月歐洲戰亂の勃發は延いて日獨開戰となり、是に於て我が海軍は第二艦隊を以て先づ獨逸の東洋根據地

世界大戰と帝國海軍

たる膠洲灣を封鎖し、次で陸軍と協力して青島を攻略し、別に南遣支隊を編成して獨領南洋群島を占領し、その他の支隊を印度洋及び南北太平洋に配置して日英協同作戰に從事せしめ、更に同六年二月には特務艦隊を編成して遠く之を地中海に派遣し、聯合與國との協同作戰に當らしめ世界平和の促進に貢獻した。又同年三月露國に勃發した革命が西比利亞に波及するに及び、翌七年一月艦隊の一部を浦鹽斯德に派遣して居留民の保護に任ぜしめ、同八月我が陸軍の聯合與國との協同出兵に伴ひ、第三艦隊の殆んど全部を擧げて東亞露領沿岸に出動せしむるに至つた。然るに同年十一月十一日休戰條約成立の結果、翌八年平和條約及び國際聯盟の締結に伴ひ、國際關係は一時安定の觀を呈するに至つた。

華府會議

世界大戰の教訓は、砲戰距離の延長と潛水艦及び航空機の發達が將來に於ける艦型の趨勢を卜すべき基因たるを示した。就中主力艦の排水量は倍々增加して殆んど停止する所を知らず、自然それが列强間の競爭となり、海軍軍費は非常なる巨額に達せんとし、列國建艦の趨勢は益々大艦巨砲主義を馴致し、我國に於ても大正九年には戰艦八隻・巡洋戰艦八隻を根幹とする所謂「八八艦隊」完成案の成立を見るに至り、その完成豫定期（一九三一年）に於ける最新鋭の主力艦勢力は驚くべきものありて、その中には主砲は十六吋砲を搭載し、排水量は四萬噸を突破するものあるの情勢であつた。

國際間の建艦競爭を防止するため米國政府の招請に依り、大正十年（一九二一年）十一月華盛頓に於て世界五大海軍國たる日・英・米・佛・伊の間に華府會議が開催され、翌十一年（一九二二年）二月六日を以て、海軍軍備制限條約の締結を見るに至つた。同軍備制限は現有兵力量を基礎とする原則の下に、主力艦及び航空母艦に關する締約國間の協定にして、その戰艦保有兵力量の比率は、英・米の五に對し日本は三であつた。我國が此の劣勢比率の協定に調印したのは、主として太平洋防備制限に關し、日英米佛の四國協定が結ばれたからであつた。

華府會議

華府條約では、主として主力艦及び航空母艦に關する制限に止まつたが故に、保有量の制限なき補助艦制限協定の目的を以て、更に昭和二年（一九二七年）六月、日英米三國間にジュネーヴ（壽府）に於て會議が開催された（佛伊兩國は參加拒絶）。同會議に於ては巡洋艦問題に關し、英米兩國間に意見の扞格を來たし、同年八月五日遂に決裂して協定の成立を見るに至らなかつた。

壽府會議

壽府會議決裂後、列强間に於ける補助艦の建艦競爭は漸く熾烈となり、各國は其の補助艦充實計畫に向つて邁進するに至つた。この建艦競爭を防止するため、英國政府の招請に依り、昭和五年（一九三〇年）一月倫敦に於て海軍軍縮會議が開催された。我國は其の現有勢力を基礎とし、補助艦總噸數對米七割以上、大型巡洋艦對米七割以上、潛水艦現有勢力の保有、所謂この三大原則を提げて之に參加したのである。同會議は開催後、約三箇月に亙り討議せられたが、佛伊の兩國は途中脫退したるを以て、四月二十一日、日英米の三國だけの間に補助艦兵力量の協定を見るに至つた。我國の主張せる三原則中、初めの第一が通過し、他の第二・第三は破れた。帝國が倫敦條約に調印したのは、同條約は昭和十一年（一九三六年）末迄の暫定的のものであり、次期會議に於ては我國の主張に對し、何等拘束を受けざる前提の下に爲されたるものにして、世界平和に對する國際協調と交讓和協の精神に基く一時的讓歩であつたことは云ふ迄もない。

倫敦會議

滿洲・上海事變と國際聯盟脫退

支那が多年に亙る排日・侮日の結果は、昭和六年（一九三一年）九月十八日、遂に滿洲事變の勃發となり、翌七年一月二十九日には上海事變を誘發し、次で我國は同八年（一九三三年）三月二十六日、「國際聯盟脫退」を通告するに至つた。上海事變に於て上海に於ける我が海軍特別陸戰隊及び遣外艦隊が、奮戰力闘、克く帝國の權益擁護と居留民保護の任務を完うしたことは言ふ迄もない。此の事變中航空母艦加賀の飛行機が、支那側飛行機と壯烈なる戰闘を演じたことは、我が海軍に於ける空中戰の嚆矢である。又對支問題を繞り日・米間の國交に極度の暗影を投じ、米國の

全艦隊が太平洋沿岸に集結し、兩國の危機を傳へられたのも此の頃であつた。

壽府に於ける一般軍縮會議

昭和七年（一九三二年）二月二日、壽府に於て國際聯盟機構系統の一般軍縮會議が開始された。同會議は列國間に於ける相互信賴の增進と世界恒久平和確立の理想の下に、列國軍備縮限の目的を以て、國際聯盟の軍縮委員會が十餘年間を費やし、漸く脫稿したる軍縮條約草案に就き審議せんが爲めである。この軍縮會議は五十五の聯盟加入國と其の他の九國、合計六十四箇國の代表者參列の上、討議を續けたが、各國相互の利害問題錯綜せる爲め、遂に意見の一致を見るに至らなかつた。

華府條約廢棄と倫敦會議の脫退

滿洲事變以來、東亞を繞る國際情勢は年を追うて惡化し、支那に於ける門戶開放・機會均等を傳統とする米國は、遽かに產業復興費及びヴィンソン計畫に依る經費を以て、大建艦に著手すると共に、之に伴ふ艦隊用飛行機の增勢竝に南北太平洋に亙る三大航空路の開拓に從事するに至つた。尙ほ前記計畫の外、昭和六年（一九三一年）以後に於ては、主力艦以外の建艦計畫を進めたと傳へられた。又東洋に幾多の權益を有する英國は、主力艦の近代化改裝及び補助艦充實の外、空軍の大擴張・新嘉坡軍港及び香港要塞の强化に努め、東洋軍備の整備に一段の步武を進めてゐる。更に蘇聯邦は、極東に强大なる新式兵團及び空軍を集結すると共に、浦鹽斯德には多數の潛水艦その他に依る海上武力の整備に努めてゐる。若し夫れ隣邦支那に至つては、日支提携が共存共榮・東洋平和の眞諦なることを忘れ、依然歐米依存の夢から醒めない。

かくの如き國際情勢の變化と、主力艦の改裝竝に航空機の著しき發達に伴ひ、華府條約を此の儘延長する時は、却つて軍擴を招來するの虞れあると共に、倫敦條約の協定兵力量を以て永久に拘束せらるゝに於ては、數年後には我が國防上由々しき缺陷を生ずることになつて來た。是に於て帝國は既存條約の繼續は、最早今日の時勢に適せざるのみならず、却つて將來に禍根を胎すの因となることを痛感し、遂に昭和九年（一九三四年）十二月二十九日、華府條約の廢棄を通告するの已むなきに至つた。

世界大戰後の造艦政策

翌十年（一九三五年）第二次倫敦會議が開かれた。此の會議に於ける帝國政府の方針は、我が國防を危殆に陷らしめざる限り、各國と協調して軍縮の眞精神に徹底し、世界平和に寄與せんがため、終始一貫、所謂不脅威・不侵略の軍備を確立すべく、全權をして條理ある提案を示し、誠意を披瀝せしめ、專ら協定の成立を期したのである。然るに公正妥當なる此の我が提案も英米の容るゝ所とならずして、爲めに帝國は昭和十一年（一九三六年）一月、遂に五國軍縮會議より脫退するに至つた。是に於て五國軍縮會議は、帝國の脫退により四國會議となつたが、同年三月に至り建艦通報案・質的制限案を骨子とする軍縮條約の成立を見るに至つた。本條約は帝國の軍備に對し何等拘束を加ふるものにあらざるを以て、我國としては昭和十二年一月以降、無條約時代に入ると同時に、自衞上萬難を排して自主的新軍備を樹立し、國防の安固に向つて邁進することゝなつた（第六編第一章「海軍軍縮史」參照）。

大正二年（一九一三年）八月、英國に於て竣工した金剛は、我國が外國に註文せる最後の軍艦であり、而かも十四吋砲を搭載する世界最初の主力艦でもあつた。翌三年（一九一四年）世界大戰勃發以來、我國では國產軍艦として三萬噸以上の戰艦扶桑・山城・伊勢・日向と金剛の姉妹艦たる二萬七千噸級の比叡・榛名・霧島の三巡洋戰艦とを竣工せしめた。次で同九年（一九二〇年）十一月には十六吋砲搭載の戰艦長門（三三、八〇〇噸）を吳海軍工廠に於て、翌十年（一九二一年）十一月には、その姉妹艦陸奥を橫須賀海軍工廠に於て竣工せしめた。當時列强中この兩艦に比すべき代表的戰艦は、米國のメリーランド（三三、六〇〇噸）あるのみであつた。同年開催された華府會議に於て、英米兩國は「現狀勢力」の原則を楯に、陸奥を未成艦として之が廢棄を主張したが、我が全權の條理ある說明に依り、漸く其の主張を撤回すると共に、交換條件として兩國は將來陸奥同等の戰艦各二隻宛を造るの權利を獲得した。英國では其の後五年の日子を費して ロドニーとネルソンの二戰艦（三五、〇〇〇噸）を、又米國ではウェストーヴアヂニア

とコロラドの二隻（三二、〇〇〇噸）を建造した。英の兩戰艦は、世界大戰の教訓を加味して建造せられたる軍艦にして、艦の中央部には堅牢なる舷側裝甲鈑を附して主要機關を防護し、又甲板防禦を施して空中攻撃に備へ、尙ほ水中防禦としてバルヂを設ける等、頗る新味に富んだ設計であつた。

國產軍艦と補助艦競爭時代

我國では長門・陸奥の建造後には、所謂八、八艦隊計畫中の戰艦加賀・土佐（共に三九、九〇〇噸）の設計が既に大正八年を以て完成し、加賀は川崎造船所、土佐は三菱造船所に於て、同十年には何れも進水してゐる。この兩戰艦の設計に續き、巡洋戰艦天城・赤城・高雄・愛宕の設計が定められ、天城・赤城の兩艦（四一、二〇〇噸）は、大正九年には既に船臺に載せられてゐた。是等の新鋭艦も華府條約の結果全部廢棄となり、今日では加賀・赤城の二隻のみが航空母艦に改裝せられて殘存してゐるのである。

主力艦の改裝

世界大戰より華府會議に至る數年間は、製艦史上我が海軍の世界的飛躍時代であつた。然るに華府會議の結果、主力艦の排水量は三萬五千噸、備砲は十六吋砲に制限されたので、其の後各國の造艦政策は補助艦競爭時代へと轉向するに至つた。而して此の間、我國では優秀なる古鷹級の建造が行はれた。此の級の諸艦は其の排水量は七千噸に過ぎないが、六門の八吋砲と十二個の魚雷發射管とを有し、我國獨創の下に建造せられたる所謂國產軍艦であつた。當時世界の新式巡洋艦中、英國の一萬噸級以外では、八吋砲搭載艦は一隻も無く、總て六吋砲を搭載してゐたので、此の級の軍艦の建造は痛く各國海軍專門家を驚かした。古鷹級は昭和七年の壽府會議の際にも直接間接問題の種を作つたが、倫敦會議では古鷹級四隻は、外國の一萬噸級の仲間に列せしめらるゝに至つた。惟ふに一萬噸八吋砲巡洋艦は、華府條約の產んだ最初の大型巡洋艦の代表艦であつて、古鷹級の後に建造された我が一萬噸級巡洋艦は、妙高・那智・羽黒・足柄等であつた。

主力艦の改裝問題は、華府條約以來の懸案であつたが、倫敦條約に依り主力艦の代艦建造延期のため、日英米共、その保有量のうち、各必要に應じ主力艦の近代化を實施するに至つた。主力艦改裝の要點は、新汽罐及び燃料油裝置に依る航續距離の延長、對空防禦の增大、主砲仰角の增加等にして、各國共概ね其の揆を一にしてゐる。

諸制度

大正三年旅順軍港を縮小して要港と爲し、同五年海軍航空隊令を制定して橫須賀海軍航空隊を新設し、同七年佐世保海軍航空隊を設けられ、次で海軍潛水學校を吳軍港に設置し、翌十年德山の海軍煉炭製造所を海軍燃料廠と改稱し、同十一年霞ヶ浦及び大村に海軍航空隊を置かれた。更に翌十二年從來の五海軍區を三海軍區に改め、舞鶴・鎭海の兩軍港を要港に縮小し、竹敷・永興の兩要港を廢された。又同年廣支廠を廣海軍工廠に改め、海軍監獄を海軍刑務所と改稱し、尙ほ海軍技術研究所を東京に設け、海軍軍需部を各軍港に置き、同十三年海軍艦船部を各軍港に設置された。

昭和二年海軍航空本部を新設し、翌三年海軍工機學校を橫須賀に再興した。同五年海軍通信學校を橫須賀に新設し、又同年館山海軍航空隊を、翌六年吳海軍航空廠を橫須賀に置かれた。同八年駐滿海軍部を　天皇の直隷機關をして滿洲國新京に新設された。同七年海軍航空隊を增置し、同七年海軍航空廠を橫須賀に置かれた。又同年旅順要港部を復活し、新たに大湊海軍航空隊を設け、各鎭守府に警備戰隊を置かれた。翌九年海軍航海學校を橫須賀に置き、各軍港には防備戰隊が設けられた。

第二篇　軍政軍令の變遷

第一章　官　制

第一節　帝國海軍の組織

海軍は陸軍と相俟つて國防を擔當する軍備の一つである。現代の海軍は海上作戰の目的を以て、基本兵力たる軍隊と之に關聯ある諸機關とに依り編組されてゐる。

海軍の軍隊は、海上部隊と陸上部隊とより成り、最高機關としては軍政と軍令の兩機關がある。軍政機關は軍事行政を掌り、軍令機關は軍の統帥事項を掌つてゐる。海上部隊とは海軍艦船をいひ、之を代表するのが艦隊である。陸上各廳・部隊とは、鎭守府・要港部・海兵團・航空隊・防備隊その他各廳衙・部隊・學校等をいひ、艦隊その他の活動策源地となるのである。

軍政軍令機關

海軍省は海軍大臣が其の主管事項を掌理する所であつて、海軍軍政機關の最高官廳である。海軍大臣は、天皇を輔弼して其の責に任ずる國務大臣にして、內閣に列しては國政に參し、海軍省に在つては海軍軍政を管理し、海軍軍人・軍屬を統督し、所轄諸部を監督する。

海軍省には大臣官房の外、軍務・人事・教育・軍需・醫務・經理・建築・法務の八局が在つて、海軍兵力の建設・維持及び改良等、海軍一般の行政事務を行使してゐる。其の他海軍大臣に隸屬する中央機關には、艦政本部・航空本部・水路部・海軍將官會議・海軍技術會議・海軍高等軍法會議等がある。

又各軍港に於ける鎮守府管下の地方機關には、人事部・港務部・工廠・病院・建築部・經理部・軍需部・艦船部・海兵團・防備隊・航空隊・警備戰隊・防備戰隊・航空廠（橫須賀海軍航空廠のみ）・燃料廠（呉鎮守府所管）等があり、要港部管下には、港務部・工作部・病院・防備隊等がある。

尙ほ教育關係には、海軍大臣に隷屬する海軍大學校・海軍兵學校・海軍機關學校・海軍軍醫學校・海軍經理學校と、所在鎮守府司令長官に隷屬する海軍砲術學校・海軍水雷學校・海軍潛水學校・海軍通信學校・海軍工機學校・海軍航海學校等がある。

軍令部は國防・用兵に關することを掌る軍令機關にして、卽ち海軍軍令機關の首腦である。軍令部總長は親補職で、天皇に直隷し、惟幄の機務に參畫し、軍令部を統轄し、國防用兵の計畫を掌り、用兵のことを傳達する。艦隊司令長官は親補職にして、天皇に直隷し、艦隊を統率し、隊務を總理し、軍政に關しては海軍大臣の指揮を承け、艦下艦隊の軍紀・風紀・教育・訓練を統監し、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承ける。

鎮守府は所管海軍區の防禦・警備及び所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督する所である。鎮守府司令長官は親補職にして、天皇に直隷し、部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、府務を總理し、部下の軍紀・風紀及び教育・訓練を統監し、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承ける。

要港部は所管警備區の防禦・警備及び所管の出師準備に關することを掌り、所屬各部を監督する所である。要港部司令官は（鎭海要港部司令官は親補職）、天皇に直隷し、部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、部務を總理し、部下の軍紀・風紀・教育・訓練を統監し、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承ける。

駐滿海軍部は滿洲國の沿海及び河川防禦に關することを擔任し、且つ滿洲國河川の警備に任ずる。司令官は　天皇に直隷し部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を受けて軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承け

る。以上の系統概要を表示すれば左の如くである。

海軍系統要覽表

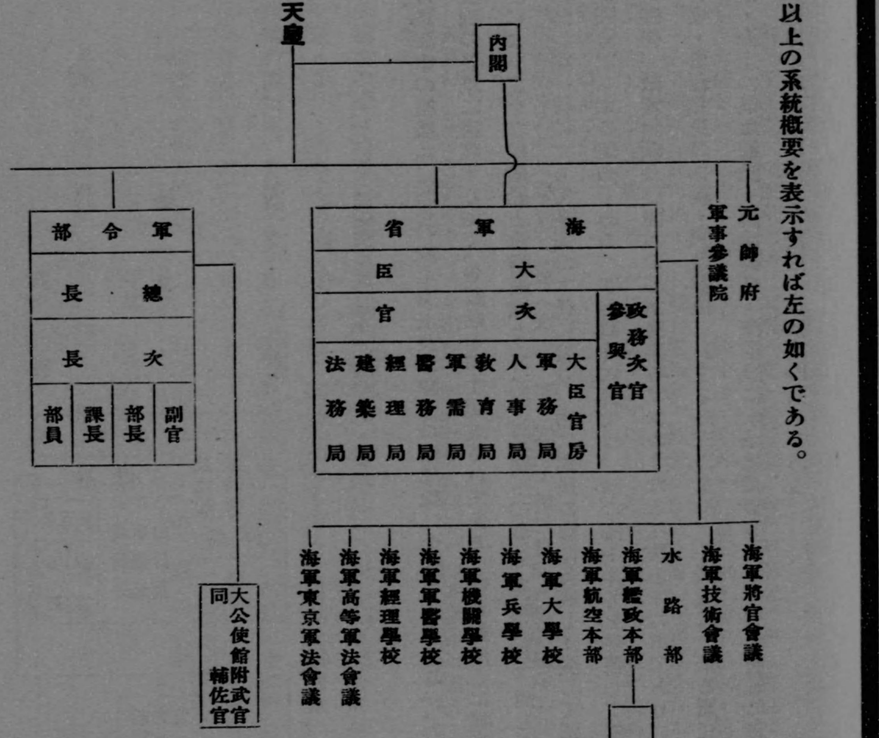

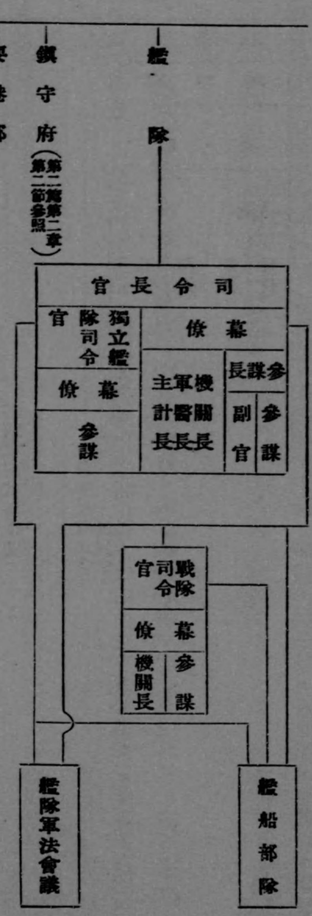

海軍艦船

帝國海軍の組織は、前記の如く海上及び陸上の兩部隊に大別されてあるが、海上武力の根幹は艦隊である。故に艦隊は戰闘の要求に適應する如く、各艦船を以て編成されてある。海軍艦船とは艦艇・特務艦艇及び雜役船の總稱にして、役務により之を在役艦船と豫備艦船との二種に區別してゐる（第三篇第三章「艦船」參照）。而して艦船の任務は概ね次の通りである。

艦船の任務

國防の第一線に立ちて護國の大任に膺り、常に國民の海洋發展を支援して國運の伸暢と國民生活の安定とを圖るのが帝國海軍本來の使命である。卽ち戰時に於ては、敵の海上兵力を掃蕩して制海權を掌握し、我が沿岸防禦・海上航路の確保、敵港封鎖及び陸兵の輸送掩護等は其の主なる任務とする所であり、又平時に於ては、海外警備に依る國權の伸張・居留邦民の保護・國際紛議に對する外交の支持、外國遣艦に依る國交の親善及び國威の發揚、其の他水路測量・海上の氣象觀測・潮流調査・海圖竝に水路誌調製等により海洋發展に寄與する役目を有してゐる。

又艦隊の編制及び沿革を記述すれば次の如くである。

艦隊の編制

驅逐隊・潛水隊・水雷艇隊等は、驅逐艦・潛水艦・水雷艇各二隻以上四隻を以て編成され、戰隊は、戰艦又は巡洋艦各二隻乃至四隻、水雷戰隊は、軍艦及び潛水隊二隊以上、航空戰隊は、航空母艦を以て編成されてゐる。艦隊は、戰隊二隊乃至四隊、潛水戰隊は、軍艦及び潛水隊二隊以上、航空戰隊て編成したる戰略單位である。又聯合艦隊は、艦隊・水雷戰隊・潛水戰隊・航空戰隊に、特務艦その他艦種を附屬し務練習のため、概ね軍艦二隻、又は三隻を以て編成したる艦隊二個以上を以て編成される。練習艦隊は、海軍各科少尉候補生實練習艦隊が編成された。

現今帝國海軍の平時編制は、第一艦隊・第二艦隊・第三艦隊・練習艦隊の四隊で、第一・第二の兩艦隊を以て聯合艦隊が編成されてゐる。

第三艦隊は、揚子江流域及び支那沿岸の海外警備に任じ、在外權益の擁護・在留邦人及び通商貿易の保護に活躍を續けてゐる。

艦隊の沿革

明治維新の際は諸藩の汽船、孟春丸・豐瑞丸・雄飛丸の三隻を以て臨時に海軍先鋒隊を編成し、次で函館追討の際は、甲鐵・春日・陽春・第二丁卯の四艦に運送船四隻を附して艦隊を編成されたこともあるが、帝國海軍創設後に於ける艦隊の編制は、普佛戰爭中に局外中立を宣言した我國が、明治三年七月二十七日左記小艦隊を編成して、各開港場の沿海警備に任じたのが其の始めである。

横濱及び東海海岸	小艦隊指揮　中島四郎
	甲鐵　乾行　日進
兵庫及び南海海岸	指揮　赤塚源六
	富士山　攝津　第二丁卯　千代田形

長崎及び西海海岸　指揮　中牟田武臣（倉之助）

春日　龍驤　延年　電流

翌四年小艦隊の編制を解き、新たに次の如く常備艦隊が編成された。

第一常備艦隊　龍驤　富士山　第一丁卯

第二常備艦隊　日進　甲鐵　乾行　第二丁卯

以上は海軍省創設前に於ける艦隊編制の概要であるが、海軍省設置後に於ては、明治五年五月四日、中艦隊を置かれ、翌六年八月二十四日には大艦隊・中艦隊・小艦隊の編制を令せられ、次で同八年十月二十八日、帝國の海面を東西兩部に分ち、東部及び西部の兩指揮官を置き、諸艦船を兩分して之に隸せしめられた。而して東西兩部指揮官に軍艦を附せらるゝに及び、艦隊は解隊後その制度のみを存置し、實際は之を置かれざりしが、同十五年七月三十一日、再び中艦隊を設け、同十月十二日改めて中艦隊が編成され、海軍少將仁禮景範が中艦隊司令官に任ぜられた。

明治十七年十月一日、艦隊職員條例を定められ、參謀長・參謀・傳令使・祕書・祕書補及び機關・軍醫・主計の各部長を置き、又二艦隊以上を以て聯合艦隊を編成された。次で同十九年四月二十二日、海軍條例に依り初めて艦隊の種別・任務及び艦船の所屬等が規定された。

明治二十二年七月二十三日、初めて艦隊條例を制定して常備艦隊司令長官を置かれ、同二十七年六月艦隊條例を改め、司令長官幕僚中の傳令使を廢して航海長・機關長・軍醫長を置き、同三十年十月十四日司令長官の幕僚に主計長を加へ、同三十二年六月十二日、祕書を廢して副官を置かれた。

明治三十六年十月、第一艦隊・第二艦隊の設置に伴ひ、常備艦隊の名稱を廢された。同三十八年一月艦隊には必要に應じ潜水艇隊を附し、次で十二月驅逐隊を附屬せしむることゝなつた。

揚子江警備

大正三年十一月二十八日、艦隊條例を廢して艦隊令を制定されたが、其の後幾多の改正を經て、昭和三年三月艦隊令中、艦隊は必要に應じ之を戰隊に區分し、航空戰隊を加ふることに改められた。

又支那揚子江方面には、明治十七年清佛戰爭の際、列國との協同警備に任ずる爲め中艦隊（扶桑天城）を編成し、海軍少將松村淳藏を司令官として上海に派遣されたのが始まりで、翌十八年以降支那に警備艦を常置せらるゝ事となり、同年軍艦清輝を上海に派遣され、次で同二十四年偶々支那各地に暴動起りたるを以て臨時警備艦增勢の必要を認め、軍艦天龍を上海及び福州に、愛宕を大沽に增派された。更に同三十三年には警備艦を四隻に增加し南北支那及び揚子江下流の警備に當らしめられた。恰も此の年北清事變の起るに及び常備艦隊の主力は北支の警備を擔當し、軍艦八重山ほか十五隻は同艦隊司令官海軍少將遠藤喜太郎指揮の下に、揚子江及び南支那沿岸の警備と居留邦人の保護に任ぜしめられたが、日露戰役後、即ち同三十八年十一月新たに南清艦隊を編成され、初代司令官には海軍少將武富邦鼎（後の中將）が任ぜられた。次で同四十一年八月南清艦隊を第三艦隊と改稱された（第一革命の起つた明治四十四年五月には、軍艦伏見は四川省瀘州迄溯江し、宇治は廣東の西江を航して廣西省の梧州迄行つて居る）。

越えて世界大戰中、即ち大正四年十二月、第三艦隊に初めて司令長官を置かれ、支那沿岸及び東亞露領沿岸に出動せしめられた（同隊は平和克復解除された）。これより先き、大正三年世界大戰勃發するや、一時揚子江方面の警備艦を中立國たる支那より引上げ、その一部は上海に於て武裝解除したが、其の後支那も亦た參戰するに至つたので、同七年二月遣支艦隊を新設して專ら南支方面の警備に任ぜしめられたが、翌八年遣支艦隊を第一遣外艦隊と改め、第三艦隊及び旅順要港部の任務を繼承せしめらるゝ事となつた。昭和二年南京事件起るや、更に第二遣外艦隊を新設し、兩遣外艦隊の警備區域を南支及び北支の兩方面に區分された。上海に特別陸戰隊が置かれたのも此の年であつた。然るに同七年一月上海事變の勃發に伴ひ、翌二月再び第三艦隊の復活を見ると共に、遣外艦隊は廢止されて某々戰隊と改稱せられ、第三艦隊に直屬することゝなつた。

鎭守府艦隊

これより先き、明治三十二年以降各軍港には、左記の如く豫備艦を以て編成せる鎭守府艦隊又は豫備艦隊を置かれたこともあるが、其の後警備艦隊と防備艦隊とが置かれた。尙ほ此の經緯を摘記すれば次の如くである。

明治三十二年六月六日	鎭守府艦隊條例制定
同　三十六年十二月十四日	右條例廢止
同　四十一年十一月三十日	豫備艦隊條例制定、豫備艦隊條例廢止
大正二年三月二十八日	鎭守府艦隊條例制定、豫備艦隊條例廢止
同　三年七月九日	鎭守府艦隊條例中改正、警備戰隊を制定し、各軍港に警備戰隊を置く
昭和八年十二月八日	警備戰隊令を制定し、各軍港に防備戰隊を置く
同　九年十二月十五日	防備戰隊令を制定し、各軍港に防備戰隊を置く

第二節　大本營

大本營は　天皇の大纛下に置かれたる最高の統帥部にして、その沿革の概要は次の如くである。

明治二十六年五月十九日、初めて戰時大本營條例を定め、大本營には幕僚及び各機關の高等部を置かれ、參謀總長は其の幕僚長として帷幄の機務に奉仕し、作戰を參畫し、陸海軍の策應協同を圖り、陸海軍の幕僚は各々幕僚長の指揮を承け、計畫及び軍令に關する事務を掌ることになつた。

同三十六年十二月二十八日、戰時大本營條例中、從來參謀總長の任であつた陸海軍の作戰計畫には、參謀總長及び海軍軍令部長が、各その幕僚長として奉仕することに改められた。昭和八年海軍軍令部を軍令部と改められるゝや、海軍軍令部長は軍令部總長と改稱され、次で同十二年に起つた支那事變に際し、戰時大本營を單に大本營と改められ、大本營は戰時又は事變に置かれることゝなり、從來勅令を以て發布せられたのが、軍令を以て發布せらるゝ事となつた。

第三節　元帥府

元帥府設置に關する詔勅

明治三十一年一月十九日、初めて元帥府條例を定められ、元帥府に列せらるゝ陸海軍大將には特に元帥の稱號を賜ふことゝなり、元帥府設置に關し左の詔を下し賜ふた。

朕中興ノ盛運ニ膺リ開國ノ規模ヲ定メ祖宗ノ遺業ヲ紹述シ臣民ノ幸福ヲ增進シ以テ國家ノ隆昌ヲ圖ラントス玆ニ朕カ軍務ヲ輔翼セシムル爲メ特ニ元帥府ヲ設ケ陸海軍大將ノ中ニ於テ老功卓拔ナル者ヲ簡選シ朕カ軍務ノ顧問タラシメントス其所掌ノ事項ハ朕カ別ニ定ムル所ニ依ラシム

元帥佩刀の制式

同年五月二十五日、元帥徽章の制式及び裝著に關する件を制定されたが、その制式は陸軍を表彰する軍旗と海軍を表彰する軍艦旗との間に、皇室の菊花御紋章と古來皇室に關係の深い桐の紋章とを配置したものである。次で大正七年八月二十九日、元帥佩刀の制式が定められた。その制式は我國出征の將帥に親授し給ふた節刀の古制に倣ひ、元帥の稱號を賜ふた陸海軍大將に元帥徽章と共に加授せられ、特に規定された場合に之を佩用せしめらるゝことになつた。元帥佩刀は黃金作で、柄の長さは五寸五分、鞘の長さは二尺六寸、金銀線入りの紫革の圓紐の著いたものである。

元帥府設置以來元帥の稱號を賜ふた者は、左記の如く陸軍十四名、海軍十名である（昭和十三年四月調）。

陸軍

小松宮彰仁親王
山縣有朋
大山巖
野津道貫
奧保鞏
長谷川好道
伏見宮貞愛親王

海軍

西鄕從道
伊東祐亨
井上良馨
東鄕平八郎
有栖川宮威仁親王

川村景明　伊集院五郎
閑院宮載仁親王　東伏見宮依仁親王
寺内正毅　島村速雄
上原勇作　加藤友三郎
久邇宮邦彦王　伏見宮博恭王
梨本宮守正王
武藤信義

第四節　軍事參議院

軍事參議院は帷幄の下に在りて重要軍務の諮詢に應ずる所にして、議長・參議官・幹事長及び幹事を置かれてゐる。軍事參議官は元帥・陸軍大臣・海軍大臣・參謀總長・軍令部總長及び特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官より成り、參議官中の高級古參者を以て議長に充て、尚ほ陸海軍互に關係なき事項に就ては、陸軍又は海軍のみの參議官を以て會議を開き得るやうになつてゐる。

軍事參議院の沿革を略記すれば次の如くである。

明治二十年五月三十一日　軍事參議官條例制定
同　二十六年五月十九日　條例中を改め、參議官に海軍軍令部長を加ふ
同　三十三年五月二十二日　條例中小改正
同　三十六年十二月二十八日　軍事參議官條例廢止、軍事參議院條例制定

第五節　侍從武官府

侍從武官府には侍從武官長及び侍從武官を置かれ、侍從武官長は陸軍大・中將又は海軍大・中將たる親補官を以て之に充て、侍從武官は陸軍將校及び海軍將校を以て之に補し、侍從武官長及び侍從武官は　天皇に常侍奉仕し、軍事に關する奏上・奉答及び命令の傳達に任じ、觀兵・演習・行幸その他祭儀・禮典・宴會・謁見等に陪侍扈從するものである。

侍從武官府沿革の概要は次の如くである。

明治二十九年四月一日　侍從武官官制を定む
同　三十年八月十四日　官制小改正
同　四十一年十二月二十八日　侍從武官府官制を定め、侍從武官官制を廢す

又明治三十四年二月十四日、侍從武官徽章の制式を定められ（日月の旗を交叉せるもの）、次で同四十二年二月侍從武官長の徽章の制式を定められた。

第六節　皇族附海軍武官

海軍武官たる皇族には皇族附海軍武官を附屬し、海軍佐尉官を以て之に充て、その附屬する皇族の威儀・整飾を奉助し、軍務・祭儀・禮典等に隨從するを任とする。

明治三十年十月十四日　皇族附海軍武官官制の制定
同　三十二年十一月二十八日　官制の小改正

第二章　官廳其の他部隊

第一節　海軍中央各廳

第二章　官廳其の他部隊

一、海軍省

海軍省は内閣組織中の一省にして、海軍大臣は海軍軍政を管理し、海軍軍人・軍屬を統督し、所轄諸部を監督する責任を有し、現役大・中將たる海軍將校を以て親補されることになつて居る。同省には大臣官房の外、軍務・人事・教育・軍需・醫務・經理・建築・法務の八局があり、大臣官房内には海軍文庫・電信課が在る。又副官・祕書官の外、專任の書記官・事務官を置き、別に帝國議會との交涉事項等に當るべき政務次官及び參與官が置かれてゐる。

以上は現今に於ける海軍省の概要である。而して明治維新後、海陸軍務課の設置以來、軍防事務局・軍務官・兵部省の名稱變更を經て、明治五年初めて海軍省を創設されたが、帝國海軍創業時代に於ける沿革を概記すれば次の如くである。

海軍創業時代

慶應三年十二月九日、皇政復古の詔勅と共に、總裁・議定・參與の職を定め、翌四年正月十七日、太政官中七科を京都に置き、海陸軍事務科に初めて海陸軍務課を置かれた。二月三日七科を改めて八局と爲し、海陸軍務課を軍防事務局と改稱し、閏四月二十一日三職・八局を廢し更に太政官七官を置くに際し、軍防事務局を廢して軍務官を置かれた。軍務官は海軍局・陸軍局、築造・兵船・兵器・馬政の四司を管し、海陸軍鄕兵・招募・守衞・軍備を掌る所とし、又海軍・陸軍の兩局に一等乃至三等の海軍將及び陸軍將の官を設けられた。同二十八日軍務官出張所を兵庫に、五月十九日海軍所を鐵津國八部郡坂本村に置き、翌六月二十二日敦賀に軍務官出張所を置き、明治元年（慶應四年九月八日明治と改元す）十月十九日軍務官出張所を東京城内（慶應四年七月十七日江戸を東京と改め、明治元年十月十三日江戸城を東京城と改稱）に設け（教賀の軍務官出張所は元年十一月二十六日廢止）、其の後舊鳥取藩邸に移された（十二年正月十二日和田倉門内會津藩邸に移轉す）。十一月二日海軍局を東京芝濱殿（後の離宮）に設置の令ありしも、遽かに東征の事起り遂に實現を見るに至らなかつた。之より先き元年十月二十五日、東京府所轄の醫學所及び京都府所轄の病院を軍務官に管せしめられたが、

軍務官を廢し兵部省を置く

醫學所は十一月十七日東京府に、病院は同二十日京都府に屬せしめ、十二月四日病院は再び軍務官の所管に移され、同十三日之を軍務官治療所と改稱された（明治二年八月八日廢止）。

明治二年七月八日、官制の改革に伴ひ軍務官を廢して兵部省を置き、兵學寮及び武庫・會計・糺問の三司を兵部省の所管とし、海陸軍に大將・中將・少將を置かれた。初め兵部省を京都に置かるゝや、その出張所を東京舊會津藩邸舊軍務官出張所址に置き、又舊大阪軍務官を兵部省大阪出張所と爲し、次で九月十八日東京築地に海軍操練所を創設し、十一月十五日兵部省出張所を大和國十津川に置かれた（明治三年二月二十七日廢止）。同二十九日兵部省東京出張所失火のため之を常盤橋内武庫司に移し、翌十二月七日舊鳥取藩邸に移轉されたが、同二十日東京出張所を以て兵部省の本衙と爲し、京都兵部省を其の出張所と改められた。

明治三年二月九日、兵部省中に海軍掛・陸軍掛を置き、同二十九日濱殿は海軍所となつた（後東京所は慶應二年春、幕府の設けたるもの）。九月十八日、海陸軍に大佐・少佐・大尉・中尉・少尉等の武官官階を設け、又横濱太田陣屋に海陸軍屯營を置かれた。十月二日海陸軍の制度を定められ、海軍は英國式、陸軍は佛國式を採用することゝなつた。閏十月十日兵部省海軍掛をして、軍艦・運送船・各藩艦船・海軍操練所・海軍用所その他海軍に關する一切の事項を掌理せしめた。同二十二日濱殿を宮内省に移管し、海軍所を築地舊尾張藩邸及び安藝藩邸の址に移された。初め濱殿（宮内省へ移管後は濱離宮と稱す）と稱せられた時代の海軍所は石造館にして、一名之を廷遼館と稱してゐた。同十一月四日海軍操練所を海軍兵學寮と改稱された。

明治四年正月十七日、兵部省京都出張所を廢し、二月晦日高輪海軍用所（高輪東町、泉岳寺の前面、後の海軍砲兵練兵場所）を廢して築地海軍所に合併され、五月二十日芝高輪西臺町（今の高松宮御殿）に海軍病院を置かれた。七月二十八日兵部省官制を改め、海軍部・陸軍部に分ち、海軍部に祕史・軍務・造船・水路・會計の五局を置き、海軍兵學寮・海陸軍醫寮・海陸軍糺問・海陸軍造兵・海軍造船・海陸軍武庫・海軍水路の五司竝に海軍水兵部・海軍提督府は其の所管となつた。十月九日兵部省大

阪出張所を廢された。

明治五年一月二十日、兵部省内の海軍造船司・海軍水路司を廢された。

海軍省創設以後

海軍省創設以後の沿革を概記すれば左の如くである。

明治五年二月二十七日、兵部省を廢され、代つて陸軍省・海軍省の置かるゝや、陸軍省は舊兵部省に殘り、海軍省は三月二日築地の海軍所に移つた。當時海軍省の敷地は、七萬七千四百坪餘を擁し、同敷地内には海軍兵學寮の外、海軍提督府、海軍用所・海軍裁判所等を包含してゐた。又海軍本省は狹隘なりしも、兵學寮は當時東京唯一の洋館なりしを以て、海軍省は恰も兵學寮の一部の如き觀を呈してゐたといふ。

兵部省廢止後に於ける海軍省は、暫く舊制に依り事務を措辦する事となつた。而して當時の海軍省局課及び其の所屬諸廳は左の通りである。

祕史局	記註彙庶務掛、勘査掛、記室掛、糺問司徒刑掛	
軍務局	人別掛、規定掛	
造船局	造船局製造所	
水路局	記註彙庶務掛、會計勘査掛	
會計局	正算課、出納課、俸給課、記註課、用度課	
海軍兵學寮		
海軍水兵本部（舊海軍水兵部）	水勇屯營所（明治四年十一月九日海兵を水勇と改む）	
海軍提督府	保全港司	
海軍病院		

兵庫海軍用所（明治二年七月新設の時は軍務官に屬し、次で兵部省所轄となり、兵部省用造所と稱し、同四年十月十九日海軍用所と改め海軍省に屬す）

三月七日海軍省に飜譯局を置き、十日糺問掛を設け、四月二十四日飜譯局を廢して文書掛を祕史局に置かれた。五月二十二日會計局の五課を出納・調度・倉庫の三課に改め、八月二十二日造船局出張所を浦賀に置き、十月八日工部省所屬の横須賀造船所及び横濱製作所は海軍省の所管となつた。同十三日海軍省官制を定められた。本省及び所轄諸廳の分課は左の通りである。

本省

祕史局　事務課、記錄課、文書課
軍務局　軍事課、規定課、人別課
會計局　出納課、調度課、倉庫課、營繕課
　　三局中の分課は十月十五日制定の海軍條例に依る

諸廳

主船寮
　十月二十二日　横須賀造船所及び横濱製作所（十一月四日製造所と改む）を管す
　十月三十日　舊造船局廨舍を主船寮に屬し、石川島製造所と稱す、石川島艦材圍場・鍛冶械場を修船所と稱し、主船寮に屬す
　十一月十二日　浦賀舊造船局出張所を主船寮出張所と爲す

水路寮
兵學寮
軍醫寮　十一月三日病院を置く
機關司
造兵司　兩司は實現を見ずして止め、造兵の事は武庫司をして掌ねしむ

第二章　官廳其の他部隊

武庫司　十月三十日　石川島鍛冶場、大工及び鑄物小屋等を以て造兵所と稱し、武庫司に屬す
水兵本部
裁判所
提督府

明治九年九月一日、海軍本省及び諸廳の分課を左の如く定められた。

本省
事務課、記錄課、繙譯課、軍務課、會計局、主船局、水路局、醫務局、兵器局

諸廳
海軍鎭守府、海軍造船所、海軍兵學校、海軍本病院、海軍裁判所

明治十五年五月十五日、海軍本省を芝開拓使出張所址（舊增上寺木坊）に移し、同十九年一月二十七日、海軍省を赤坂葵町舊工部省址に移された。同二十九日海軍省中、從前の各局を廢し、更に大臣官房・軍務局・艦政局・會計局を置き、造船・造兵に關する諸計畫より製造註文に至るまで總て本省に於て取扱ふことゝなつた。次で二月二十六日各省の官制を制定されたが、海軍省の官制は次の如くである（勅令第二號・二月五日官報）。

官制大改革

海軍省
大臣官房
軍務局　將校課、准將校課、兵員課、法規課
艦政局　兵器課、造船課、機關課、艤裝課、需品課、海運課、建築課
會計局　整理課、出納課、艦費課、供給課、用度課

明治二十二年三月七日、海軍省官制を改革し、本省に於ける中央集權を變更して造船・造兵等は各專門廳に於て計畫し、本省の檢閱許可を得たる後、實地製造することゝなつた。その官制は次の如くである。

海軍省
大臣官房
第一局　第一課、第二課、第三課、軍法課
第二局　第一課、第二課、第三課、第四課
會計局　第一課、第二課、第三課

而して海軍大臣は各省官制に揭ぐるもの、外、帷幕の機務に參し、出師・作戰・海防の計畫に任ずることゝなり、海軍參謀部（後の軍令部）は、海軍大臣の下に隸屬して軍事の計畫を掌る所となつた。

明治二十三年三月二十七日、海軍省官制を改め、會計局を第三局と改稱された。

明治二十六年五月十九日、海軍省官制を改め、大臣官房に人事課を置き、軍務局・經理局に各第一課・第二課・第三課を置かれた。翌二十七年十二月十五日、海軍省は現今の麴町區霞關新築廳舍に移轉した。

明治三十年三月三十日、海軍省官制を左の如く改められた。

大臣官房　人事課
軍務局　軍事課、兵器課、造船課、機關課
醫務局　第一課、第二課
經理局　第一課、第二課、第三課
司法部

第二章　官廳其の他部隊

明治三十三年五月十九日、海軍省官制を改め、左の六局を置かれた。

總務局	
軍務局	第一課、第二課
人事局	第一課、第二課
醫務局	第一課、第二課
經理局	第一課、第二課、第三課
司法局	

明治三十六年十一月五日、海軍文庫を海軍省（總務局）に置き、十二月四日總務局を大臣官房と改められた。

大正二年六月十三日、官制の一部を改め、海軍大臣、海軍次官は現役將官たるべき件を削除された。右は山本（權兵衛）內閣時代の改正に係かり、其の後豫後備將官にして陸海軍大臣に補せられた者はなかつたが、昭和十一年に至り陸海軍は再び現役將官（大・中將）を以て之に充てることに改められた。

大正三年十月五日、官制の改定に伴ひ、各省に參政官・副參政官を增置された。

大正五年三月三十日、海軍省官制を改め、艦政局・機關局を置き、司法局を法務局と改稱し、軍務局・人事局・艦政局・經理局を分課せられた。而して同九年九月三十日、艦政局を軍需局に改められた。

大正十二年三月三十一日、海軍省官制の一部を改め、敎育局・建築局を置き、翌十三年八月十二日、政務次官・參與官を置き、十二月二十日機關局を廢された。

昭和四月六日、海軍省に電信課を置かれた。

以上は海軍省官制沿革の概要にして、明治五年海軍省創設當時は、卿及び大輔を缺き、海軍少輔川村純義が卿の職を掌り、次で勝安芳が大輔にて卿の職に當り、翌六年初代の海軍卿となつたが、海軍大臣と改稱されたのは、明治十八年以後のことで、從つて初代の海軍大臣は當時の陸軍中將西鄕從道といふことになる（附錄參考膳表參照）。

二、海軍省各局の沿革

△軍務局

軍務局

軍務局は海軍省の最も重要なる一局にして海軍軍政に關する一般事項を掌る所である。同局は明治四年兵部省內に設置以來、事務課・軍事部・第一局等、次の如く幾多の改廢を經て現今に及んでゐる。

明治四年七月二十八日、軍務局を兵部省內に置かれた。

同五年二月二十七日、兵部省を廢して陸軍省・海軍省設置の際、軍務局は海軍省內に存置し、之を人別掛・規定掛に區分し、次で軍務局の改置（十月十三日）に伴ひ、十月十五日分課を軍事・規定・人別の三課に定められた。

明治七年五月十九日、祕史・軍務の二局を廢して、事務・記錄・文書・軍事・規定・人別の六課を置き、同月三十日軍事課を事務課に、規定課を記錄課に合併された。

明治九年八月三十一日、軍務局を再置し、九月一日庶務・兵籍・計算の三課とした。

同十七年二月八日、軍務局を廢して軍事部を置かれた。

同十九年一月二十九日、軍務局を設け、二月二十六日局中に將校・准將校・兵員・法規の四課を置き、三月二十二日軍事部を廢された。

明治二十二年三月七日、官制を改めて軍務局を廢し、海軍省には大臣官房の外、第一局・第二局・會計局を置き、第一局が從來の軍務局に代つて事務を措辨することゝなつた。

明治二十六年五月十九日、官制を改めて再び軍務局を置き、局中に第一課・第二課・第三課を設けられた。同三十年三月三十日、軍務局の分課を軍事・兵器・造船・機關の四課に區分された。同三十三年五月十九日、軍務局を改變し、局中に第一課・第二課を設けられた。其の後軍務局の分課及び所掌事項は幾多の改正を經て、現今は三課に分れてゐる。

人事局

△人事局

人事局は海軍文武官の任免・補職、竝に叙位・叙勳・恩給等の事項を掌つてゐる。海軍の人事は海軍省設置以來、概ね軍務局の所掌であつたが、明治二十六年五月十九日、海軍省大臣官房に初めて人事課を置き、同三十三年五月十九日、人事課を廢して人事局を設け現今に及んでゐる。

教育局

△教育局

教育局は海軍の教育・訓練に關する事項を掌つてゐる。

明治三十三年五月十九日、海軍省に海軍教育本部を置き、海軍軍事教育の統一を計る所とし、海軍教育本部長は海軍大臣に隷し、海軍諸學校及び諸練習所を管することゝなり、部中に第一部・第二部を設け、同四十年九月第三部を加へられた。越えて大正十二年三月三十一日、海軍教育本部を廢して教育局を設け現今に及んでゐる。

軍需局

△軍需局

軍需局は艦營需品・燃料及び被服・糧食等に關する事項を掌つてゐる。

大正四年九月二十一日、海軍艦政本部を廢して海軍技術本部を置かるゝや、新たに艦政部を設けて艦政本部廢止後に於ける一部の事項を掌らしめてゐたが、翌五年三月三十日、艦政部を廢して艦政局を設置された。

大正九年九月三十日、艦政局を軍需局に改め、三課に區分されたが、其の後數回の改正を經て今日に及んでゐる。

醫務局

△醫務局

醫務局は海軍の醫務・衛生に關する事項を掌つてゐる。

明治元年醫務所を軍務官の所管と爲したことあるも、海陸軍醫務事項の基礎は、同四年兵部省に於ける軍醫寮の設置を以て其の嚆矢とする。次で海陸軍醫寮・海軍軍醫寮・海軍醫務局・海軍軍醫本部・海軍衛生部・海軍中央衛生會議・海軍衛生會議等の名稱その他の變更を經て、左記の如く醫務局の設置を見、今日に至つて居る。

明治元年十月二十五日、東京府所管の醫務所を軍務官に管したが、十一月十七日再び之を東京府に移した。

同四年七月五日、軍醫寮を兵部省に置き、同二十八日海陸軍醫寮を東京に設けた。

同五年二月二十七日、兵部省を廢して海軍・陸軍兩省を置くに及び、軍醫寮は陸軍省の所管となり、海軍省は海軍病院をして醫務を管せしめた。十月十三日海軍病院を廢して海軍省に海軍軍醫寮を設け、十一日三日、軍醫寮に病院を置いた。

明治六年八月九日海軍病院學舍を置き、十二月九日、高輪（當時川部、今の高松宮御殿）に新築中の海軍病院學舍落成し、同七年八月二十三日、同學舍を軍醫寮學舍と改稱した。又同八年九月十三日浦賀に假病院を置き、軍醫寮に附屬せしめた。

同九年八月三十一日、海軍軍醫寮を廢して海軍醫務局を置き、九月一日局内に庶務・藥劑・計算の三課を設け、同十五年十一月十五日、衛生課を增設した。

同十七年十二月十五日、海軍醫務局を廢して海軍軍醫部條例を制定し、海軍軍醫部を軍醫本部・海軍病院及び東京鎭守府・艦隊・橫須賀の各軍醫部に區分し、海軍軍醫本部に於て是等を統轄することゝなつた。

同十九年一月二十九日、海軍軍醫本部を廢して海軍衛生部を東京に置き、海軍病院及び軍醫學舍を管せしめた。同年三月十一日、軍醫部條例を廢され東京・橫須賀・鎭守府及び艦隊の各軍醫部は自然廢止となつた。四月二十二日海

軍衛生部官制を定め、衛生部を第一課・第二課及び衛生會議に區分し、十二月二十一日これを海軍省構内（番地實局址）に移した。

明治二十二年四月二十日、海軍衛生部を廢して海軍中央衛生會議及び鎭守府衛生會議を置き、東京の中央衛生會議は海軍大臣に、鎭守府衛生會議は各鎭守府司令長官に隷せしめ、五月一日各鎭守府衛生會議は之を海軍病院内に置くことゝなつた。

同二十六年五月十九日、海軍中央衛生會議及び鎭守府衛生會議を廢し、更に海軍衛生會議を東京に置き、翌二十七年十二月十六日、之を海軍省構内に移した。

同三十年三月三十一日、海軍衛生會議を廢して醫務局を再置し、其の後幾多の改正を經て今日に及んでゐる。

經理局

△經理局

經理局は海軍豫算・會計・給與に關する事項を掌る所である。

明治二年兵部省に會計司創設以來、會計局・海軍主計本部・第三局等を經て經理局の設置を見、今日に至つて居る。

明治二年七月八日、兵部省に會計司を置いた。

同四年七月二十八日、兵部省内の海軍部に會計局を設置し、八月十日會計司を廢した。

同五年二月二十七日、兵部省を廢し海軍省設置の際、會計局は存置されたが、十月會計局を改置して（十月十三日）、分課を定め（十月十五日）出納・調度・倉庫・營繕の四課に區分された。

同九年八月三十一日、會計局を改置し、九月一日分課を定め、局中に庶務・檢算・出納・統計・用度の五課を置かれた。

明治十七年十二月十五日、會計局の分課を改め、主計部及び給與課を置いた。又海軍主計部條例を定め、海軍主計部には海軍主計本部及び鎭守府・艦隊・官廳各主計部を置き、主計本部に於て之を統轄することゝなつた。

同十九年一月二十九日、海軍主計本部を廢して會計局を改置し、二月二十六日局中に、整理・出納・艦費・給與・用度の五課を設けた。

同二十一年二月三日、會計局に檢査課を置き、又艦費課を廢して整理課に合併した。

同二十二年三月七日、會計局を改置し、第一課・第二課・第三課を置いた。

同二十三年三月二十七日、官制の改正に依り、海軍省に第一乃至第三局を置くに及び、會計局は廢され、其の事務は第三局が代つて之を行ふことゝなつた。

同二十六年五月十九日、第三局を廢して經理局を置かれた。

建築局

△建築局

建築局は建築・土木及び官有財産に關する事項を掌り、局長は勅任海軍技師を以て之に充てられてゐる。

海軍の建築事項は、從來海軍省艦政局内建築課の所掌なりしが、明治二十九年五月二十二日、臨時海軍建築部を東京に置き、經理局の第一課に屬せしめ、六月一日より事務を開始し、支部を舞鶴に置いた。

明治三十四年九月十七日、臨時海軍建築部舞鶴支部を廢止した。

大正九年九月三十日、臨時海軍建築部を廢して海軍建築本部を置いた。又各軍港に海軍建築部を置き、部長は所在鎭守府司令官に隷せしめ、技術に關しては建築本部長の區處を、官有財産に就ては海軍大臣の命を承くることになつた。

大正十二年三月三十日、海軍建築本部を廢して建築局を置かれ現今に及んでゐる。

△法務局

法務局

法務局は軍事司法・懲罰及び監獄等に關する事項を掌る所にして、左記の如き沿革を經て今日に及んでゐる。

明治三十年三月三十日　海軍省に司法部を置く
明治三十三年五月十九日　司法部を廢して司法局を置く
大正五年三月三十日　司法局を法務局に改む

三、軍令部

軍令部は國防用兵のことを掌る所である。軍令部總長は、天皇に直隷する親補官にして、帷幄の機務に參畫し軍令部を統轄してゐる。

軍令部は左記の如く、參謀本部海軍部・海軍參謀本部・海軍參謀部・海軍軍令部等の名稱變更を經て現今に至つて居る。

明治十九年三月十八日、參謀本部條例を改め、參謀本部に陸軍部・海軍部を設け、海軍部には副官部・第一局・第二局・第三局・編纂課及び會計を置き、同月三十一日參謀本部海軍部を芝公園地海軍本省址に設置され、四月二十二日海軍條例を制定し、軍政・軍令の別を明かにされた。五月一日、參謀本部海軍部を海軍省構內（赤坂葵町舊工部省址）に移し、十一月四日、再び同構內新築建物に移された。

明治二十一年五月十二日、參謀本部を廢して軍事官制を定め、參軍の下に陸軍參謀本部・海軍參謀本部を置かれた。

翌二十二年三月七日、參軍及び陸軍・海軍の兩參謀本部を廢し、更に參謀本部及び海軍參謀部を設け、海軍參謀部は海軍大臣の下に置き、單に軍事の計畫を掌る所とし、第一課・第二課・第三課に區分された。

明治二十六年五月十九日、海軍參謀部及び海軍中央文庫を廢して海軍軍令部を置かれた（勅令第四九號）。當時の軍令部には副官、第一局・第二局及び海軍文庫を置かれてゐた。

明治二十九年三月二十六日、海軍軍令部條令を改め、牒報課を新設された。

明治三十六年十二月二十六日、海軍軍令部內に於ける局を廢して參謀を置かれた。

大正三年八月二十三日、條例中、戰時大本營を置かれざる場合、作戰に關する奉勅命令は海軍軍令部長之を傳達することに改められた。

昭和八年九月二十七日、海軍軍令部を軍令部に改め、海軍軍令部長を軍令部總長と改稱された。

四、海軍技術會議

海軍技術會議は海軍大臣監督の下に、艦船・兵器等の技術に關する事項を調査・審議する所にして、海軍高等技術會議・海軍艦政本部技術會議及び海軍航空本部技術會議の三種に區別されてゐる。

海軍技術會議の沿革は概ね左の通りである。

明治十八年九月二十二日、海軍兵器會議及び海軍造船會議を設け、兩會議は翌十九年十一月二十五日、參謀本部海軍部の址に移された。

明治二十二年四月二十日、海軍兵器會議・海軍造船會議を廢して海軍技術會議を置かる。

明治三十六年十一月十日、海軍技術會議を廢せらる。

昭和十年一月三十日、海軍技術會議令の制定により海軍技術會議の再興を見るに至つた。

五、水路部

水路部は海軍官廳の一にして東京築地に置かれ、水路圖誌の調製・水路の測量・航海の保安等に關することを掌る所で、水路部長は海軍大臣に隷してゐる。

水路部所掌事項

水路部は第一課乃至第五課及び會計課に分ち、各課の所掌事項は概ね次の如くである。

第一課、水路及び航路圖誌調製の計畫・水路測量・氣象及び海象觀測の計畫、水路圖誌・航空圖誌の刊行、水路告示、水路・航空路及び港灣の調査研究等

第二課、水路測量の實施、測量原圖・水路及び航空路記事の調製竝に磁氣に關する圖誌の編纂、測量術の研究、測量に從事する者の敎育等

第三課、海圖及び航空圖の編纂、製圖・製版及び印刷竝に其の技術の研究、其の他之に從事する者の敎育、圖誌の準備・供給・保管等

第四課、航用天文、潮汐の調査・研究竝に之に關する圖誌の編纂、天文及び潮汐の計算に從事する者の敎育等

第五課、氣象觀測の實施及び海流・波浪・海水等の海象觀測の實施、竝に之に關する圖誌の編纂・氣象及び海象の調査・研究、其の他之が觀測に從事する者の敎育及び氣象觀測所に關する事項等

測量方針及び種類

帝國領土の沿岸測量は概ね左の方針に依り行はれてゐる。

一、軍事上必要なる地區の測量

二、港灣の改築・河口の變化等のため沿岸の狀況著しく變化した地區竝に新興港灣の測量

三、大尺度海圖の刊行を要する地區の測量

四、明治三十五年以前の測量に係る地區の改測

五、震災に依り燒失した測量原圖復舊のための改測

以上は海岸の測量であるが、海洋測量に關しては測量艦を以て每年之に當り、先づ日本近海より漸次外洋に及ばしてゐる。

尙ほ曉近航空機の發展に伴ひ、航海竝に航空上、詳細なる氣象調査の必要を感じ、昭和七年度より新たに氣象班を編成して必要方面の觀測を實施してゐる。

海軍に於ける測量には次の種類がある。

一、海岸測量　二、海洋測量　三、磁氣測量　四、氣象測量

測量は測量班と測量艦とに依つて實施される。測量班は每年約五班を水路部から派遣して海岸測量を實施してゐる。又測量艦は海洋及び氣象測量竝に海岸測量に從事し、其の他要すれば磁氣班・氣象班を特派して、磁氣及び氣象測量に從事してゐる。

海岸測量は沿岸航海に必要なる圖誌の資料を求めるため、次の諸作業を行つてゐる。

設標、原點測量、岸線測量、地形測量、水深測量、掃海測量、驗潮、潮流測量、經緯度測量、磁氣測定、氣象觀測、測量原圖調製、水路記事及び航空路記事調製、地名調査

海洋測量は、海洋の海流測定、海流調査上必要なる海洋の物理的諸觀測・深海鑓測・探礁・海上氣象の觀測等概ね次の作業を行つてゐる。

一、海流測定　二、水深測定　三、洋中探礁　四、海水の溫度・鹽分・透明度・水色・酸素・水素イオン濃度等の測定

海上氣象の觀測は、航海上には勿論、學術上にも貴重なる資料を提供してゐる。磁氣測量は、南洋群島・千島列島

の如き遠隔の地、若くは地方磁氣の存在する地方は、同地方に於ける海岸測量の際磁氣の觀測を實施するが、日本領土全般に亙る磁氣測量は十年毎に周期的に之を行ふことになつてゐる。氣象測量は、測量艦に依つて一般氣象の觀測や霧・スコール等の特殊觀測及び高層氣象の觀測を行つてゐる。

水路部事業の起原

世界に於ける水路部事業の濫觴を尋ぬれば、佛國は西紀一七二〇年（享保五年）海圖・水路誌調査所を創設し、英國水路部は一七九五年（寛政七年）に設立し、米國は一八二九年（文政十二年）圖誌測器局の設置に著手し、水路部の具體的成立を見るに至つたのは、米國は一八六七年（明治十九年）であつた。

我國には幕末の頃、測量・天文に通曉する大阪の高橋作左衞門と、推測・天算に通ずる下總の伊能忠敬がゐた。伊能は幕府に聘せられて全國の測量に從事し、文化十三年（一八一六年）實測を了し、文政四年（一八二一年）には「大日本沿海實測全圖」を大成したが、其の測圖は主として陸岸に限られてゐたので、未だ航海者の實用に供するには不備の點が多かつた。併し未だ三角測量術を知らざる當時に於て、算數・天文の知識と比較的原始的の器具とを應用し、十七箇年餘の歲月を費やし、日本全沿岸を測量して完成せる此の圖は、今日より見るも驚くべき精度を有し、我が水路部の貴重なる參考資料となつた。安政六年（一八五九年）蘭式記號及び略語を以て、江戸海軍練習所指導官の原測に基き作成せる海圖は、本邦最初の發行に係るものである。

水路部創設

明治二年兵部省海軍部主任川村純義は、水路事業の必要を痛感し、兵部省に御用掛を置きて水路部創設に著手し、柳楢悦、伊藤雋吉の兩名に命じて水路事業に當らしめ、翌三年兵部省の柳水路掛等は測量艦第一丁卯艦に乘艦し、英艦シルヴィアと協同して本州南岸の的矢・尾鷲兩泊地、内海の鹽飽島及び備讃瀬戸方面に最初の測量を行ひ、更に同四年より兩人は外人の援助を借らず、獨力測量に從事するに至つた。

水路部は明治四年初めて水路局を設け、翌五年之を廢して水路寮を置き、同九年再び水路局を設け、同十九年海軍水路部と改稱し、次で同二十一年水路部と改め現今に及んでゐる。

水路部事業の基礎確立

而して創業より明治十九年の大改革に依つて、水路部事業の基礎確立に至る迄を劃期的に大別すれば概ね左の通りである。

期			
初期	明治二年	發端	兵部省所屬
	三年	英艦シルヴィア號に就き測量見學傳習時代	兵部省水路掛
	四年	測量創業時代	兵部省水路局
	五年	諸業創設調査及海圖試刊時代	
第一期	同六年	水路官教育、觀象臺計畫等施設時代	海軍省水路寮
	七年	天測術傳習時代	
	八年	事業分課試施時代	
第二期	同九年	廢寮、置局、分課、章程制定等基礎假設時代	海軍省水路局
	十年	學術調査時代	
	十一年	柳局長歐洲視察時代	
	十二年	新知識應用時代	
	十三年	經費節減諸施設困難時代	
	十四年	十二箇年全國測量大計畫時代	
	十五年	基礎確立時代	
	十六年		

十七年	諸事業發展時代
十八年	

（備考）明治十九年以降の水路部事業は、水路部年報に記載することゝなる

爾來水路部の制度は幾多の改正を經て、明治三十年には水路作業略ば進捗し、本邦沿岸は概ね安全に航行し得るに至つた。次で大正六年を以て、本邦領土沿岸全部の測量は一巡完成し、其の後は舊測量區域・海岸・海底等の變化を生じたる區域又は新興港灣等の改測を行ひ、完全なる水路圖誌の供給に努めたが、偶々大正十二年の關東大震火災に依り、水路部は全燒の厄に遭ひ、創業以來の貴重なる資料・原稿及び原版の殆んど全部は烏有に歸した。然るに昭和八年三月復興建築の完成に伴ひ、內容を充實一新して今日の基礎を固めるに至つた。

現代の水路部は水路局の後身にして、その沿革は次の如くである。

水路部の沿革

明治二年十一月、兵部省海軍部主任川村純義は水路事業の必要を感じ、柳楢悅を以て兵部省御用掛と爲し、水路部創設の任に當らしめた。柳（後の海軍少將）は、津藩士にして安政年間舊幕臣及び諸藩士と共に、長崎の海軍傳習所に於て和蘭人より數學及び測量の傳習を受け、成業の後津藩の航海教頭として教鞭を執つてゐたが、水路局長に就任以來在職十九箇年の間、非凡の卓見と該博なる學識とを以て、萬難を排して外人の力を借ることなく、獨立獨歩、遂に歐米諸國に劣らざる我が水路事業の基礎を確立し、斯界に偉大なる貢献をした人である。退職（明治二十一年）後は元老院議官となり次で貴族院議員に任ぜられた。因に柳は明治三年海軍創立に關し次の通り建議してゐる。

海軍創立に關する柳楢悅の建議

今や宇內鎭定萬民王化に浴し候折柄、愈以て海陸兩軍を練兵し天威を海外に輝し候樣被爲在度段は奉建言候迄に無之候。海軍の創立は必す航海測量を基とす。然るに和船渡海の宿弊未た去らす候より航海の術全く行はれす、近來海防且つ通商の爲め列藩にて艦舶を採入れ候事、大約百有餘號其價殆と千萬金に及へり。然れとも蓍沙朦舶し或は擡礁破壞せるもの又二、三十隻、却て此か爲めに國利を失ひ困弊致し候藩も有之哉に傳聞仕、自然航海の便捷有益なるを表せす朦舟擡礁の說のみ唱へ候より、海軍開化の基本を妨け候。之れ全く霧霧朧朧なる天色に會し猝風怒濤に遇ひ、天變地動不得止とは申なから、恐らくは航海測量の術に疎く、器械轉用の理を曉らさる輩をして、擧けて艦將舵工に命し、卑賤漁夫を招き、水路を嚮導せしむるより司令行はれす、鴉說紛々遂に方向を錯へ、其位置を誤り、巨大の寶貨を海底に沈入するに到る。竊に聞く泰西花旗國の舵工と云ふとも、險甚なる颶風に會し萬全趨避の策を遂け候には無之由に候へとも、沈沒破壞は多く商船にして兵船に甚稀なり。此れ兵船に在ては舵工水師等航海の術に精く、避颶の法に密なる故なり。方今萬機御親裁の秋に當り、神國の名分を汚し、且人命に係るのみならす、海軍開化の期に到り申間敷遺憾不過之、付ては不肖菲才なから、積年航海の術技に苦心仕居候故、素志建言仕度と存候得共、纔に其一斑を握り候迄の義、深く恐懼罷在候處、今般海軍御創立の義に付御垂問被成下、不堪欣躍之至、粗忽夙志を不顧、僭越建言仕候。則ち方今の急務は東京浪花の二港に海軍局を造立し、先つ指向き一昨年御採入に相成候鐵艦其他宿錨の迦農艦、護送船等を聯せ、海軍一隊とし品海に御備被遊、府藩縣有志の徒を招き、海軍一手の學卽ち海上答古知幾（タクチヅク）、海上砲術、航海術、測量術、操帆學、器械轉用學、其他海軍に關係致し候術技を教育演習し、且つ測量、操帆、器械、運轉を練熟せしめん爲め時々四方を航海し（艦內の官員は其艦の大小に係り候故、其船を定めて後ち其員數を定むへし。又航海入費の償ひ方追て可奉建言候）其術に熟し、其任に堪へ候輩を追々御選擧被爲在度、此れ海軍創立の基本と奉存候。俯して願はくは、不熟至極に候得共、航海測量の術に於ては別紙の書籍を譯し（編者註、別紙略）專ら之を施用仕度、此儀何卒御委任被下置候樣奉懇冀候　以上

明治三庚午四月　　柳惣五郎楢悅頓首敬白

兵部卿殿

西洋形燈臺

明治三年相州城ヶ島の篝火を廢し、初めて西洋形燈明臺（今の燈臺）を建設した（太政官告八九八號）。

海軍創立に水路局

明治四年九月、兵部省海軍部に初めて水路局を設け、築地海軍操練所内に置き、少將を以て水路監督長官とし、長官は兵部卿に隷せしめた。九月兵部省内の海軍部に五局を置き、水路局は水路測量・浮桶（今の浮標）・瀬印（今の立標）及び燈明臺等に關する事を司る所とした。當時の水路局職制は左の通りである。

水路局　監督長官　六等　七等　八等　九等　十等　十一等　十二等　十三等
　　中佐　少佐　大錄　權大錄　中錄　權中錄　少錄　權少錄

翌十月測量練習生五名（舊藩兒）を置き、航海・測量術を教授した。十一月二十日、水路局を舊築地ホテルに移轉した。明治五年二月、初めて水路局規則を定め、水路局に測量生を置いた。同二十七日兵部省を廢して海軍省を置かれた。此の日水路局廳舍類燒のため、同局は芝山内松蓮社に假居した。八月海圖「釜石港」の銅版彫刻を完成し、初めて之を海圖第一號として刊行した。

水路寮

同年十月十三日水路局を廢して海軍省に水路寮を置き、職別を左の如く文官組織とし、柳海軍大佐をして水路權頭を兼ねしめられた。

水路寮　四等　五等　六等　七等　八等　九等　十等　十一等　十二等　十三等
　　頭　權頭　助　權助　大屬　權大屬　中屬　權中屬　少屬　權少屬

又同月水路寮は海路測量・水路嚮導監督・燈臺・浮標・建築等を掌る所とし、水路頭は海軍卿に隷せしめられた。又從來の測量生を廢して更に水路寮生徒二十名を置き、海軍兵學寮生徒に準じ生徒規則を定めた。此の年海軍觀象臺を芝區飯倉に置く事になつた。

明治六年一月三十日、水路寮は芝山内海軍屬舍に移轉し、翌七年七月九日、觀象臺を水路寮に屬せしめられた。同八年一月水路寮生徒を廢し、水路寮に於ける教育は測量術を主とし、航海及び運用術は之を兵學寮練習艦に於て

第二次水路局

練習せしむる事となつた。水路寮分課諸規則を定め、同寮に事務・會計・測量・製圖・編集の五課を置かれた。十一月測量艦第二丁卯は朝鮮回航を命ぜられ、中牟田西部指揮官の管轄に入り在韓邦人の保護に從事した。右は江華島事件に依り國際問題を惹起したからである。十二月水路寮は芝山内三島谷海軍屬舍に移轉した。同屬舍は地積八千三百七十三坪を有し、約十八年間の長きに亙る本據であつて、水路部事業設備の基礎は殆んど同地に於て確立した。

明治九年八月三十一日、水路寮を廢して水路局を置いた。右は海軍職制及び事務章程發布に伴ひ、海軍省に六局設置の結果にして、水路局には九月一日を以て庶務・測量・製圖・計算の四課を置き、初めて必要なる分課を定め、茲に水路局の具體的成立を見るに至つた。此の改革は文官組織を武官組織に改むる階梯にして、其の官制は大佐局長にして大書記官を兼ね、少佐副長にして少書記官を兼ね、又文官課長の下に武官を配せしめた。

明治十二年五月八日、水路局内に整什課を設け、測器の製造・修理及び測器・圖誌の供給を掌り、分課を局長・副長・庶務課長・測量課長・整什課副長・製圖課長・計算課長に改め、十月水路報告（水路告示の前名）第一號が發行された。

明治十四年十一月二十九日、寰瀛水路誌第三卷（支那東岸、黄東海州間）を刊行した。之が具體的水路誌の創刊である。此の年海軍部外と協定して各地に天氣警報の實施を見るに至つた。

之より先き明治十一年、天候電氣日報掛を海軍觀象臺に假設し、東京の外、長崎・函館・新潟等に設置したが、之が天氣豫報の始めである。

明治十五年二月十三日、水路局中製圖課を廢して圖誌課を置いた。同年初めて我國の「海圖式」を制定した。我が海圖式は創業後數年間は、英・蘭二國の海圖を參照して適宜之に準據して來たが、明治十年歐米諸國に於ける海圖調査の結果、「水路提要」を編纂して各國の圖式を編入し、次で同十二年柳水路局長の英國より携帰せる「英海軍海圖式」を刊行し、同十五年迄は主として之に依つたものである。

海軍水路部

明治十六年二月一日、水路局中、測量課を廢して量地・觀象の二課を設けた。

明治十九年一月二十九日、水路局を廢して海軍水路部を東京に置き、四月二十二日海軍水路部官制を定められ、從來の文官組織を武官組織に改め、水路部に測量科・圖誌科・測器科及び會計を置き、又別に觀象臺を之に屬せしめ、茲に水路部の基礎が確立するに至つた。これ水路部事業沿革の第一期である。

我が水路事業中、陸に關しては伊能忠敬を以て地測術の開祖とし、海に就ては柳楢悦を以て測量の開祖とする。此の間柳楢悦指導の下に、水路事業の初期に貢獻せる主なる者は、兵部省御用掛伊藤雋吉（後の海軍中將男爵）を初めとし、肝付兼行（後の海軍中將男爵）、中村雄飛（後の海軍少佐）、加藤重成（後の海軍大佐）、磯野健（後の海軍少佐）、石川洋之助（出仕）、石田鼎三（後の海軍少佐）、橘口棠備（後の海軍大將）、青木佳眞（後の海軍大佐）、柏原長繁（後の海軍大佐）、諸岡賴之（後の海軍中將）、岡部政貴（後の海軍大將）、本宿宅命（後の海軍主計總監）等であつた。

尙ほ第一期事業中、柳海軍水路部長の採つた方針の要領は次の如きものであつた。

一、水路事業の一切は海員的精神に依り徹頭徹尾外國人を雇用せず、自力を以て外國の學術技藝を選擇利用し改良進歩を期す

二、海上測量事業は總て艦船にて施行し、下級補助員は必ず水兵を用ふ

三、屢々測量艦の建造を建議したるも容易に行はれず、借用軍艦を以てする測量は常に時機を失し、全國測量速成の計畫を樹つるを得ず、明治十四年遂に方針を一變して測量艦建造成る迄は、測量艇の測量に依り全國沿岸十二箇年測成の大計畫を遂行す

四、測量・觀象・圖誌・測器の整備及び改良に關し、外國の施設に注目す

五、航路標識の位置・構造等に關し、委員を出だして其の改良を促す

六、水路事業に關し將來の參考資料蒐集に努む

七、事業員の養成

(イ) 水路官養成のため測量生徒を置き、生徒廢止後も他の方法に依り之を養成す

(ロ) 成業の武官候補をば、運用術修業のため兵學校練習艦に通學せしむ

(ハ) 測量練習のため、艦船の航海科士官を水路部に勤務せしむ

(ニ) 水路學舍を觀象臺內に設け、部員に學術を研究せしむ

(ホ) 銅版彫刻生を置き、技術を練習せしむ

(ヘ) 測器製造工を置き、製造修理の傍ら技術を研究せしむ

明治二十一年二月、少技士候補生三名を採用し、翌三月技手岸田吉三郎・伊東正助の兩名を海軍少技士に任じ測量士に補した。之が最初の水路測量技士である。四月柳海軍水路部長職を退き、測量科長海軍大佐肝付兼行之に代つた。六月六日水路部所掌の氣象觀測は內務省に、天象觀測は文部省に移管した。觀象臺は明治六年創立以來海軍の所管に屬し、天象の觀測は內務・海軍・文部三省にて各自之を實施し、氣象の觀測は內務・海軍兩省にて各自之を施行して來たが、觀象事業の統一を圖るため三省協議の上、主管の件を右の如く決定せられた譯である。

明治二十一年六月二十七日、海軍水路部官制を廢して水路部條例を定められ、水路部は水路を測量し、兵要及び一般の海圖を調製し、水路誌の編纂、圖誌測器の配備その他航海の保安に關する事を掌る所とし、測量科・圖誌科・測器科・計算課を置き、部長は海軍參謀本部長に隷し、水路部長の定員を大佐に改め、肝付大佐が該部長となつた。

明治二十二年三月二十二日、水路部條例の一部を改め、測器科を廢し、水路部長は海軍參謀部長に隷する事となつた。此の隷屬の改正は、海軍參謀本部を海軍參謀部と改められた結果である。

明治二十三年五月二十六日、水路部測量標條例（法律第三八號二十七日官報）を定めた。

明治二十五年十二月、肝付水路部長病氣引入のため、海軍大佐横尾道昱水路部長となつた。

明治二十六年五月十九日、水路部條例中、計算課を會計課と改め、水路部長の隷屬を海軍參謀部長より海軍軍令部長に改められた。右は海軍軍令部條例の制定に伴ひ、海軍參謀部を廢し海軍軍令部を置かれた結果である。

明治二十七年六月、肝付少將再び水路部長となつた。九月二十八日、水路部は芝山内舊軍醫學校址に移轉した。

明治二十九年三月二十一日、海軍武官官階表改正せられ、新たに水路監・同大技士・同少技士の官名を置かれ、又水路部條例中、海軍技士を海軍水路技士と改められた。

明治三十年三月、海軍族章中に初めて測量艇族を制定し、水路測量に從事する舟艇には小蒸氣・端舟の外、此の族章を揭揚する事となつた。三月三十日水路部條例を改め、水路部長の海軍軍令部長隷屬を海軍大臣隷屬に改め、水路部に測量科・圖誌科・會計課を置かれた。五月測量科員海軍大尉高野瀨廉は水路官に轉官せしめられた。兵科士官より水路科士官への轉官は高野瀨大尉の水路監任官を以て嚆矢とす。十一月三十日水路部條例中、部長の定員「大佐」を「少將大佐」に改められた。

明治三十二年四月、水路部條例中の定員表を改め、十月同條例中定員表の末尾に、「本表定員の外、本職ある者に兼務を命ずる事を得」と追加された。

明治三十三年三月、海軍高等武官補充條例中一部を改め、同條例中に海軍水路少技士候補生を加へ、同候補生は官公立中學校又は之と同等以上の學校を卒業し、且つ測量術及び製圖法を修めた者から採用する事とし、翌十四日海軍水路少技士候補生採用試驗規則及び同候補生實務練習規則を定め、水路少技士候補生は、水路部に於て四箇月以上、又實地に就き八箇月以上實務を練習する事となつた。五月二十四日水路部條例を改め、同部所掌事項中に測器科を再置し、從來の外、水路官の勤務及び教育に關する事を掌る旨追加された。

明治三十五年一月三十一日、米國水路彫刻手オールダンの發明せるオールダン式海圖彫刻器械を採用した。

明治三十六年十一月五日、水路部條例中を改め、從來圖誌科所掌の庶務を會計課に移した。又海軍武官官階表改正の結果、新たに水路大監を置き、水路監を水路中監に、水路中監に、水路正を水路監に改められた。

明治三十八年十一月、肝付水路部長職を退き海軍少將松本和これに代つた。肝付中將は明治四年十二月兵部省水路局に奉職以來、同十四年より二十一年まで測量科長として柳部長を輔佐し、同年柳部長に代つて水路部長の職に就いたが、此の間日清・日露の兩戰役を經て水路部の擴張に貢獻したること多大にして、柳少將と共に我が水路史上逸すべからざる功勞者である。翌年特に男爵を授けられ、次で貴族院議員に列せられた。

明治三十九年十二月十日、初めて「明治四十年航海年表」を發行した。

明治四十一年一月十六日、無線電信利用に依る經度測定の調査に著手し、其の後實驗の結果、有線電信に依るものと略ぼ同一の成績を得るに至つた。

明治四十二年二月十五日、氣象調査掛を測量科内に設け、海上氣象・海潮流等の調査に著手した。

明治四十三年十二月一日、水路部定員中、部長の少將・大佐を、中・少將に改め、同十五日水路部廳舍を芝公園内から新築の築地海軍用地内（七、四六五坪）に移轉した。

明治四十五年四月二十八日、全國地磁氣測量を開始した。同測量事業は、明治二十七年東京帝國大學震災豫防調査會に於て創始したものを水路部に引繼ぎたものである。

大正二年三月二十八日、水路部條例中一部を改め、測器科を廢し、測量科の所掌事項中に「海上氣象・海流及び潮流に關する件」を加へ、又從來の海軍測器庫は同三月三十一日限り廢止となり、水路測器は之を兵器に編入せらるゝ事となつた。

大正三年七月十日、航空機の發達に伴ひ、水路部に於て初めて航空圖の製作に著手した。

初めて航空圖を製作す

大正四年六月、海圖原版に初めて亞鉛版を採用した。

大正六年九月、千島列島及び大東島測量の終了を以て本邦領土全沿岸の測量を完成した。

大正七年十月一日、海軍高等武官任用令制定と共に、海軍高等武官補充條例を廢され、水路官任用制度は玆に廢止となり、水路官は兵科將校を以て之に充て、技術者は文官技師を以て之に配する事となつた。

水路官任用廢止

大正八年三月二十六日、水路部條例中一部を改め、新たに編曆科が置かれた。

大正九年九月三十日、水路部令を定めて水路部條例を廢し、從來の分科を第一課・第二課・第三課・第四課及び會計課に改め、別に副官を置かれた。

大正十年六月、國際水路局成立し、我が水路部も之に加盟した。同局は之をモナコに置き、同十月以降國際聯盟の監督に歸した。翌十一年九月一日、「水路要報」を創刊した。

大正十二年九月一日、關東大震火災のため水路部は殆んど全部燒失した（翌十三年三月十六日根據簿に於て作業復興式を擧行す）。

大正十五年二月一日、緊急水路告示の一般無線放送を開始した。右は同十三年一月以降、東京海軍無線電信所に於て實施して來たが、今回主務官廳たる遞信省告示を以て、該規定の發布を見るに至つたものである。同年十月モナコに於て第二回國際水路會議開催され、我が政府は之に代表を派遣した。

昭和四年四月、臨時國際水路會議モナコに開催、我が政府は代表を派遣した。

昭和五年二月、水路部は舊同部所在地に竣工せる新廳舍に移轉した。

昭和七年四月、第三回國際水路會議モナコに開催、我が代表を派遣した。

昭和八年三月、水路部復興作業全部完成した。翌四月所掌事項中に「航空圖誌の調製發行」を加へた。

昭和十一年七月、水路部令の一部改正せられ第五課が增設された。

以上を摘記して之を表示すれば左の通りである。

水路部沿革一覽表

水路部沿革一覽表（自創立至昭和十一年）

年月日	廳長	記事
明治　二―一一		兵部省海軍部主任川村純義水路事業の必要を認め、津藩士柳楢悅を兵部省御用掛とし、水路部創設の事に當らしむ
（水路局） 明治　四―　九―　八 一一―二〇 五―　二―二七	水路掛主席 柳　楢悅	兵部省海軍部に水路局を設け、築地海軍操練所内に置く 舊築地ホテルを買收し之に移轉す 廳舍類燒し芝山内松蓮社に假居す 笠石港の銅版彫刻成り之を海圖第一號として刊行す
（水路寮） 明治　五―一〇―一三 六―　一―三〇 七―　七―　九	水路權頭 柳　楢悅	水路局を廢し水路寮を置く 水路寮を芝山内海軍屬舍に移す 觀象臺成り水路寮に屬す
（水路局）		

九―九―一		水路寮を廢し水路局を置く
一二―一〇―一三		水路報告（水路告示の舊名）第一號を發行す
一四―一一―二九		實測水路誌第三卷（支那東岸廣東福州間）完成す。之を具體的水路誌の創刊とす
一五―三―二		製圖課を廢し圖誌課を置く
一六―二―二		測量課を量地・觀象の二課に分つ
（海軍水路部） 明治一九―一―二九 四―二二	海軍水路部長 柳楢悦	水路局を海軍水路部と改稱す 海軍水路部官制を定め、測量・圖誌・測器の三科及び會計課を置く。 又海軍觀象臺を置き水路部に屬す 東京飯倉海軍觀象臺經度を綠威東經一三九度四四分三〇秒三と改めらる（勅令第五一號）
七―一三	肝付彖行	柳部長元老院議官に任じ、測量科長肝付大佐之に代る
二一―四―一九		觀象事業中、天象觀測は文部省に、氣象觀測は內務省に移管す
六―六		
（水路部） 明治二一―六―二六	肝付彖行	水路部條例を定め、海軍水路部を水路部と改稱、部長は海軍參謀本部長に隷す
二二―三―二二		測量科を廢す
二三―五―二六		水路測量標條例制定（法律三八號）
二五―一二―二三	橫尾道昱	水路部條例中を改正し、計算課を會計課と改む。又海軍軍令部條例の制定に伴ひ、水路部長は海軍軍令部長に隷す
二六―五―一九		水路圖誌供給規則を改正す
七―一四		芝山內舊海軍軍醫學校址に移轉す
二七―六―二七	肝付彖行	水路圖誌は日本郵船株式會社をして販賣せしむることに改む
九―二八		新版圖臺灣島の測量を開始す
二八―六		水路部條例改正、部長は海軍大臣に隷す
三〇―三―三〇	松本和	海軍高等式官補充條例改正、同條例中に海軍水路少技士候補生を加ふ
三三―三―一三		測量科を再置す
五―二四		オールダン式彫刻器械を採用す
三五―一―三一		假用海圖（後の雜用海圖）の發行を始む
三七―七		航海曆編纂事業に着手す
三八―一一―二	坂本一	明治四十年航海年表を創刊す
三九―二―二		初めて棒太測量に着手す
一一―二二		無線電信利用に依る經度測量調査を始む
一二―一〇	中尾雄	
四〇―五		
四一―一―一六		
八―二八		

四二—二—一五		氣象調査掛主任を設け、海上氣象・海潮流等の調査に任ぜしむ
四三—一二—一六		築地新廳舍に移轉す
四四—一二—一	伊藤乙次郎	
四五—四—二〇	川島令次郎	
四—二八		第一回全國磁氣測量に着手す
大正二—四—一		所掌事項中測器關係を削除し、測器科を廢す
三—七—九		庶務規程を改正し、部內各廳の委託作業を開始す
一〇—一		戰局の發展に伴ひ、部版刊行海圖區域の擴張を計畫すると共に特殊海圖を刊行して急需に應ず
一二—一	上村經吉	本邦基準經度確定の資に供するため、東京・グアム間の經度測量を實施す
四—一—		海圖原版に亞鉛版を採用す
六—		東京浦鹽間の經度測量完了
一二—一三	釜屋六郎	千島方面測量の終了を以て、我國領土沿岸の測量一先づ完結す
五—一二—一	布目滿造	
六—二—二一		
九—		

一〇—三〇		水路部從事員共濟會設立
七—九—一九		東京天文臺經度を東經一三九度四四分四〇秒九と改む
八—四—一		水路部條例中を改め編曆科を新置す
		本月透寫式製版法完成す、本會計年度より部版圖誌の販賣を日本船主協會に許可す
六—		倫敦に於て第一回國際水路會議開催、我が代表參列す
一一—一九		飜譯水路誌に橫書體を採用す
九—一〇—一	犬塚助次郎	水路部令制定、從來の分科を改めて第一第二第三第四課及び會計課に分ち、別に副官を置く、本月部版水路圖誌に米單位を採用す
一〇—六—		國際水路局成立し之に加盟す
一一—一—二五		海圖經緯度は主として測地經緯度に依ることに定む
六—		第二回全國磁氣測量に着手す
八—一二		水路部刊行圖誌類の記註に用ふる羅馬字は、自今日本式綴方に改む
九—一		水路要報を創刊す
一二—六—一	內田虎三郎	關東大震火災に依り附屬建物の一部を除き殆んど全部燒失す
九—一		東京海軍無線電信所より緊急水路告示の放送を開始す
一三—一—		假建築に於て作業復興式を擧行す
三—一六		
一二—五	植村信男	「海流通報」の發行を開始す
一四—一〇—一		

一二一　一	米村末喜	
一五一　二一　一		緊急水路告示の一般無線放送を開始す
一〇　一		モナコに於て第二回國際水路會議開催、我が代表參列す
昭和　五一　二　一		舊所在地に竣工の新廳舍に移轉す

六、海軍艦政本部

海軍艦政本部の沿革

海軍艦政本部は海軍省構内に在りて、艦船・兵器の計畫・審査等に關する事項を掌る所である。艦政本部に總務部・會計部・第一乃至第六部を置き、同本部長は海軍大臣に隷してゐる。又海軍技術研究所及び海軍火藥廠は艦政本部に屬してゐる。

明治元年兵船司を軍務官の所管としたが、同四年兵部省中の海軍部に初めて造船局を置き、爾來主船寮・主船局・艦政局・第二局・海軍艦政本部・海軍技術本部等の幾多名稱上にも改變あり、左の如き改正を經て現今に及んでゐる。

明治元年閏四月二十一日、軍防事務局を廢して軍務官を置くの際、兵船司は軍務官の所管となつたが、翌二年七月八日軍務官を廢し、兵部省を置かるゝや、兵船司は廢された。

明治四年七月二十八日、兵部省内の海軍部に造船局を置き、海軍造船司を管せしめた。

明治五年正月二十日、海軍造船司を廢した。二月二十七日兵部省を廢して海軍省設置の際、造船局は之を存置したが、八月二十二日、浦賀に造船局出張所を置いた。十月十三日造船局を廢して主船寮を置き、同二十二日橫須賀造船所・橫濱製作所（移ち橫須賀製鐵所と改稱す）を管せしめた。この造船所及び製作所は工部省より海軍省に移管（十月八日）されたものである。同二十八日浦賀舊船改審所を主船寮の所管とし、同三十日舊造船局廳舍を石川島製造所と稱し、又石川島艦材園場、鋸器械場を修船所と稱し、共に主船寮に屬せしめた。十一月十二日浦賀舊造船局出張所を主船寮出張所とした。

明治六年六月二十九日、機關司を廢し、その事務を主船寮に移した。十二月五日橫濱製造所を大藏省に移管。

明治九年八月三十一日、主船寮を廢して主船局を置き、九月一日主船局に庶務・營繕・調度・艦材・計算の五課を設けた。十一月四日會計局の用度課を主船局の調度課に合併し、主船局中に倉庫課を置き、局中の艦材課を橫須賀造船所に移した。

明治十二年七月四日、主船局に機關課を置き、十二月十二日局中に造船課を設けた。

明治十三年五月二十五日、海軍用所を橫須賀に置き、六月四日主船局の所管とした。

明治十七年一月二十五日、小野濱に海軍造船所を置き、主船局の所管とし、二月一日局中の營繕・倉庫・調度の三課を廢し、主船局所轄の橫須賀海軍用所・兵庫海軍用所及び唐津海軍石炭用所を調度局に屬せしめ、十二月十五日主船局中の計算課を廢した。

明治十八年六月四日、主船局内に艦砲・艤裝の二課を置いた。

明治十九年一月二十九日、主船局を廢して艦政局を置き、二月二十六日艦政局の分課を定め、兵器・造船・機關・艤裝・需品・海運・建築の七課を置いた。

明治二十二年三月七日、艦政局を廢して第二局を置かれ、同局は舊艦政局の所掌事項を繼承することゝなつた。

明治二十六年五月十九日、海軍省官制を改め、第二局は廢された。

明治三十年三月三十日、官制を改めて軍務局に軍事・兵器・造船・機關の四課を置き、舊第二局の所掌事項は軍務局に於て掌ることゝなつた。

海軍艦政本部條例制定

明治三十三年五月十九日、海軍艦政本部條例を定められ、艦政本部を東京に置き、第一部乃至第四部に分ち、兵器・

艦政本部條例の廢止及び海軍技術本部令の制定並に其の廢止

艦政局を軍需局に改む

海軍技術研究所

艦營需品・艦船の船體機關に關することを掌る所とし、本部長は海軍大臣に隷せしめられた。六月二十九日艦政本部に造船廠の造機事業竝に造船官以下の教育等に關する事項を加へ、次で同三十六年十一月五日會計課を加へられた。

明治四十一年十一月二十七日、艦政本部の所掌事項中に製鋼事業を追加し、同四十四年二月八日、初めて製圖工場を設け、同本部内に於て職工の使役を許した。

大正四年九月二十一日、海軍艦政本部條例を廢して海軍技術本部令を制定された。技術本部は艦船・兵器に關する計畫・審査竝に研究・調査等を掌る所とし、本部長は海軍大臣に隷せしめられた。又同日海軍艦政部令を定め、艦政本部廢止後に於ける軍需の一部事項を艦政本部に於て行ひ、技術本部との所掌事項を分離した。

大正五年三月三十日、海軍艦政本部を廢して艦政局を置き、海軍技術本部令中、海軍艦政部長とあるを艦政局長に改められた。

大正九年九月三十日、海軍技術本部を廢して海軍艦政本部を再設し、所掌事項中に海軍工作廳工場の設備計畫・造船・造機・造兵科士官教育、海軍共濟組合に關する件等を追加し、又艦政局を軍需局と改稱された。

大正十四年十一月二十五日、海軍艦政本部所掌事項中に、艦政兵器の造修に要する軍需品工場等に於ける軍需工業動員に關する件を追加し、翌十五年十月七日、海軍に於ける勞働に關する事項を加へられた。

昭和二年四月二日、海軍航空本部新設の結果、艦政本部所掌事項中より航空關係事項を削除された。

△海軍技術研究所

海軍技術研究所は東京目黒區三田に在りて、海軍技術の研究・調査及び各種の技術的試驗に關する事を掌る所にして、理學・化學・電氣・造船の各研究部と監務・會計・醫務の三課を置き、所長は海軍艦政本部長に隷屬し、航空兵器に關しては海軍航空本部長の區處を受けてゐる。同所は大正十二年海軍艦型試驗所・海軍航空機試驗所竝に海軍造兵廠の廢止に伴ひ創設せられたもので、其の沿革は左の如くである。

明治四十一年十二月二十四日、海軍艦型試驗所條例を定め、同所は東京築地に置き、艦船の模型を以て速力試驗を行ふ所とし、所長（官船）は艦政本部長に隷屬することゝなつた（四二年二月一日より施行）。

大正七年三月三十日、海軍航空機試驗所を設けられた。

大正十二年三月二十四日、海軍艦型試驗所條例・海軍航空機試驗所令及び海軍造兵廠令を廢して、海軍技術研究所令を制定、同研究所を築地に設けられた（四月一日より施行）。

昭和五年九月九日、海軍技術研究所は築地より目黒區に移つた。

昭和七年三月二十二日、海軍技術研究所令の一部を改め、航空研究部を廢した。

（註）海軍火藥廠（本章第二節參照）

七、海軍航空本部

海軍航空本部は航空兵器の計畫・審査・準備及び航空術の教育等に關する事項を掌る所である。航空本部に總務部・教育部及び技術部を置き、本部長は海軍大臣に隷屬してゐる。

昭和二年四月二日、海軍航空本部令を制定し、航空本部は之を海軍省内に置き、從來海軍艦政本部又は教育局所掌の航空關係事項を航空本部に移し、今日に及んでゐる。

第二節　海軍地方各廳・部隊

一、鎭守府

鎭守府は各軍港に在りて、所在地名を冠稱し、所管海軍區の防禦及び警備等を掌つてゐる。鎭守府司令長官は親補職にして　天皇に直隷し、部下の艦船部隊を統率し、海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承けることになつてゐる。又司令長官幕僚として參謀長・參謀・副官・人事長・機關長・軍醫長・主計長・法務長を置かれ、鎭守府所屬の各廳・部隊には、左表の如く人事部・艦船部・經理部・軍需部・建築部・港務部・病院・工廠・諸學校及び海兵團・航空隊・警備戰隊・防備戰隊（防備隊を含む）等がある。

鎭守府管下各廳部隊要表

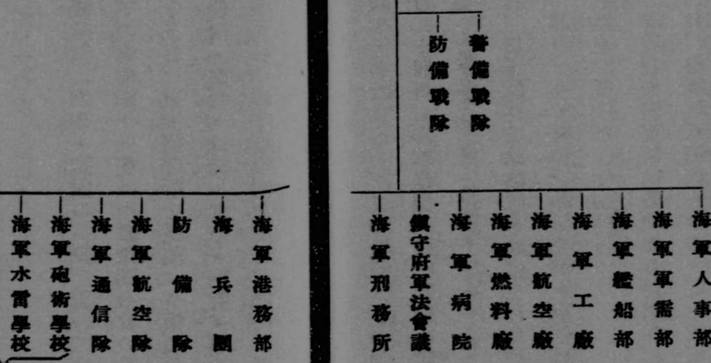

- 鎭守府
  - 警備戰隊
  - 防備戰隊
  - 海軍人事部
  - 海軍軍需部
  - 海軍艦船部
  - 海軍工廠
  - 海軍航空廠（横須賀所管のみ）
  - 海軍燃料廠（呉所管のみ）
  - 海軍病院
  - 鎭守府軍法會議
  - 海軍刑務所
  - 海軍港務部
  - 海兵團
  - 防備隊
  - 海軍航空隊
  - 海軍通信隊
  - 海軍砲術學校
  - 海軍水雷學校
  - 海軍航海學校
  - 海軍通信學校
  - 海軍潜水學校（呉所管のみ）
  - 海軍工機學校（横須賀所管のみ）

以上は現今に於ける鎭守府組織の概要であるが、その沿革は次の如くである。

鎭守府の沿革

海軍創業の當初にありては、未だ軍港・要港等の設備なく、艦船の碇泊地は概ね品海及び浦賀方面に限られてゐたが、明治四年兵部省内に海軍提督府を置き、附近の諸港の防備を統轄した。同八年帝國海面を東西の二部に分ちて各指揮官を置かれたが、翌九年之を廢して東海鎭守府を横濱に假設された。之が鎭守府設置の嚆矢である。

海軍提督府

明治四年七月二十八日、兵部省官制を改め、海軍部・陸軍部に分ち、又海軍提督府を置かれて、同府は海軍部の所管となつた。

明治五年二月二十七日、兵部省を廢して陸軍・海軍の兩省を置き、十月十三日海軍省官制を定められ、海軍提督府は海軍省所管として存置された。

第二章　官廳其の他部隊

明治六年一月十九日、海軍提督府廳を築地の海軍省内に假設し、初めて提督府を創設された。十二月提督府に練習所を設けて艦船を附屬した。又此の年提督府設置のため、横須賀大津村を官廳地と定められた。

明治七年八月十四日、假提督府を鹿兒島に、同十月十三日、第一提督府を相州大津村に置くことゝなり、鹿兒島提督府を以て第二提督府と定められだが、遂に共に實現するに至らなかつた。

明治八年五月七日、提督府所屬の練習所を屯集所と改稱、八月これを浦賀に移し、浦賀水兵屯集所と稱した。十月八日提督府の大津村設置を罷め、第一提督府を横須賀に設けようとしたが、これ亦た實施は至らなかつた。

東西兩部指揮官

同年十月二十八日、帝國海面を東西の二部に分ち、東部指揮官及び西部指揮官を横濱と長崎とに置き、提督府の事務を管せしめ、諸艦船十六隻を二分して兩部指揮官に隷せしめられた。

東海鎭守府

明治九年八月三十一日、東西兩部指揮官を廢して、東海・西海の兩鎭守府を置き、その所管を擴張し、九月一日鎭守府分課を定められた。同六日東海鎭守府を横濱舊獨逸領事館址に假設されたが、初代の同府司令長官は海軍少將伊東祐麿であつた。十二月横須賀水兵屯集所と共に東海鎭守府に屬せしめ、前者は翌十年九月東海水兵本營と改め、同十五年三月更に水兵屯營と改稱し、後者は同十年九月東海水兵分營と改め、十五年三月水兵練習所と改稱された。

東海鎭守府を横濱より横須賀に移す

明治十五年二月、横須賀に刑事・監囚の二課を置いて東海鎭守府の所轄となし、十月同府司令長官を單に同府長官と改稱され、その管下の常備艦十一隻は中艦隊司令官の麾下に分屬せしめられた。

明治十七年十二月十五日、東海鎭守府を横濱より横須賀に移して横須賀鎭守府と改稱され、初めて鎭守府條例を制定し、同府の下に造船所・屯營・武庫・倉庫・病院・軍法會議及び監獄署を置かれた。

明治十九年四月二十二日、鎭守府官制を定め、同府に參謀部・軍醫部・主計部・造船部・兵器部・建築部・軍法會議・監獄署・軍港司令部・屯營・武庫・倉庫・造船所・軍政會議を置かれた。同日海軍條例の制定に伴ひ、帝國の海岸・海面を五海軍區に分ち、各區の軍港に鎭守府を設けて其の軍區を管せしめ、又艦隊の種別・任務・艦船の所屬等を規定された。五月四日第二海軍區鎭守府の位置を吳港に、第三海軍區鎭守府の位置を佐世保に定め、鎭守府開廳の準備に着手した。

吳・佐世保鎭守府開廳

明治二十二年五月二十八日、鎭守府官制を廢して鎭守府條例を定め、鎭守府司令長官の下に軍港司令官を置き、又鎭守府の位置・組織等を次の如く定められた。

位置　第一海軍區　相模國橫須賀　第二海軍區　安藝國吳　第三海軍區　肥前國佐世保
　　第四海軍區　丹後國舞鶴　第五海軍區　追て之を定む

組織　鎭守府司令長官　造船部　兵器部　主計部　建築部
　　右の外鎭守府の管轄に屬するものは、鎭守府衞生會議・鎭守府會計監督部・鎭守府軍法會議にして、其の他軍港司令官に隷する海兵團・水雷隊（軍港に在りては軍港司令官に、要港に在りては所管鎭守府司令長官に隷す。但し要港司令官を置く場合は同司令官に隷す）・艦船である。

此の年七月一日、吳・佐世保の兩鎭守府が開廳された。これより先き、同年二月第五海軍區鎭守府の位置を北海道室蘭港に豫定されたが、其の後五海軍區を四海軍區に改め（明治三六年一月二一日）、爲めに室蘭港に於ける鎭守府の位置は削除された。

舞鶴及び旅順口鎭守府の設置改廢

明治二十六年五月十九日、鎭守府條例を改め、同府に幕僚・豫備艦部・知港事・造船市・艤裝委員（臨時之を置く）・測量庫・武庫・水雷庫・兵器工場・病院・監獄を置かれた。

明治二十七年六月三十日、各鎭守府に海岸望樓監督官を置かれた。

明治三十四年十月一日、舞鶴鎭守府が開廳された。

明治三十八年一月七日、旅順口鎭守府を設置し（旅順口鎭守府條例は明治三十七年八月二十四日定められたるもの）、二月七日開廳され、翌三十九年九月二十二

日、旅順鎭守府條例を制定し、旅順鎭守府と改稱された。

明治四十三年十二月二十六日、四海軍區を五海軍區に改め、第五海軍區の軍港を朝鮮の鎭海と定め、當分鎭海軍港には鎭守府を置かず第五海軍區は佐世保鎭守府の所管と定められたが、（翌四十四年一月より施行）其の後鎭海鎭守府は實現するに至らなかつた。

大正三年三月十三日、旅順鎭守府を廢して要港部を置かれた（四月一日より施行）。

大正十二年三月二十四日、五海軍區を三海軍區に改め、舞鶴・鎭海の兩軍港を廢して要港部を置かれた（四月一日より施行）。同八月二十二日鎭守府條例を廢して鎭守府令を定められ、鎭守府司令長官は戰時・事變・演習等に際し、任務上必要の場合、一時部下艦船部隊の編制を變更し得ることゝなつた。又鎭守府職員中海岸望樓監督官を廢し、且つ機關科將校の參謀を置かれた。

二、鎭守府所屬の官廳・部隊

地方官廳及び各鎭守府司令長官に隸屬する各廳・部隊中、その主なるものは次の如くである。

△海軍人事部

海軍人事部

海軍人事部は各軍港に在りて所在地名を冠稱し、所屬高等武官・候補生・文官竝に在籍特務士官・准士官・下士官兵・海軍豫備員竝に豫備員候補者の人事、其の他特務士官以下の召集・充員及び下士官兵の簡閱點呼・徵募等を掌つてゐる。又主要都市には地方人事部が置かれてゐる。

軍港に於ける徵募事務は、從來海兵團徵募官の所掌であつたが、各鎭守府に兵事官を置くに及び、その事務は左記の如く兵事官に移り、次で人事部に轉じ現今に及んでゐる。

明治三十三年五月十九日、各鎭守府に兵事官を置いた。

明治四十二年十一月二十六日、海軍人事部條例を定め、各鎭守府に人事部を置かれ、在籍兵曹長（今日の特務士官）・同相當官・准士官の人事を掌り、又下士卒の兵籍を主管し、徵募・補充・召集に關する事項を掌る所となつた。

大正八年九月九日、人事部條例の一部に、高等武官・候補生及び文官・同待遇者・豫備練習生の人事事項を追加し、又兵曹長・同相當官を特務士官に改められた。

昭和十二年五月一日、札幌・金澤・大阪・高松に地方人事部を新設し（其の後舞鶴、鳥見、鳥にも新設さる）、その所在地名を冠稱することとなつた。

△海軍經理部

海軍經理部

海軍經理部は各軍港に在りて、會計・經理に關する事項を掌つてゐる。而して左記の如く鎭守府主計部・鎭守府會計監督部・鎭守府監督部・經理部等の名稱變更を經て今日に及んでゐる。

明治十七年十二月十五日、海軍主計部條例の制定に伴ひ、海軍主計部を主計本部・鎭守府・艦隊・官廳各主計部に分ち、主計本部を東京に、鎭守府主計部を鎭守府所在地に置き、又各局諸官廳の計算課を主計部と改稱された。

明治十九年二月十五日、海軍主計部條例の廢止に伴ひ、鎭守府・艦隊・各官廳主計部も自然消滅となつた。四月二十二日鎭守府官制の制定に依り、再び鎭守府主計部を設け、計算・人員・材料・衣糧・給與の五課を置かれた。

明治二十二年四月二十日、海軍會計監督部を東京及び鎭守府所在地に置き、夫々中央會計監督部及び鎭守府會計監督部と稱した。五月二十八日鎭守府條例の制定に伴ひ、鎭守府主計部に出納・材料・工費・衣糧・病院・監獄の六課及び倉庫を設けられた。

明治二十四年七月十七日、鎭守府所在地に在る海軍會計監督部を某地會計監督部と改稱された。

明治二十六年五月十九日、海軍會計監督部を廢し、更に鎭守府監督部を鎭守府所在地に置き、建築科・衣糧庫・艦營需品庫を之に屬せしめた。又同日海軍司計部を東京及び鎭守府所在地に置き、東京に在るものを海軍中央司計部と稱して海軍省經理局に隸し、鎭守府所在地に在るものを某地海軍司計部と稱し、當該鎭守府監督部に屬せしめた。

明治三十年九月三日、鎭守府條例を改め、各鎭守府に經理部を置き、同部に第一課・第二課・衣糧庫・建築科を設け、鎭守府監督部條例及び海軍司計部條例は十月八日を以て廢止された。

明治三十六年十一月五日、海軍經理部條例を定め、同部に第一課第二課及び衣糧・建築の兩科が置かれた。

大正九年九月三十日、海軍建築部の新設に伴ひ、海軍經理部條例中、建築科を廢せられた。

大正十二年三月三十一日、海軍經理部條例を廢して海軍經理部令を定め、衣糧科は新設の海軍軍需部に移された。

海軍建築部

△海軍建築部

海軍建築部は各軍港に在りて所在地名を冠稱し、鎭守府に屬し、建築・土木・國有財産に關することを掌る所にして、概ね次の沿革を經て今日に及んでゐる。

明治十九年二月四日、建築掛を橫須賀に置き艦政局に屬せしめたが、三月五日橫須賀建築掛を廢し、更に橫須賀鎭守府内に建築掛を置かれた。

明治二十九年五月二十二日、臨時海軍建築部官制を定め、建築部を東京に、支部を舞鶴に置かれ、六月一日より事務を開始された。

大正九年九月三十日、海軍建築部令を制定し、建築部は各軍港に置き、部長（文官技師）は鎭守府司令長官に隸し、技術に關しては海軍建築部長の區處を受け、官有財産に就ては海軍大臣の命を受けることになつた。

△海軍軍需部

海軍軍需部は各軍港に在りて、軍需品の準備・保管及び供給等を掌り、又所要の地には軍需支部を設けてゐる。

大正十二年三月二十四日、初めて海軍軍需部令を制定し、軍需部に第一課・第二課・第三課を置き、軍需部長は所在鎭守府司令長官に隸し、兵器に關しては海軍艦政本部長の區處を受くることゝなつた。

昭和二年四月二日、軍需部令中の一部改正せられ、兵器に關しては海軍航空本部長の區處を受くることゝなつた。

海軍艦船部

△海軍艦船部

大正十三年十二月二十日、海軍艦船部令が制定された。海軍艦船部は各軍港に在りて、所在地名を冠稱し、鎭守府に屬し、所屬艦船の保存及び整備等に任じてゐる。

海軍工廠の沿革

△海軍工廠

海軍工廠は各軍港及び舞鶴要港に在りて、艦船・兵器の造修・購買・實驗等を掌る所にして、吳鎭守府所屬には吳海軍工廠の外、廣海軍工廠が在る。工廠には總務・會計・醫務各部の外、造兵・造船・造機・砲熕・水雷・航空・電氣の諸部竝に光學・航海等の實驗部を置き、廠長は鎭守府司令長官又は所在要港部司令官に隸してゐる。

海軍工廠は左記の如く、橫須賀製鐵所・橫須賀造船所・海軍造船所・海軍造船廠及び海軍兵器廠等を合して現今に及んでゐる。

橫須賀造船所

慶應元年十一月、德川幕府は橫須賀製鐵所を創設したが、明治政府がこれを收納の際は、同製鐵所の工事は尙ほ未完成の儘であつた。同所は初め神奈川裁判所で之を管したが、明治二年大藏省に移し、更に民部・大藏兩省に移管した。

明治四年一月、橫須賀製鐵所を工部省の所管に移し、四月これを橫須賀造船所と改稱した。

明治五年十月八日、工部省所屬の橫須賀造船所及び橫濱製作所を海軍省所管に移し、同二十二日主船寮の管理下に置かれた。

第二章　官廳其の他部隊

明治九年八月三十一日、横須賀造船所を設置し、九月二十一日修船掛・製圖掛・營舍・醫室を置き、其の營舍では造船生徒を教育した。

鹿兒島造船所

之より先き、明治九年八月十一日、兵器局所轄の鹿兒島製造所を鹿兒島造船所と改稱し、主船寮に屬せしめたが、（明治十一年二月五日長崎出張所に屬す）同十二年五月三日、鹿兒島造船所を廢した。

小野濱海軍造船所

明治十七年一月二十五日、小野濱海軍造船所を置き、主船局に隷屬せしめた。七月二日同造船所に、庶務・造船・計算の三課を設けた（小野濱造船所は明治二十三年三月廢止された）。

同年十二月十五日、海軍造船所條例を定め、造船所に庶務課・檢査部・造船課・機械課・主計部・主藏課・建築課及び知港事を置き、横須賀造船所を横須賀鎭守府に屬せしめられた。

明治十九年五月二十四日、横須賀造船所の官制を定め、造船・機械・艤裝・建築・計算の五科及び倉庫・營舍を置いた。

明治二十二年五月二十九日、横須賀造船所を廢し、その址に鎭守府造船部及び造船工學校を設けた。

明治二十六年五月十九日、呉鎭守府造船支部を舊小野濱造船所址に置いた。

明治二十七年十月二十一日、佐世保鎭守府造船部工場（造機・製圖）を設け、其の業務を開始した。

明治二十八年六月十日、呉鎭守府造船支部（小野濱）を廢した。

明治三十年五月二十一日、海軍造兵廠條例を定め、同廠を呉軍港及び東京に置き、呉假兵器製造所を廢して呉造兵廠と稱し、東京に在るものを東京造兵廠と稱し、呉のものは呉鎭守府司令長官に、東京のものは海軍大臣に隷せしめられた。又九月三日海軍造船廠條例を定め、海軍造船廠を各軍港に設けて鎭守府に屬せしめ、同廠に造船・造機の兩科及び會計課・材料庫・軍醫を置いた。

海軍工廠條例制定

明治三十三年五月十九日、海軍兵器廠條例を定め、海軍兵器廠は呉のほか各軍港に置き、各鎭守府艦政部長に隷せしめ、同二十五日呉造兵廠の呉鎭守府司令長官隷屬を呉鎭守府艦政部長に改められた。

廣支廠を廣海軍工廠と改む

明治三十六年十一月五日、海軍工廠條例を制定し、工廠は各軍港に置き、鎭守府に屬せしめ、檢査官及び造兵・造船・造機・製鋼（呉のみ）・會計の五部と需品庫・軍醫・臨時艤裝委員とを置いた。又工廠の設置に伴ひ、從來の造船廠・兵器廠・需品庫は廢止された。

明治四十二年四月二十八日、各工廠に兵器庫を置き、又呉工廠には火藥試驗所を置き、十二月九日同廠の造兵部を廢して砲熕部・水雷部を置かれた（四十三年一月より施行）。

大正九年七月十九日、廣支廠を設置し、航空機・造機・機關の各研究部及び會計部を置かれた。

大正十二年三月二十四日、海軍工廠令を制定して同條例を廢し、廣支廠を廣海軍工廠と改め、各工廠に總務部・醫務部を置き、兵器・需品の兩庫及び火藥試驗所を廢した。又横須賀工廠に機雷實驗部を、呉工廠に砲熕・魚雷・各電氣實驗部を設けた。

大正十五年三月二十九日、呉工廠に電氣部を置いた。

其の後海軍工廠令は數回の改正を經て今日に及んでゐる。

海軍技手養成所

△海軍技手養成所

海軍技手養成所は呉軍港に在りて、海軍職工に海軍技手の養成上、必要なる造船・造機・造兵に關する學術・技能を教授する所である。同所は呉海軍工廠に屬し、その修學年限は三箇年で、尚ほ一箇年の補習科を置き、中學校三學年修了程度の國語・英語・數學に就き試驗の上、滿二十年以上の者を練習工として採用するやうになつてゐる。

我國に於ける技術傳習生の養成は、慶應二年幕府が横須賀製鐵所に於て佛人監督の下に行つたのが、此の方面技術

海軍造船工練習所廢止

傳習の嚆矢である。次で明治三年橫須賀造船所に初めて造船黌舍を設け、其の後海軍造船工學校・職工練習所・技手練習所・海軍造兵廠・同造船工練習所及び高等工業學校等に於て技術教育を實施してゐたが、造船工練習所は同四十年三月以降廢止となつた（第三敎節四節參照）。

越えて大正八年三月二十六日、海軍技手養成所令を定め、同所は橫須賀海軍工廠に置き、海軍職工を再教育して技手の資格附與に必要なる學術技能を授くる所とした。其の後幾多の改正を經て、昭和三年一月三十日橫須賀より吳に移轉し、現今に及んでゐる。

△海軍造兵廠

海軍造兵廠の沿革

明治維新後、兵部省時代迄は、兵器司・武庫司・造兵司等を置き、以て海陸軍兵器の製造等を擔當してゐたが、明治五年海軍省創設後は、武庫司・造兵司・造兵所・兵器局・海軍兵器製造所等の各名稱を經て、遂に海軍造兵廠と改稱し、大正十二年を以て廢止された。同廠沿革の概要は次の如くである。

兵器司

明治元年閏四月二十一日、軍防事務局を廢して軍務官を置き、陸軍・海軍の二局其の他と共に兵器司を管した。

武庫司

明治二年七月八日、軍務官を廢し兵部省を置くや、兵器司を廢して武庫司を置き、海陸軍兵器の製造・貯藏及び配給を掌らしめた。

明治三年二月二日　造兵司を置いた。

明治四年二月造船局内に武庫掛を置き、兵器製造は造船局内の造兵所に於て掌らしむることゝした。同四月十五日越中島練兵場を武庫司の所管とした。七月二十八日海陸軍造兵司・同武庫司を置き、兵部省の海軍部が之を管理し、造兵司に於ては銃砲・兵仗・彈丸・硝藥等の製造を、武庫司に於ては同被服等貯藏配給の事を掌る所とした。

明治五年二月二十七日、兵部省を廢して海軍・陸軍兩省を分置し、武庫司は陸軍省これを管理した。五月銃砲取締規則が發布された。六月八日、目黒火藥庫一棟陸軍省より海軍省に移管、九月二十七日火藥庫一棟が白金（元高松宮邸）へ新設された。十月十三日造船局内の武庫掛を廢し、更に海軍省にも武庫司を置き（築地四丁目）、軍務局に屬せしめた。同月三十日石川島鍛冶場・大工小屋・鑄物小屋・製纜所・鑓場を以て造兵所と稱し、武庫司に屬せしめた。

明治六年十月十八日、武庫司所管の造兵所を海軍省に直屬し、十二月二十二日武庫司に庶務・司砲・司銃・彈藥・算計の五課を置いた。

明治七年一月十二日、造兵所を廢して其の事務を武庫司に屬せしめ、同二十二日武庫司中に造兵課を置き、次で二十八日陸軍省所轄の鹿兒島大砲製造所を海軍省に移管し、機械所と改稱、三十一日鹿兒島機械所を武庫司に屬せしめ、二月四日これを製造所と改稱した。

鹿兒島機械所

九月二十日水雷製造局を兵學寮内に置き、同二十四日兵器製造所を築地小田原町（舊本テル址）に設置し、造兵課を置いた。

兵器局

明治八年一月二十四日、石川島造兵所を小田原町に移した。二月七日、兵學寮内の水雷製造局を廢し、その事務を武庫司の造兵課に合併したが、武庫・造兵の兩司は五月七日廢された。同八日兵器局を築地四丁目舊海軍省構内に置き、舊造兵・武庫二司の事務を管せしめ、翌九日局中に、庶務・司砲・司銃・彈藥・製造・算計の六課と水雷製造掛を設け、十四日舊造兵所廨舍を以て兵器局兵器製造所に充てた。六月二日兵器局の分課を製造・倉庫・庶務・計算の四課に改めた。

明治九年四月兵器局中に兵器檢査所を新設した。八月十一日、鹿兒島製造所の所轄を兵器局より主船寮に移し、鹿兒島造船所と改稱し、九月一日兵器局に庶務・倉庫・製造・計算の四課を設けた。明治初年以來、海軍艦船の備砲は概ね歐米各國の舊式砲を以て之に充てゝあつたが、同十一年頃からクルップ砲を採用するに至つた。兵器局製造所では後裝安式十二听砲用彈丸等の製造を創めたのも此の頃であつた。

銃をヘンリー・マーチニー銃に改められた。

明治十二年九月十五日、兵器局中に檢査課を設けた。

明治十四年築地工場に製鋼所を設け、大河平才藏をして研究せしめ、坩堝鋼を製出することを得た。これ洋式製鋼の嚆矢である。

赤羽兵器局兵器製造所

明治十六年三月三日、兵器局を芝赤羽町舊工部省工作分局址に移し、八月四日兵器局中の製造課を廢して同局内に兵器製造所を設けた。

明治十七年十月三日、兵器局内に艦材課を置いた。十二月十五日各局計算課を主計部と改稱した。

これより先き明治十五年兵器製造課に於ては、鐵製砲架の製作を創め、翌十六年には克式十二糎及び十七糎砲等の繰盤砲架を製造して軍艦大和・葛城等に搭載し、又同十七年には六糎半克式野砲の製作に着手した。

海軍兵器製造所

明治十九年一月二十九日、兵器局を廢し、海軍兵器製造所・同火藥製造所を東京に置き、從來の兵器局所掌事項を分割して、艦政局兵器課・横須賀鎭守府兵器部・海軍火藥製造所に移した。翌二十年には、兵器製造諸機械の新設・製鋼爐の改築成り、その面目を一新した。

海軍造兵廠

明治二十二年四月二十日、海軍兵器・同火藥兩製造所を廢して海軍造兵廠を設け、製造・檢査の兩課と會計・材料・倉庫の三課を置いた。又新たに製藥科を置き、目黒の舊製藥工場を造兵廠に附屬し、同廠所管の事業としては、兵器・火藥及び爆裂藥の造修を行ひ、海軍兵器製造の基礎漸く確立するに至つた。

明治二十三年八月十四日、海軍造兵廠官制を改め火藥製造等のことを造兵廠に合併し、又同日製藥工場を目黒舊火藥工廠の址に置き造兵廠に屬せしめた。又同月海軍造兵廠を芝赤羽町に設置し、別に製鋼所を築地小田原町に、

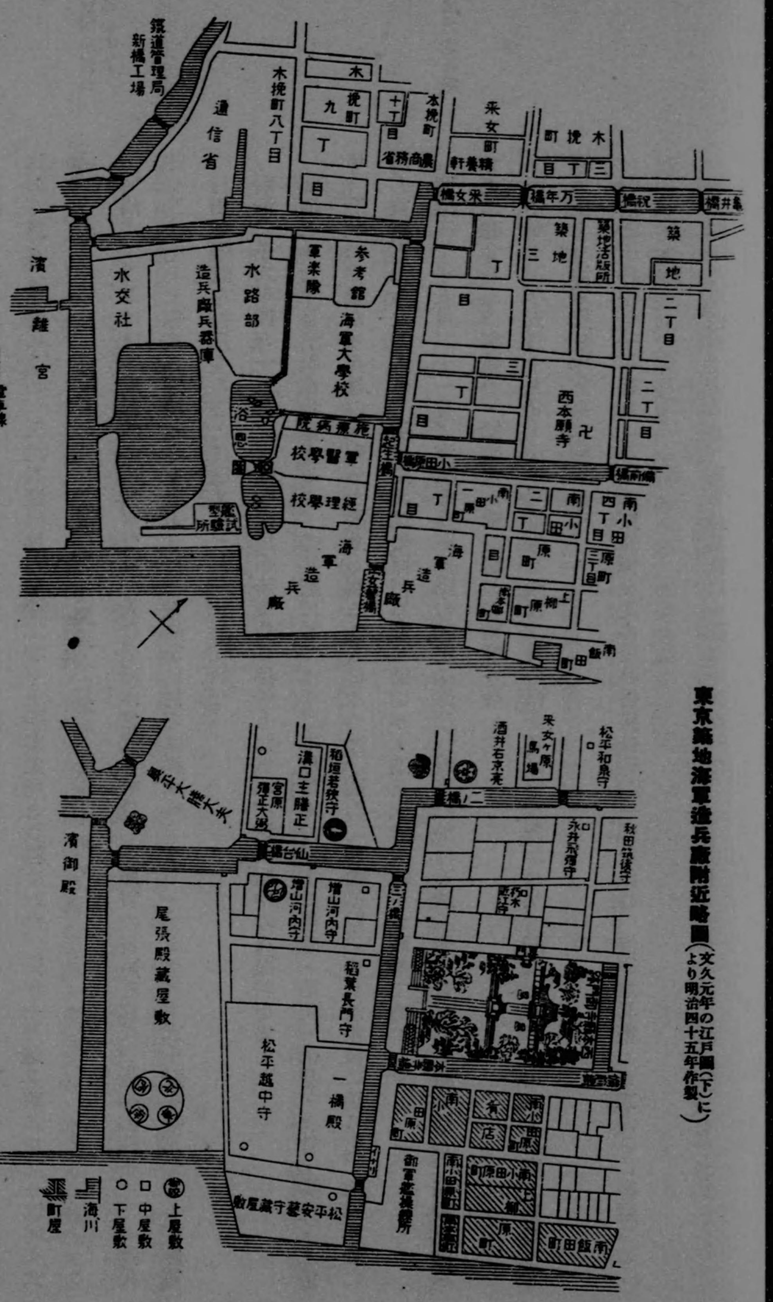
築地
海軍大學校
水路部
水交社
造兵廠兵器庫
參考館
軍樂隊
軍醫學校
經理學校
海軍造兵廠
西本願寺
小田原町
通信省
木挽町八丁目
濱離宮
築地活版所
築地二丁目
築地三丁目
木挽町九丁目
木挽町三丁目
采女町
本願寺
小田原町四丁目
南小田原町三丁目
築地小田原町
築地二丁目
築地三丁目
築地一丁目
築地四丁目
築地五丁目
築地六丁目
築地七丁目
築地八丁目
築地九丁目
築地十丁目
築地十一丁目
築地十二丁目
築地十三丁目
築地十四丁目
築地十五丁目
築地十六丁目
築地十七丁目
築地十八丁目
築地十九丁目
築地二十丁目
築地二十一丁目
築地二十二丁目
築地二十三丁目
築地二十四丁目
築地二十五丁目
築地二十六丁目
築地二十七丁目
築地二十八丁目
築地二十九丁目
築地三十丁目
築地三十一丁目
築地三十二丁目
築地三十三丁目
築地三十四丁目
築地三十五丁目
築地三十六丁目
築地三十七丁目
築地三十八丁目
築地三十九丁目
築地四十丁目
築地四十一丁目
築地四十二丁目
築地四十三丁目
築地四十四丁目
築地四十五丁目
築地四十六丁目
築地四十七丁目
築地四十八丁目
築地四十九丁目
築地五十丁目
築地五十一丁目
築地五十二丁目
築地五十三丁目
築地五十四丁目
築地五十五丁目
築地五十六丁目
築地五十七丁目
築地五十八丁目
築地五十九丁目
築地六十丁目
築地六十一丁目
築地六十二丁目
築地六十三丁目
築地六十四丁目
築地六十五丁目
築地六十六丁目
築地六十七丁目
築地六十八丁目
築地六十九丁目
築地七十丁目
築地七十一丁目
築地七十二丁目
築地七十三丁目
築地七十四丁目
築地七十五丁目
築地七十六丁目
築地七十七丁目
築地七十八丁目
築地七十九丁目
築地八十丁目
築地八十一丁目
築地八十二丁目
築地八十三丁目
築地八十四丁目
築地八十五丁目
築地八十六丁目
築地八十七丁目
築地八十八丁目
築地八十九丁目
築地九十丁目
築地九十一丁目
築地九十二丁目
築地九十三丁目
築地九十四丁目
築地九十五丁目
築地九十六丁目
築地九十七丁目
築地九十八丁目
築地九十九丁目
築地一百丁目
築地一百一丁目
築地一百二丁目
築地一百三丁目
築地一百四丁目
築地一百五丁目
築地一百六丁目
築地一百七丁目
築地一百八丁目
築地一百九丁目
築地一百十丁目
築地一百十一丁目
築地一百十二丁目
築地一百十三丁目
築地一百十四丁目
築地一百十五丁目
築地一百十六丁目
築地一百十七丁目
築地一百十八丁目
築地一百十九丁目
築地一百二十丁目
築地一百二十一丁目
築地一百二十二丁目
築地一百二十三丁目
築地一百二十四丁目
築地一百二十五丁目
築地一百二十六丁目
築地一百二十七丁目
築地一百二十八丁目
築地一百二十九丁目
築地一百三十丁目
築地一百三十一丁目
築地一百三十二丁目
築地一百三十三丁目
築地一百三十四丁目
築地一百三十五丁目
築地一百三十六丁目
築地一百三十七丁目
築地一百三十八丁目
築地一百三十九丁目
築地一百四十丁目
築地一百四十一丁目
築地一百四十二丁目
築地一百四十三丁目
築地一百四十四丁目
築地一百四十五丁目
築地一百四十六丁目
築地一百四十七丁目
築地一百四十八丁目
築地一百四十九丁目
築地一百五十丁目
築地一百五十一丁目
築地一百五十二丁目
築地一百五十三丁目
築地一百五十四丁目
築地一百五十五丁目
築地一百五十六丁目
築地一百五十七丁目
築地一百五十八丁目
築地一百五十九丁目
築地一百六十丁目
築地一百六十一丁目
築地一百六十二丁目
築地一百六十三丁目
築地一百六十四丁目
築地一百六十五丁目
築地一百六十六丁目
築地一百六十七丁目
築地一百六十八丁目
築地一百六十九丁目
築地一百七十丁目
築地一百七十一丁目
築地一百七十二丁目
築地一百七十三丁目
築地一百七十四丁目
築地一百七十五丁目
築地一百七十六丁目
築地一百七十七丁目
築地一百七十八丁目
築地一百七十九丁目
築地一百八十丁目
築地一百八十一丁目
築地一百八十二丁目
築地一百八十三丁目
築地一百八十四丁目
築地一百八十五丁目
築地一百八十六丁目
築地一百八十七丁目
築地一百八十八丁目
築地一百八十九丁目
築地一百九十丁目
築地一百九十一丁目
築地一百九十二丁目
築地一百九十三丁目
築地一百九十四丁目
築地一百九十五丁目
築地一百九十六丁目
築地一百九十七丁目
築地一百九十八丁目
築地一百九十九丁目
築地二百丁目
築地二百一丁目
築地二百二丁目
築地二百三丁目
築地二百四丁目
築地二百五丁目
築地二百六丁目
築地二百七丁目
築地二百八丁目
築地二百九丁目
築地二百十丁目
築地二百十一丁目
築地二百十二丁目
築地二百十三丁目
築地二百十四丁目
築地二百十五丁目
築地二百十六丁目
築地二百十七丁目
築地二百十八丁目
築地二百十九丁目
築地二百二十丁目
築地二百二十一丁目
築地二百二十二丁目
築地二百二十三丁目
築地二百二十四丁目
築地二百二十五丁目
築地二百二十六丁目
築地二百二十七丁目
築地二百二十八丁目
築地二百二十九丁目
築地二百三十丁目
築地二百三十一丁目
築地二百三十二丁目
築地二百三十三丁目
築地二百三十四丁目
築地二百三十五丁目
築地二百三十六丁目
築地二百三十七丁目
築地二百三十八丁目
築地二百三十九丁目
築地二百四十丁目
築地二百四十一丁目
築地二百四十二丁目
築地二百四十三丁目
築地二百四十四丁目
築地二百四十五丁目
築地二百四十六丁目
築地二百四十七丁目
築地二百四十八丁目
築地二百四十九丁目
築地二百五十丁目
築地二百五十一丁目
築地二百五十二丁目
築地二百五十三丁目
築地二百五十四丁目
築地二百五十五丁目
築地二百五十六丁目
築地二百五十七丁目
築地二百五十八丁目
築地二百五十九丁目
築地二百六十丁目
築地二百六十一丁目
築地二百六十二丁目
築地二百六十三丁目
築地二百六十四丁目
築地二百六十五丁目
築地二百六十六丁目
築地二百六十七丁目
築地二百六十八丁目
築地二百六十九丁目
築地二百七十丁目
築地二百七十一丁目
築地二百七十二丁目
築地二百七十三丁目
築地二百七十四丁目
築地二百七十五丁目
築地二百七十六丁目
築地二百七十七丁目
築地二百七十八丁目
築地二百七十九丁目
築地二百八十丁目
築地二百八十一丁目
築地二百八十二丁目
築地二百八十三丁目
築地二百八十四丁目
築地二百八十五丁目
築地二百八十六丁目
築地二百八十七丁目
築地二百八十八丁目
築地二百八十九丁目
築地二百九十丁目
築地二百九十一丁目
築地二百九十二丁目
築地二百九十三丁目
築地二百九十四丁目
築地二百九十五丁目
築地二百九十六丁目
築地二百九十七丁目
築地二百九十八丁目
築地二百九十九丁目
築地三百丁目
築地三百一丁目
築地三百二丁目
築地三百三丁目
築地三百四丁目
築地三百五丁目
築地三百六丁目
築地三百七丁目
築地三百八丁目
築地三百九丁目
築地三百十丁目
築地三百十一丁目
築地三百十二丁目
築地三百十三丁目
築地三百十四丁目
築地三百十五丁目
築地三百十六丁目
築地三百十七丁目
築地三百十八丁目
築地三百十九丁目
築地三百二十丁目
築地三百二十一丁目
築地三百二十二丁目
築地三百二十三丁目
築地三百二十四丁目
築地三百二十五丁目
築地三百二十六丁目
築地三百二十七丁目
築地三百二十八丁目
築地三百二十九丁目
築地三百三十丁目
築地三百三十一丁目
築地三百三十二丁目
築地三百三十三丁目
築地三百三十四丁目
築地三百三十五丁目
築地三百三十六丁目
築地三百三十七丁目
築地三百三十八丁目
築地三百三十九丁目
築地三百四十丁目
築地三百四十一丁目
築地三百四十二丁目
築地三百四十三丁目
築地三百四十四丁目
築地三百四十五丁目
築地三百四十六丁目
築地三百四十七丁目
築地三百四十八丁目
築地三百四十九丁目
築地三百五十丁目
築地三百五十一丁目
築地三百五十二丁目
築地三百五十三丁目
築地三百五十四丁目
築地三百五十五丁目
築地三百五十六丁目
築地三百五十七丁目
築地三百五十八丁目
築地三百五十九丁目
築地三百六十丁目
築地三百六十一丁目
築地三百六十二丁目
築地三百六十三丁目
築地三百六十四丁目
築地三百六十五丁目
築地三百六十六丁目
築地三百六十七丁目
築地三百六十八丁目
築地三百六十九丁目
築地三百七十丁目
築地三百七十一丁目
築地三百七十二丁目
築地三百七十三丁目
築地三百七十四丁目
築地三百七十五丁目
築地三百七十六丁目
築地三百七十七丁目
築地三百七十八丁目
築地三百七十九丁目
築地三百八十丁目
築地三百八十一丁目
築地三百八十二丁目
築地三百八十三丁目
築地三百八十四丁目
築地三百八十五丁目
築地三百八十六丁目
築地三百八十七丁目
築地三百八十八丁目
築地三百八十九丁目
築地三百九十丁目
築地三百九十一丁目
築地三百九十二丁目
築地三百九十三丁目
築地三百九十四丁目
築地三百九十五丁目
築地三百九十六丁目
築地三百九十七丁目
築地三百九十八丁目
築地三百九十九丁目
築地四百丁目
築地四百一丁目
築地四百二丁目
築地四百三丁目
築地四百四丁目
築地四百五丁目
築地四百六丁目
築地四百七丁目
築地四百八丁目
築地四百九丁目
築地四百十丁目
築地四百十一丁目
築地四百十二丁目
築地四百十三丁目
築地四百十四丁目
築地四百十五丁目
築地四百十六丁目
築地四百十七丁目
築地四百十八丁目
築地四百十九丁目
築地四百二十丁目
築地四百二十一丁目
築地四百二十二丁目
築地四百二十三丁目
築地四百二十四丁目
築地四百二十五丁目
築地四百二十六丁目
築地四百二十七丁目
築地四百二十八丁目
築地四百二十九丁目
築地四百三十丁目
築地四百三十一丁目
築地四百三十二丁目
築地四百三十三丁目
築地四百三十四丁目
築地四百三十五丁目
築地四百三十六丁目
築地四百三十七丁目
築地四百三十八丁目
築地四百三十九丁目
築地四百四十丁目
築地四百四十一丁目
築地四百四十二丁目
築地四百四十三丁目
築地四百四十四丁目
築地四百四十五丁目
築地四百四十六丁目
築地四百四十七丁目
築地四百四十八丁目
築地四百四十九丁目
築地四百五十丁目
築地四百五十一丁目
築地四百五十二丁目
築地四百五十三丁目
築地四百五十四丁目
築地四百五十五丁目
築地四百五十六丁目
築地四百五十七丁目
築地四百五十八丁目
築地四百五十九丁目
築地四百六十丁目
築地四百六十一丁目
築地四百六十二丁目
築地四百六十三丁目
築地四百六十四丁目
築地四百六十五丁目
築地四百六十六丁目
築地四百六十七丁目
築地四百六十八丁目
築地四百六十九丁目
築地四百七十丁目
築地四百七十一丁目
築地四百七十二丁目
築地四百七十三丁目
築地四百七十四丁目
築地四百七十五丁目
築地四百七十六丁目
築地四百七十七丁目
築地四百七十八丁目
築地四百七十九丁目
築地四百八十丁目
築地四百八十一丁目
築地四百八十二丁目
築地四百八十三丁目
築地四百八十四丁目
築地四百八十五丁目
築地四百八十六丁目
築地四百八十七丁目
築地四百八十八丁目
築地四百八十九丁目
築地四百九十丁目
築地四百九十一丁目
築地四百九十二丁目
築地四百九十三丁目
築地四百九十四丁目
築地四百九十五丁目
築地四百九十六丁目
築地四百九十七丁目
築地四百九十八丁目
築地四百九十九丁目
築地五百丁目
築地五百一丁目
築地五百二丁目
築地五百三丁目
築地五百四丁目
築地五百五丁目
築地五百六丁目
築地五百七丁目
築地五百八丁目
築地五百九丁目
築地五百十丁目
築地五百十一丁目
築地五百十二丁目
築地五百十三丁目
築地五百十四丁目
築地五百十五丁目
築地五百十六丁目
築地五百十七丁目
築地五百十八丁目
築地五百十九丁目
築地五百二十丁目
築地五百二十一丁目
築地五百二十二丁目
築地五百二十三丁目
築地五百二十四丁目
築地五百二十五丁目
築地五百二十六丁目
築地五百二十七丁目
築地五百二十八丁目
築地五百二十九丁目
築地五百三十丁目
築地五百三十一丁目
築地五百三十二丁目
築地五百三十三丁目
築地五百三十四丁目
築地五百三十五丁目
築地五百三十六丁目
築地五百三十七丁目
築地五百三十八丁目
築地五百三十九丁目
築地五百四十丁目
築地五百四十一丁目
築地五百四十二丁目
築地五百四十三丁目
築地五百四十四丁目
築地五百四十五丁目
築地五百四十六丁目
築地五百四十七丁目
築地五百四十八丁目
築地五百四十九丁目
築地五百五十丁目
築地五百五十一丁目
築地五百五十二丁目
築地五百五十三丁目
築地五百五十四丁目
築地五百五十五丁目
築地五百五十六丁目
築地五百五十七丁目
築地五百五十八丁目
築地五百五十九丁目
築地五百六十丁目
築地五百六十一丁目
築地五百六十二丁目
築地五百六十三丁目
築地五百六十四丁目
築地五百六十五丁目
築地五百六十六丁目
築地五百六十七丁目
築地五百六十八丁目
築地五百六十九丁目
築地五百七十丁目
築地五百七十一丁目
築地五百七十二丁目
築地五百七十三丁目
築地五百七十四丁目
築地五百七十五丁目
築地五百七十六丁目
築地五百七十七丁目
築地五百七十八丁目
築地五百七十九丁目
築地五百八十丁目
築地五百八十一丁目
築地五百八十二丁目
築地五百八十三丁目
築地五百八十四丁目
築地五百八十五丁目
築地五百八十六丁目
築地五百八十七丁目
築地五百八十八丁目
築地五百八十九丁目
築地五百九十丁目
築地五百九十一丁目
築地五百九十二丁目
築地五百九十三丁目
築地五百九十四丁目
築地五百九十五丁目
築地五百九十六丁目
築地五百九十七丁目
築地五百九十八丁目
築地五百九十九丁目
築地六百丁目
築地六百一丁目
築地六百二丁目
築地六百三丁目
築地六百四丁目
築地六百五丁目
築地六百六丁目
築地六百七丁目
築地六百八丁目
築地六百九丁目
築地六百十丁目
築地六百十一丁目
築地六百十二丁目
築地六百十三丁目
築地六百十四丁目
築地六百十五丁目
築地六百十六丁目
築地六百十七丁目
築地六百十八丁目
築地六百十九丁目
築地六百二十丁目
築地六百二十一丁目
築地六百二十二丁目
築地六百二十三丁目
築地六百二十四丁目
築地六百二十五丁目
築地六百二十六丁目
築地六百二十七丁目
築地六百二十八丁目
築地六百二十九丁目
築地六百三十丁目
築地六百三十一丁目
築地六百三十二丁目
築地六百三十三丁目
築地六百三十四丁目
築地六百三十五丁目
築地六百三十六丁目
築地六百三十七丁目
築地六百三十八丁目
築地六百三十九丁目
築地六百四十丁目
築地六百四十一丁目
築地六百四十二丁目
築地六百四十三丁目
築地六百四十四丁目
築地六百四十五丁目
築地六百四十六丁目
築地六百四十七丁目
築地六百四十八丁目
築地六百四十九丁目
築地六百五十丁目
築地六百五十一丁目
築地六百五十二丁目
築地六百五十三丁目
築地六百五十四丁目
築地六百五十五丁目
築地六百五十六丁目
築地六百五十七丁目
築地六百五十八丁目
築地六百五十九丁目
築地六百六十丁目
築地六百六十一丁目
築地六百六十二丁目
築地六百六十三丁目
築地六百六十四丁目
築地六百六十五丁目
築地六百六十六丁目
築地六百六十七丁目
築地六百六十八丁目
築地六百六十九丁目
築地六百七十丁目
築地六百七十一丁目
築地六百七十二丁目
築地六百七十三丁目
築地六百七十四丁目
築地六百七十五丁目
築地六百七十六丁目
築地六百七十七丁目
築地六百七十八丁目
築地六百七十九丁目
築地六百八十丁目
築地六百八十一丁目
築地六百八十二丁目
築地六百八十三丁目
築地六百八十四丁目
築地六百八十五丁目
築地六百八十六丁目
築地六百八十七丁目
築地六百八十八丁目
築地六百八十九丁目
築地六百九十丁目
築地六百九十一丁目
築地六百九十二丁目
築地六百九十三丁目
築地六百九十四丁目
築地六百九十五丁目
築地六百九十六丁目
築地六百九十七丁目
築地六百九十八丁目
築地六百九十九丁目
築地七百丁目
築地七百一丁目
築地七百二丁目
築地七百三丁目
築地七百四丁目
築地七百五丁目
築地七百六丁目
築地七百七丁目
築地七百八丁目
築地七百九丁目
築地七百十丁目
築地七百十一丁目
築地七百十二丁目
築地七百十三丁目
築地七百十四丁目
築地七百十五丁目
築地七百十六丁目
築地七百十七丁目
築地七百十八丁目
築地七百十九丁目
築地七百二十丁目
築地七百二十一丁目
築地七百二十二丁目
築地七百二十三丁目
築地七百二十四丁目
築地七百二十五丁目
築地七百二十六丁目
築地七百二十七丁目
築地七百二十八丁目
築地七百二十九丁目
築地七百三十丁目
築地七百三十一丁目
築地七百三十二丁目
築地七百三十三丁目
築地七百三十四丁目
築地七百三十五丁目
築地七百三十六丁目
築地七百三十七丁目
築地七百三十八丁目
築地七百三十九丁目
築地七百四十丁目
築地七百四十一丁目
築地七百四十二丁目
築地七百四十三丁目
築地七百四十四丁目
築地七百四十五丁目
築地七百四十六丁目
築地七百四十七丁目
築地七百四十八丁目
築地七百四十九丁目
築地七百五十丁目
築地七百五十一丁目
築地七百五十二丁目
築地七百五十三丁目
築地七百五十四丁目
築地七百五十五丁目
築地七百五十六丁目
築地七百五十七丁目
築地七百五十八丁目
築地七百五十九丁目
築地七百六十丁目
築地七百六十一丁目
築地七百六十二丁目
築地七百六十三丁目
築地七百六十四丁目
築地七百六十五丁目
築地七百六十六丁目
築地七百六十七丁目
築地七百六十八丁目
築地七百六十九丁目
築地七百七十丁目
築地七百七十一丁目
築地七百七十二丁目
築地七百七十三丁目
築地七百七十四丁目
築地七百七十五丁目
築地七百七十六丁目
築地七百七十七丁目
築地七百七十八丁目
築地七百七十九丁目
築地七百八十丁目
築地七百八十一丁目
築地七百八十二丁目
築地七百八十三丁目
築地七百八十四丁目
築地七百八十五丁目
築地七百八十六丁目
築地七百八十七丁目
築地七百八十八丁目
築地七百八十九丁目
築地七百九十丁目
築地七百九十一丁目
築地七百九十二丁目
築地七百九十三丁目
築地七百九十四丁目
築地七百九十五丁目
築地七百九十六丁目
築地七百九十七丁目
築地七百九十八丁目
築地七百九十九丁目
築地八百丁目
築地八百一丁目
築地八百二丁目
築地八百三丁目
築地八百四丁目
築地八百五丁目
築地八百六丁目
築地八百七丁目
築地八百八丁目
築地八百九丁目
築地八百十丁目
築地八百十一丁目
築地八百十二丁目
築地八百十三丁目
築地八百十四丁目
築地八百十五丁目
築地八百十六丁目
築地八百十七丁目
築地八百十八丁目
築地八百十九丁目
築地八百二十丁目
築地八百二十一丁目
築地八百二十二丁目
築地八百二十三丁目
築地八百二十四丁目
築地八百二十五丁目
築地八百二十六丁目
築地八百二十七丁目
築地八百二十八丁目
築地八百二十九丁目
築地八百三十丁目
築地八百三十一丁目
築地八百三十二丁目
築地八百三十三丁目
築地八百三十四丁目
築地八百三十五丁目
築地八百三十六丁目
築地八百三十七丁目
築地八百三十八丁目
築地八百三十九丁目
築地八百四十丁目
築地八百四十一丁目
築地八百四十二丁目
築地八百四十三丁目
築地八百四十四丁目
築地八百四十五丁目
築地八百四十六丁目
築地八百四十七丁目
築地八百四十八丁目
築地八百四十九丁目
築地八百五十丁目
築地八百五十一丁目
築地八百五十二丁目
築地八百五十三丁目
築地八百五十四丁目
築地八百五十五丁目
築地八百五十六丁目
築地八百五十七丁目
築地八百五十八丁目
築地八百五十九丁目
築地八百六十丁目
築地八百六十一丁目
築地八百六十二丁目
築地八百六十三丁目
築地八百六十四丁目
築地八百六十五丁目
築地八百六十六丁目
築地八百六十七丁目
築地八百六十八丁目
築地八百六十九丁目
築地八百七十丁目
築地八百七十一丁目
築地八百七十二丁目
築地八百七十三丁目
築地八百七十四丁目
築地八百七十五丁目
築地八百七十六丁目
築地八百七十七丁目
築地八百七十八丁目
築地八百七十九丁目
築地八百八十丁目
築地八百八十一丁目
築地八百八十二丁目
築地八百八十三丁目
築地八百八十四丁目
築地八百八十五丁目
築地八百八十六丁目
築地八百八十七丁目
築地八百八十八丁目
築地八百八十九丁目
築地八百九十丁目
築地八百九十一丁目
築地八百九十二丁目
築地八百九十三丁目
築地八百九十四丁目
築地八百九十五丁目
築地八百九十六丁目
築地八百九十七丁目
築地八百九十八丁目
築地八百九十九丁目
築地九百丁目
築地九百一丁目
築地九百二丁目
築地九百三丁目
築地九百四丁目
築地九百五丁目
築地九百六丁目
築地九百七丁目
築地九百八丁目
築地九百九丁目
築地九百十丁目
築地九百十一丁目
築地九百十二丁目
築地九百十三丁目
築地九百十四丁目
築地九百十五丁目
築地九百十六丁目
築地九百十七丁目
築地九百十八丁目
築地九百十九丁目
築地九百二十丁目
築地九百二十一丁目
築地九百二十二丁目
築地九百二十三丁目
築地九百二十四丁目
築地九百二十五丁目
築地九百二十六丁目
築地九百二十七丁目
築地九百二十八丁目
築地九百二十九丁目
築地九百三十丁目
築地九百三十一丁目
築地九百三十二丁目
築地九百三十三丁目
築地九百三十四丁目
築地九百三十五丁目
築地九百三十六丁目
築地九百三十七丁目
築地九百三十八丁目
築地九百三十九丁目
築地九百四十丁目
築地九百四十一丁目
築地九百四十二丁目
築地九百四十三丁目
築地九百四十四丁目
築地九百四十五丁目
築地九百四十六丁目
築地九百四十七丁目
築地九百四十八丁目
築地九百四十九丁目
築地九百五十丁目
築地九百五十一丁目
築地九百五十二丁目
築地九百五十三丁目
築地九百五十四丁目
築地九百五十五丁目
築地九百五十六丁目
築地九百五十七丁目
築地九百五十八丁目
築地九百五十九丁目
築地九百六十丁目
築地九百六十一丁目
築地九百六十二丁目
築地九百六十三丁目
築地九百六十四丁目
築地九百六十五丁目
築地九百六十六丁目
築地九百六十七丁目
築地九百六十八丁目
築地九百六十九丁目
築地九百七十丁目
築地九百七十一丁目
築地九百七十二丁目
築地九百七十三丁目
築地九百七十四丁目
築地九百七十五丁目
築地九百七十六丁目
築地九百七十七丁目
築地九百七十八丁目
築地九百七十九丁目
築地九百八十丁目
築地九百八十一丁目
築地九百八十二丁目
築地九百八十三丁目
築地九百八十四丁目
築地九百八十五丁目
築地九百八十六丁目
築地九百八十七丁目
築地九百八十八丁目
築地九百八十九丁目
築地九百九十丁目
築地九百九十一丁目
築地九百九十二丁目
築地九百九十三丁目
築地九百九十四丁目
築地九百九十五丁目
築地九百九十六丁目
築地九百九十七丁目
築地九百九十八丁目
築地九百九十九丁目
築地一千丁目
築地一千一丁目
築地一千二丁目
築地一千三丁目
築地一千四丁目
築地一千五丁目
築地一千六丁目
築地一千七丁目
築地一千八丁目
築地一千九丁目
築地一千十丁目
築地一千十一丁目
築地一千十二丁目
築地一千十三丁目
築地一千十四丁目
築地一千十五丁目
築地一千十六丁目
築地一千十七丁目
築地一千十八丁目
築地一千十九丁目
築地一千二十丁目
築地一千二十一丁目
築地一千二十二丁目
築地一千二十三丁目
築地一千二十四丁目
築地一千二十五丁目
築地一千二十六丁目
築地一千二十七丁目
築地一千二十八丁目
築地一千二十九丁目
築地一千三十丁目
築地一千三十一丁目
築地一千三十二丁目
築地一千三十三丁目
築地一千三十四丁目
築地一千三十五丁目
築地一千三十六丁目
築地一千三十七丁目
築地一千三十八丁目
築地一千三十九丁目
築地一千四十丁目
築地一千四十一丁目
築地一千四十二丁目
築地一千四十三丁目
築地一千四十四丁目
築地一千四十五丁目
築地一千四十六丁目
築地一千四十七丁目
築地一千四十八丁目
築地一千四十九丁目
築地一千五十丁目
築地一千五十一丁目
築地一千五十二丁目
築地一千五十三丁目
築地一千五十四丁目
築地一千五十五丁目
築地一千五十六丁目
築地一千五十七丁目
築地一千五十八丁目
築地一千五十九丁目
築地一千六十丁目
築地一千六十一丁目
築地一千六十二丁目
築地一千六十三丁目
築地一千六十四丁目
築地一千六十五丁目
築地一千六十六丁目
築地一千六十七丁目
築地一千六十八丁目
築地一千六十九丁目
築地一千七十丁目
築地一千七十一丁目
築地一千七十二丁目
築地一千七十三丁目
築地一千七十四丁目
築地一千七十五丁目
築地一千七十六丁目
築地一千七十七丁目
築地一千七十八丁目
築地一千七十九丁目
築地一千八十丁目
築地一千八十一丁目
築地一千八十二丁目
築地一千八十三丁目
築地一千八十四丁目
築地一千八十五丁目
築地一千八十六丁目
築地一千八十七丁目
築地一千八十八丁目
築地一千八十九丁目
築地一千九十丁目
築地一千九十一丁目
築地一千九十二丁目
築地一千九十三丁目
築地一千九十四丁目
築地一千九十五丁目
築地一千九十六丁目
築地一千九十七丁目
築地一千九十八丁目
築地一千九十九丁目
築地一千一百丁目
築地一千一百一丁目
築地一千一百二丁目
築地一千一百三丁目
築地一千一百四丁目
築地一千一百五丁目
築地一千一百六丁目
築地一千一百七丁目
築地一千一百八丁目
築地一千一百九丁目
築地一千一百十丁目
築地一千一百十一丁目
築地一千一百十二丁目
築地一千一百十三丁目
築地一千一百十四丁目
築地一千一百十五丁目
築地一千一百十六丁目
築地一千一百十七丁目
築地一千一百十八丁目
築地一千一百十九丁目
築地一千一百二十丁目
築地一千一百二十一丁目
築地一千一百二十二丁目
築地一千一百二十三丁目
築地一千一百二十四丁目
築地一千一百二十五丁目
築地一千一百二十六丁目
築地一千一百二十七丁目
築地一千一百二十八丁目
築地一千一百二十九丁目
築地一千一百三十丁目
築地一千一百三十一丁目
築地一千一百三十二丁目
築地一千一百三十三丁目
築地一千一百三十四丁目
築地一千一百三十五丁目
築地一千一百三十六丁目
築地一千一百三十七丁目
築地一千一百三十八丁目
築地一千一百三十九丁目
築地一千一百四十丁目
築地一千一百四十一丁目
築地一千一百四十二丁目
築地一千一百四十三丁目
築地一千一百四十四丁目
築地一千一百四十五丁目
築地一千一百四十六丁目
築地一千一百四十七丁目
築地一千一百四十八丁目
築地一千一百四十九丁目
築地一千一百五十丁目
築地一千一百五十一丁目
築地一千一百五十二丁目
築地一千一百五十三丁目
築地一千一百五十四丁目
築地一千一百五十五丁目
築地一千一百五十六丁目
築地一千一百五十七丁目
築地一千一百五十八丁目
築地一千一百五十九丁目
築地一千一百六十丁目
築地一千一百六十一丁目
築地一千一百六十二丁目
築地一千一百六十三丁目
築地一千一百六十四丁目
築地一千一百六十五丁目
築地一千一百六十六丁目
築地一千一百六十七丁目
築地一千一百六十八丁目
築地一千一百六十九丁目
築地一千一百七十丁目
築地一千一百七十一丁目
築地一千一百七十二丁目
築地一千一百七十三丁目
築地一千一百七十四丁目
築地一千一百七十五丁目
築地一千一百七十六丁目
築地一千一百七十七丁目
築地一千一百七十八丁目
築地一千一百七十九丁目
築地一千一百八十丁目
築地一千一百八十一丁目
築地一千一百八十二丁目
築地一千一百八十三丁目
築地一千一百八十四丁目
築地一千一百八十五丁目
築地一千一百八十六丁目
築地一千一百八十七丁目
築地一千一百八十八丁目
築地一千一百八十九丁目
築地一千一百九十丁目
築地一千一百九十一丁目
築地一千一百九十二丁目
築地一千一百九十三丁目
築地一千一百九十四丁目
築地一千一百九十五丁目
築地一千一百九十六丁目
築地一千一百九十七丁目
築地一千一百九十八丁目
築地一千一百九十九丁目
築地一千二百丁目
築地一千二百一丁目
築地一千二百二丁目
築地一千二百三丁目
築地一千二百四丁目
築地一千二百五丁目
築地一千二百六丁目
築地一千二百七丁目
築地一千二百八丁目
築地一千二百九丁目
築地一千二百十丁目
築地一千二百十一丁目
築地一千二百十二丁目
築地一千二百十三丁目
築地一千二百十四丁目
築地一千二百十五丁目
築地一千二百十六丁目
築地一千二百十七丁目
築地一千二百十八丁目
築地一千二百十九丁目
築地一千二百二十丁目
築地一千二百二十一丁目
築地一千二百二十二丁目
築地一千二百二十三丁目
築地一千二百二十四丁目
築地一千二百二十五丁目
築地一千二百二十六丁目
築地一千二百二十七丁目
築地一千二百二十八丁目
築地一千二百二十九丁目
築地一千二百三十丁目
築地一千二百三十一丁目
築地一千二百三十二丁目
築地一千二百三十三丁目
築地一千二百三十四丁目
築地一千二百三十五丁目
築地一千二百三十六丁目
築地一千二百三十七丁目
築地一千二百三十八丁目
築地一千二百三十九丁目
築地一千二百四十丁目
築地一千二百四十一丁目
築地一千二百四十二丁目
築地一千二百四十三丁目
築地一千二百四十四丁目
築地一千二百四十五丁目
築地一千二百四十六丁目
築地一千二百四十七丁目
築地一千二百四十八丁目
築地一千二百四十九丁目
築地一千二百五十丁目
築地一千二百五十一丁目
築地一千二百五十二丁目
築地一千二百五十三丁目
築地一千二百五十四丁目
築地一千二百五十五丁目
築地一千二百五十六丁目
築地一千二百五十七丁目
築地一千二百五十八丁目
築地一千二百五十九丁目
築地一千二百六十丁目
築地一千二百六十一丁目
築地一千二百六十二丁目
築地一千二百六十三丁目
築地一千二百六十四丁目
築地一千二百六十五丁目
築地一千二百六十六丁目
築地一千二百六十七丁目
築地一千二百六十八丁目
築地一千二百六十九丁目
築地一千二百七十丁目
築地一千二百七十一丁目
築地一千二百七十二丁目
築地一千二百七十三丁目
築地一千二百七十四丁目
築地一千二百七十五丁目
築地一千二百七十六丁目
築地一千二百七十七丁目
築地一千二百七十八丁目
築地一千二百七十九丁目
築地一千二百八十丁目
築地一千二百八十一丁目
築地一千二百八十二丁目
築地一千二百八十三丁目
築地一千二百八十四丁目
築地一千二百八十五丁目
築地一千二百八十六丁目
築地一千二百八十七丁目
築地一千二百八十八丁目
築地一千二百八十九丁目
築地一千二百九十丁目
築地一千二百九十一丁目
築地一千二百九十二丁目
築地一千二百九十三丁目
築地一千二百九十四丁目
築地一千二百九十五丁目
築地一千二百九十六丁目
築地一千二百九十七丁目
築地一千二百九十八丁目
築地一千二百九十九丁目
築地一千三百丁目
築地一千三百一丁目
築地一千三百二丁目
築地一千三百三丁目
築地一千三百四丁目
築地一千三百五丁目
築地一千三百六丁目
築地一千三百七丁目
築地一千三百八丁目
築地一千三百九丁目
築地一千三百十丁目
築地一千三百十一丁目
築地一千三百十二丁目
築地一千三百十三丁目
築地一千三百十四丁目
築地一千三百十五丁目
築地一千三百十六丁目
築地一千三百十七丁目
築地一千三百十八丁目
築地一千三百十九丁目
築地一千三百二十丁目
築地一千三百二十一丁目
築地一千三百二十二丁目
築地一千三百二十三丁目
築地一千三百二十四丁目
築地一千三百二十五丁目
築地一千三百二十六丁目
築地一千三百二十七丁目
築地一千三百二十八丁目
築地一千三百二十九丁目
築地一千三百三十丁目
築地一千三百三十一丁目
築地一千三百三十二丁目
築地一千三百三十三丁目
築地一千三百三十四丁目
築地一千三百三十五丁目
築地一千三百三十六丁目
築地一千三百三十七丁目
築地一千三百三十八丁目
築地一千三百三十九丁目
築地一千三百四十丁目
築地一千三百四十一丁目
築地一千三百四十二丁目
築地一千三百四十三丁目
築地一千三百四十四丁目
築地一千三百四十五丁目
築地一千三百四十六丁目
築地一千三百四十七丁目
築地一千三百四十八丁目
築地一千三百四十九丁目
築地一千三百五十丁目
築地一千三百五十一丁目
築地一千三百五十二丁目
築地一千三百五十三丁目
築地一千三百五十四丁目
築地一千三百五十五丁目
築地一千三百五十六丁目
築地一千三百五十七丁目
築地一千三百五十八丁目
築地一千三百五十九丁目
築地一千三百六十丁目
築地一千三百六十一丁目
築地一千三百六十二丁目
築地一千三百六十三丁目
築地一千三百六十四丁目
築地一千三百六十五丁目
築地一千三百六十六丁目
築地一千三百六十七丁目
築地一千三百六十八丁目
築地一千三百六十九丁目
築地一千三百七十丁目
築地一千三百七十一丁目
築地一千三百七十二丁目
築地一千三百七十三

火藥庫を白金臺町に置くことゝなつた。

明治二十四年三月二十七日、海軍造兵廠條例を定め、造兵廠に於ける分課を造兵・火藥・檢査の三科、會計・倉庫の二課及び軍醫に改め、又造兵廠附屬の製藥工場を火藥製造所と改稱された。同年七月造兵廠に於て十四吋朱式（實驗）魚形水雷二個を試製した、これ我國にて製造した最初の水雷である。

我國水雷製造の嚆矢

明治二十五年には軍艦秋津洲用發射管二門及び各種水雷纜を製造し、廠製の材料を以て、最初の四十七ミリ速射砲や三十七ミリ保式五連機砲等を製造した。又海軍に於ては從來ヘンリー・マーチニー式小銃を採用せしも、陸軍の村田連發銃を採用することに改められた（後ち又三五年式後單發銃に改む）

明治二十六年四月十五日、火藥製造所を陸軍省に移管した爲め、造兵廠中の火藥料を廢した。

明治二十七年日清戰役勃發するや、造兵廠に於ては十二掃榴彈その他小口徑砲・砲架・信管・火管・藥莢・水雷等、戰役に必要なる兵器の大部分を製造し得るやうになつた。而して明治初期以來日清戰役に至る迄、海軍兵器に關し貢獻した主なる人は、海軍造兵總監原田宗助・前田亨・造兵大監大河平才藏等であつた。

東京造兵廠

明治三十年五月二十一日、海軍造兵廠條例の制定に伴ひ、東京に於ける造兵廠を東京造兵廠と稱し、同廠を海軍大臣に隸せしめ、製造科・檢査科・會計課及び軍醫を置いた。

明治三十三年五月十九日、海軍兵器廠を設け、吳のほか各軍港に置かれた。同二十五日、東京造兵廠の隸屬を海軍大臣より海軍艦政本部長に移された。

明治三十六年十一月五日、海軍工廠條例を定めて兵器廠條例の一部を改め、海軍造兵廠は東京のみに存置さるゝことゝなつた。

明治四十二年四月二十八日、海軍造兵廠に火藥部を置かれた。

明治四十三年十二月五日、海軍造兵廠は、東京市京橋區四丁目一番地安藝橋内海軍用地の新築廳舍に移轉した。

明治四十五年三月二十九日、海軍造兵廠に電氣部を置いた。

大正三年三月十三日、下瀨火藥製造所條例の廢止に伴ひ、海軍造兵廠に下瀨火藥の製造事業を追加した。

大正四年九月二十一日、造兵廠の艦政本部長隸屬を海軍大臣隸屬に改められた。

大正七年三月三十日、造兵廠中、電氣部を研究部に改め、砲熕・水雷・光學兵器等の研究に從事し、遂に光學兵器の獨立を見るに至つた。

大正八年三月二十六日　海軍造兵廠令を定められ、所掌事項中に兵器材料の製造・修理・購買を追加し、火藥部を創り、造兵廠條例を廢された。

大正九年九月三十日、造兵廠の海軍大臣隸屬を艦政本部長隸屬に改められた。

大正十二年三月二十四日、海軍技術研究所令の制定に伴ひ、海軍造兵廠は四月一日以降廢止され、海軍航空試驗所・同艦型試驗所と共に、新設の海軍技術研究所となつた。

△海軍航空廠

海軍航空廠

海軍航空廠は昭和七年三月二十二日、海軍航空廠令を定められ、四月一日以降、橫須賀軍港に設置され、航空兵器の設計及び實驗・研究等を掌つてゐる。廠長は橫須賀鎭守府司令長官に隸し、技術上に關しては、それ〳〵海軍航空本部長及び海軍艦政本部長の區處を受く。廠には總務・科學・飛行機・發動機・兵器・飛行實驗・會計・醫務の八部が置かれてゐる。

△海軍燃料廠

海軍燃料廠

海軍燃料廠は山口縣德山に在りて、燃料及び副產品の生產・加工・研究・調査等を掌つてゐる。同廠には煉炭・製

油・採炭・研究・會計・醫務各部の外、平壤鑛業部を其の管下に置き、又各地の海軍所管炭鑛之に附屬し、廠長は吳鎭守府司令長官に隸してゐる。

海軍燃料廠は海軍煉炭製造所の後身にして、我が海軍に於ては、日清戰役の教訓に鑑み、戰時の軍用燃料は主として英炭を使用する方針であつたが、其の後國內資源に依つて之に代はるべき煉炭製造を企てた。これ該製造所創設の動機である。

燃料廠沿革の概要は左の通りである（第三篇第五章「機關及び燃料」參照）。

明治三十七年六月十日、煉炭製造事務所を周防國德山に置いた。

明治三十八年四月、臨時海軍煉炭製造所條例を定め、本部及び煉炭部は德山に、採炭部は大嶺（山口縣）に置かれたが、十二月二十八日海軍煉炭製造所條例の制定に伴ひ（翌三十九年一月一日より施行）、採炭部は廢止となつた。煉炭製造所は海軍艦政本部に屬し、長門海軍炭山を管轄した。設置當時の煉炭製造量は年額約十五萬噸に過ぎなかつたといふ。

大正十年三月二十六日、海軍燃料廠令を定められ、海軍煉炭製造所を海軍燃料廠と改稱し、四月一日廠の開廳と共に海軍採炭所（明治二十二年の創業にして福岡縣に在り）を廢し、之を燃料廠の採炭部に屬せしめた。新原採炭部が之である。

大正十一年三月二十八日、朝鮮總督府の平壤鑛業所を平壤鑛業部と改稱して海軍燃料廠に屬せしめ、採炭及び煉炭製造に從事せしめられる事となつた。

△　海軍病院

海軍病院の沿革

海軍病院は各軍港及び海軍大臣指定の地に在りて、軍港所在の病院は所在鎭守府に、其の他の病院は所定の鎭守府に屬し、患者の診療・衞生及び治療品の準備・供給等を掌つてゐる。又軍港に在る病院には練習部を置き、看護科下士官兵たる練習生及び四等看護兵たる新兵を教育してゐる。

海軍病院は軍務官治療所・海軍病院・浦賀假病院・海軍本病院・東京及び橫須賀海軍病院等の名稱變更と共に、左の如く設置改廢を經て現今に及んでゐる。

軍務官治療所

明治元年十月二十五日、京都府所轄の病院を軍務官の管理に置いた。十一月二十日病院を軍務官より京都府に移管したが、十二月四日再び軍務官の所管とし、同十三日病院を軍務官治療所と改稱した（翌二年七月八日軍務官を廢し兵部省を置く）。

明治二年八月八日、京都治療所を廢した。

明治四年五月二十日、海軍病院を置き、後ち海陸軍醫寮に屬せしめた。七月五日軍醫寮を置いた。

明治五年二月二十七日、兵部省を廢し陸軍省・海軍省分置の際、海軍病院は海軍省これを管し、十一月三日軍醫寮に病院を置いた。

初めて海軍病院を置く

明治八年九月十三日、浦賀假病院を設けた。

明治九年八月三十一日、海軍本病院を東京に設け、分課を定めた。

明治十年一月二十九日、海軍本病院を醫務局に屬せしめた。

明治十二年七月十六日、橫須賀海軍病院を設置し、醫務局に屬せしめた。

明治十三年二月二十日、浦賀假病院を廢し、六月二十五日海軍本病院は東京海軍病院と改稱された。

明治十九年五月十八日、海軍病院に治療・藥劑・計算の三課を置いた。

明治二十一年十一月十七日、東京海軍病院を廢した。

明治二十二年四月二十二日、海軍病院を鎭守府所在地に置き、新設の鎭守府衞生會議（海軍衞生部を廢し海軍衞生會議を置く）に屬せしめ、五月一日各鎭守府衞生會議を海軍病院內に置いた。

明治三十年九月三日、海軍病院條例を制定し、病院は各軍港に置き所在地名を冠稱し、鎭守府に屬せしめられた。

明治三十三年五月二十四日、海軍病院に看護術練習所を置いた。

大正七年十二月十四日、現役海軍軍人又は軍屬の家族は海軍病院に入院し得る件を定められた。

大正十年六月六日、海軍病院條例を廢して海軍病院令を制定し、軍港以外に海軍病院設置の件を定め、看護術練習所を練習部と改稱された。

其の他今日迄幾多の改正ありしが、現在軍港所在地以外の海軍病院は次の如くである。

淡海軍病院	靜岡縣賀茂郡
龜川海軍病院	大分縣別府
鎌野海軍病院	佐賀縣藤津郡

海軍軍法會議の沿革

△海軍軍法會議

海軍軍法會議は海軍刑法に規定する犯罪に就き、裁判權を有するものである。海軍軍法會議は左記の如く裁判所局・糺問司・糺問掛・海軍裁判所等の名稱變更その他を經て現今に及んでゐる。

明治元年四月十九日、軍防事務局（閏四月二十一日軍務官を置く）に裁判所局を置いたが、九月二十五日廢止となつた。

明治二年七月八日、軍務官を廢して兵部省を置くの際、糺問司は兵部省の管する所となつた。

明治四年七月二十八日、兵部省に海陸軍糺問司を置いた。

明治五年二月二十七日、兵部省廢止の際、糺問司は陸軍省の所管となつた。三月十日海軍軍人・軍屬の犯罪者を審理せしむるため、海軍省に糺問掛を置き、十月十三日これを廢して海軍裁判所が置かれた。

海軍裁判所

明治八年十月十四日、海軍裁判所出張所を横須賀造船所官舍に置いた。

明治九年八月三十一日、海軍各廳に海軍裁判所を置き、海軍部内の犯罪を審判する所とし、九月一日庶務・鞫獄・斷刑・監囚・計算の分課を定めた。因に翌十年始めて裁判所長を置いたが、初代の裁判所長は海軍少將眞木長義であつた。

明治十五年二月二十七日、東海鎭守府に刑事・監囚の二課を設けられた。

明治十七年三月三十一日、海軍治罪法を定められ、四月一日海軍裁判所を廢して海軍東京軍法會議・海軍東京監獄署を置き（明治十九年廢止）、東海鎭守府の刑事・監囚兩課を廢して鎭守府軍法會議・鎭守府監獄署が設置された。

明治二十二年二月十二日、海軍治罪法を改め、更に軍法會議を常設・臨時の二種とし、その構成を定められた。

海軍軍法會議は其の後幾多の改正を見たが、現今に於ける構成の種類及び管轄は次の如くである。

（常設）

高等軍法會議	海軍大臣	軍法會議設置の部隊又は地域の指揮官
東京軍法會議	海軍大臣	
鎭守府軍法會議	鎭守司令長官	
要港部軍法會議	要港部司令官	

（特設）

艦隊軍法會議	軍法會議設置の部隊又は地域の指揮官
合圍地軍法會議	
臨時軍法會議	

△海軍刑務所

海軍刑務所は各軍港に在りて、鎭守府に隷屬し、所在地名を冠稱し、某海軍刑務所と稱してゐる。海軍刑務所は今

海軍刑務所の沿革

日迄海軍裁判所・監囚課・監獄署の名稱變更と共に、左の如き經過を辿つてゐる。

明治五年三月十日、海軍省祕史局に糺問司徒刑掛を設け、十月十三日之を廢して海軍省に海軍裁判所が置かれた。

明治九年九月一日、海軍裁判所に鞫獄・斷刑・監囚等の分課を置いた。

明治十五年二月二十七日、東海鎭守府に刑事・監囚兩課を置いた。

明治十七年四月一日、海軍裁判所の廢止に伴ひ、鎭守府監獄署を廢し、鎭守府主計部に監獄課を置き、監獄り鎭守府監獄署を置いた。

明治十九年二月十三日、東京監獄署を廢した。

明治二十二年五月二十八日、鎭守府條例の制定に伴ひ、監獄のことを掌らしめた。

明治二十六年五月十九日、海軍監獄官制を定められた。

海軍監獄は其の後幾多の改正を經て現今に及んでゐる。

海軍港務部の沿革

△海軍港部

海軍港務部は各軍港に在りて所在地名を冠稱し、軍港水域の警衛・艦船の繫留・出入渠・運輸・救難等を掌り、部長は鎭守府司令長官に隷してゐる。

海軍港務部は左の如く、知港事・航海部・軍港部等の名稱變更を經て現今に及んでゐる。

明治十七年十二月十五日、横須賀鎭守府所轄の海軍造船所内に知港事を置いた。又鎭守府に軍港司令部を置き、同部に航海部（港務を司る）・豫備艦部・水雷部を設けた。

明治二十二年五月二十八日、軍港司令官の下に知港事を置いた。

明治三十年九月三日、鎭守府に軍港部を置いた。

明治三十三年五月十九日、海軍港務部條例を定められ、各軍港に海軍港務部を置いた。港務部條例に就ては其の後今日迄幾多の改正を見てゐる。

海軍望樓の沿革

△海軍望樓

海軍望樓は帝國沿岸の要所に在りて、海上見張及び通信を掌り、且つ氣象觀測を行ふ所にして、鎭守府又は要港部に屬してゐる。

海軍望樓は海岸望樓設置以來、左の沿革を經て現今に及んでゐる。

明治二十七年六月三十日、海岸望樓條例を定め、望樓は沿岸の諸要所に設け、海軍區に從ひ各鎭守府にて之を管し、鎭守府に海岸望樓監督官を置かれた。

明治三十年九月三日、海岸望樓條例を廢された。

明治三十三年五月十九日、海軍望樓條例を定め、舊海岸望樓を海軍望樓と改稱し、望樓長は所在海軍區の鎭守府望樓監督官に隷屬せしめられた。

大正十二年八月二十二日、鎭守府望樓監督官を廢し、望樓長は爾今鎭守府又は要港部參謀の命を承くる事となつた。

△警備戰隊

警備戰隊

警備戰隊は昭和八年十二月八日、警備戰隊令の制定に基きて各軍港に置かれ、鎭守府所屬の在役艦船・豫備艦船竝に驅逐隊・潛水隊・水雷隊又は掃海隊中、特に定むるものを以て編成されて居る。又警備戰隊司令官は鎭守府司令長官に隷し、部下の艦船部隊を指揮統率してゐる。

△防備戰隊

第二章　官廳其の他部隊

防備戰隊　防備戰隊は昭和九年十二月十五日、防備戰隊令の制定に依り、之を各軍港に置かれ、鎭守府所屬の在役艦船・豫備艦船竝に驅逐隊・潛水隊・水雷隊又は掃海隊中、特に指定するものを以て編成し、各所在地の防備隊は之に編入されることゝなつた。又防備戰隊司令官は鎭守府司令長官に隷し、艦船・防備隊を以てする海面の防禦・警備等を掌つてゐる。

三、海軍區と軍港・要港

帝國の海軍區及び其の區畫は次の通りである。

海軍區	陸上區畫	海上區畫
第一海軍區（横須賀軍港）	樺太、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉各縣。東京府、神奈川、山梨、靜岡、秋田、山形、新潟、長野の各縣。	樺太、北海道、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各縣。東京府、神奈川、靜岡、愛知、三重、秋田各縣の海上。
第二海軍區（呉軍港）	岐阜、愛知、三重、奈良、和歌山、各縣。大阪府、兵庫、岡山、廣島、山口、富山、石川、福井、滋賀各縣。京都府、鳥取、島根、德島、高知、愛媛、香川の各縣。	和歌山縣、大阪府、兵庫、岡山、廣島、山口、山形、新潟、富山、石川、福井各縣。京都府、鳥取、島根、德島、高知、愛媛、香川、大分、宮崎（有明灣を除く）、福岡（遠賀、宗像兩郡界以東）各縣の海上。
第三海軍區（佐世保軍港）	福岡、大分、宮崎、鹿兒島、佐賀、長崎、熊本、沖繩各縣。朝鮮及臺灣	福岡（第二海軍區に屬するものを除く）、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、（有明灣）沖繩各縣。朝鮮及臺灣の海上。

（備考）關東州海軍區は佐世保鎭守府、南洋海軍區は横須賀鎭守府をして管せしめられてゐる
海軍區には別に定むる所に依り要港を置く

各軍港の設置改廢は左表の通りである。

軍港一覽表

名稱	鎭守府開廳年月日	改廢年月日（施行）	記事
横須賀軍港	明治一七―一二―一五		
呉軍港	同　二二―　七―　一		明治九年横濱に假設せる東海鎭守府を横須賀に移す
佐世保軍港	同　二二―　七―　一		
舞鶴軍港	同　三四―一〇―　一	大正一二―四―一	要港に改む（官報、大正一二・三・二六）
旅順軍港	同　三八―　二―　七（三八年一月七日旅順口鎭守府を置き、三九年九月二二日旅順鎭守府と改む）	同　三―四―一	要港に改む（右同）

（備考）室蘭及び鎭海も軍港設置地と定められたが、中途變更のため實現しなかつた

要港部は各要港に在りて、所在地名を冠稱し、警備區の防禦・警備等を掌つてゐる。又要港部には港務部・軍需部・

要港及び要港部

工作部・經理部・建築部・病院等を置き、必要に應じ經船部隊を附屬してゐる。要港部司令官は　天皇に直隷し、軍政に關しては海軍大臣の命を承け、作戰に關しては軍令部總長の指示を承くることになつてゐる。

要港部の沿革

明治二十九年一月二十日、要港部條例を定め、要港部は所在地名を冠稱し、鎭守府司令長官に隷せしめ、又竹敷を要港と定められた。

明治三十三年五月十九日、要港部條例を改め、司令官は　天皇に直隷し、軍政・人事に關しては海軍大臣の指揮を受け、防禦計畫に關しては軍令部長、艦政、兵事・海岸海面警備に關しては鎭守府司令長官の區處を受くることゝなつた。

明治三十四年七月二日、馬公を要港と定め、馬公要港部司令官は、防禦・警備に關しては臺灣總督の區處を受くることゝなつた。

明治三十六年十一月五日、要港部條例中一部を改め、要港部司令官の軍令部長及び鎭守府司令長官より受くる區處の件を廢された。

明治四十三年十二月二十六日、永興を要港と定められた。

大正三年三月十三日、旅順軍港を要港に改められた。

大正八年八月二十一日、馬公要港部司令官の臺灣總督より受くる區處の件を廢された（四月一日より施行）。

大正十二年三月二十四日、要港部令を制定して同條例を廢し、要港部に港務部・軍需部・工作部を置かれた。又竹敷・永興の兩要港を廢された。

昭和三年三月三十日、舞鶴要港部に經理部を置かれた。

昭和十三年四月一日、德山港を要港と定められた。

要港・要港部一覽表

要港及び要港部の設置改廢を表記すれば左の如くである。

要港・要港部一覽表

名稱	設置年月日（施行）	記事
竹敷要港部	明治二九―四―一	明治二十九年一月二十日、對馬國竹敷に要港を置く、大正十二年四月一日以降廢止
馬公要港部	三四―七―二一	明治三十四年七月二日、澎湖島に要港を置く
大湊要港部	三八―一二―一二	陸奥國
永興要港	四四―四―一	明治四十三年十二月二十六日、朝鮮永興に要港を置く、大正十二年四月一日以降廢止
旅順要港部	大正三―四―一	大正三年三月十三日、旅順軍港を要港に改む。大正十一年十一月九日、要港部を廢して防備隊を置く。昭和八年四月二十日、要港部再設
鎭海要港部	一二―四―一	大正十二年三月二十四日、朝鮮鎭海に要港を置く
舞鶴要港部	一二―四―一	大正十二年三月二十四日、京都府、舞鶴軍港を要港に改む
德山要港	昭和一三―四―一	山口縣德山

四、中央所屬の地方官廳

△海軍火藥廠

海軍火藥廠は神奈川縣平塚に在りて、火藥類及び原料の製造・修理・審査・研究等を掌る所である。而して火藥廠には火藥・爆藥・研究・會計・醫務の各部を設け、廠長は海軍艦政本部長に隷屬してゐる。

海軍火藥廠の沿革

海軍火藥廠は左記の如く、其の前身たる火藥製造所・海軍火藥製造所・海軍火藥工廠・製藥工場・火藥製造所（改置）・海軍下瀨火藥製造所（後ち海軍造兵廠に合併）等を經て現今に及んでゐる。

明治五年六月八日、東京目黒火藥庫一棟を陸軍省より海軍省に移管された。十一月十三日大隅國敷根火藥調製所を陸軍省より海軍に移され、武庫司の所轄となつた（同所は明治十年の西南役に烏有に歸す）。

明治七年八月、目黒火藥庫内に火藥製造所一棟を新築された。

明治十二年十月二十三日、目黒火藥庫は白金火藥庫に合併され、火藥製造所を目黒火藥庫の址に置き、兵器局に屬せしめた。

明治十八年一月、東京三田村火藥製造所完成し、兵器局の所轄となつた。

明治十九年一月二十九日、海軍火藥製造所を東京に新設し、四月二十六日その官制を定め、同所に製造・檢査の兩科及び計算課を置いた。

明治二十二年四月二十日、海軍火藥製造所を廢して海軍火藥工廠を設置し、製造・檢査の兩科及び會計課を置いた。

明治二十三年八月十三日、海軍火藥工廠を廢し、火藥製造等の事は海軍造兵廠に移し、舊製造科を造兵・製藥の二科に改め、材料課を廢し材料主管を置いた。又製藥工場を舊火藥工廠の址に置き造兵廠に屬せしめた。

明治二十四年三月二十八日、造兵廠附屬の製藥工場は火藥製造所と改稱された。

明治二十六年四月十五日、目黒火藥製造所及び白金火藥庫を陸軍省に移管した。

明治三十二年四月十三日、海軍下瀨火藥製造所を東京に置き、海軍大臣に隷せしめられた。

明治三十三年五月二十四日、下瀨火藥製造所の隷屬を海軍大臣より海軍艦政本部長に改められた。

大正三年三月十三日、下瀨火藥製造所を廢し、其の事業を海軍造兵廠に合併した。

大正八年三月二十六日　海軍火藥廠令を定め、同廠を軍神川縣平塚に新設されて今日に至つて居る。

大正九年九月三十日、火藥廠の海軍大臣隷屬を海軍艦政本部長隷屬に改められた。

大正十年十一月十七日、火藥廠の製造部を廢し、火藥部・爆藥部が設置された。

△駐滿海軍部

駐滿海軍部

駐滿海軍部は昭和八年三月二十八日、滿洲國新京に新設され、滿洲國沿岸・河川の防備等を擔當し、且つ必要に應じ艦船部隊を附屬す。現今は臨時海軍防備隊を哈爾賓に置き、之を附屬して松花江沿岸の警備に任じてゐる。駐滿海軍部司令官は　天皇に直隷し、幕僚には參謀長・參謀・副官・機關長・主計長等の職員を置いてゐる。初代の司令官は海軍少將小林省三郎であつた。

（註）昭和十三年十一月十四日駐滿海軍官部は廢止

第三章　教　育

第一節　海軍教育の概要

海軍教育の種類

我が海軍に於ける教育は、艦團部隊（軍艦・驅逐隊・潜水隊・水雷艇隊・掃海隊、海兵團・防備隊・航空隊）に於て行ふ所の軍隊教育の外、海軍諸學校及び海兵團等に於ては、特に練習を目的とする學生・練習生・補習生及び新兵に對し之を行つてゐる。而して教育機關の中樞は海軍省教育局であつて、軍隊教育の最終目的は、軍人及び軍隊を教育し、平素の錬磨によつて實力の向上を圖り、戰鬪の要求に適應せしむるために外ならないのである。

軍隊教育は基礎教育と綜合教育とに大別され、基礎教育は之を精神教育・技能教育及び體育に區分し、技能教育は更に士官・特務士官・准士官及び下士官兵教育に、體育は體操・武技・體技に分ち、又綜合教育は部署教練と戰鬪作業とに大別されてゐる。准士官以上及び下士官兵教育を概說すれば左の通りである。

士官教育は實務教育と學術教育とに區分し、實務教育とは各科士官に對し、各自の職務遂行に必要なる技能を修得せしむるを謂ひ、學術教育とは士官をして軍事上必要なる學術を研鑽せしむるを謂ふのである。

特務士官・准士官教育は、士官教育に關する規定を準用して之を行つてゐる。又准士官教育は、兵科・航空科・機關科・主計科・看護科の各准士官又は下士官より選修學生としてそれ〴〵海軍兵學校・海軍機關學校・海軍經理學校及び海軍軍醫學校に入學せしめ、特務士官として必要なる教育を施してゐる。

下士官兵教育は、配置教育及び補修教育に大別し、配置教育とは、各自の諸部署の配置に對し必要なる教育を施す

海軍依託學生

を謂ひ、補修教育とは各科等級に應じ、一般に必要なる知識・技能を修得せしむるものである。又海兵團に於ては、海軍志願兵或は徵兵より採用の新兵に對し、軍隊の基礎教育を施し、海軍諸學校・海軍航空隊練習部・海軍病院等に於ては、學生・生徒の外、下士官兵に對し、海軍特修兵たるべき各科練習生を養成してゐる。

大學令に依る各大學・專門學校には、海軍依託學生と稱して海軍造船・造機・造兵の各技術學生及び生徒竝に軍醫・藥劑兩種の學生を置き、海軍技術官及び軍醫科士官となるべき者を養成してゐる。其の他海軍豫備練習生・短期現役兵・海軍航空豫備學生及び同生徒等の教育機關も設けられて居る。

尙ほ海軍諸學校には海軍大臣に直屬するものと、鎭守府司令長官に隸屬するものとの二種がある（第二篇第三章第三節參照）。

第二節　教育機關の變遷

幕府時代

安政二年德川幕府は長崎に海軍傳習所を設け、和蘭國王から贈呈した汽船スームビング（後ち觀光丸と改名す）を練習艦に充て、和蘭海軍士官を教師に招聘し、幕臣及び諸藩士に海軍術を傳習せしめた。これ我國に於ける歐式海軍傳習の嚆矢である。次で安政四年軍艦教授所を江戸築地に置き、永井玄蕃頭を其の所長に任命し、幕臣及び諸藩士に對し海軍教育を施した。同六年長崎海軍傳習所を廢し、和蘭教師を解傭した。

文久元年幕府は愈々海防の急務を痛感し、軍制を改革して舊來の海軍士官養成法を改め、留學生を海外に派遣することゝした。又勝麟太郎の獻策に基き、神戸に海軍操練所を設け、廣く人材を募りて海軍教育に著手したが、翌元治元年之を閉鎖した。

慶應二年橫濱在泊の佛艦ゲリウェール號の士官を招聘し、米國より購入せる富士山艦を以て海軍傳習を開始したが、幾何もなく之を中止した。翌三年英國教師を招聘し、築地に於て再び海軍傳習を開始したが、皇政維新と共に幕

府の此の海軍傳習も亦た兵馬倥傯の裡に消滅するに至つた。

以上は舊幕府時代に於ける海軍教育の概要であるが、明治維新後に於ける帝國海軍教育の變遷は次の通りである。

明治維新以降

明治元年正月海陸軍に關する軍務一切を統轄するため、初めて海陸軍務課を置き、次で軍防事務局を置かれ、更に軍務官を設けられたが、未だ統一せる海軍の組織はなかつた。そこで七月軍務官は、「海軍興起ノ第一義ハ海軍學校ヲ起スヨリ急ナルハナシ」との議を上つた。之に對し十月太政官より軍務官に對し、「海軍ハ當今第一ノ急務ナルヲ以テ速ニ基礎ヲ建立スベシ」との御沙汰を達示したが、會々維新創業の際とて、兵制などを確立するの遑がなかつた。

明治二年六月四日、官軍諸艦船の函館より品海に凱旋するに及び、初めて海軍學校創設の機會を得るに至つた。七月軍務官を廢し兵部省を置かるゝや、九月東京築地に海軍操練所を設けて兵部省に屬せしめ、英國式に則り將校養成の教育を開始された。之が維新以後に於ける我が帝國海軍教育の嚆矢である。海軍操練所は後年海軍兵學寮と改稱、次で海軍兵學校と改稱された。

明治三年三月、兵學校生徒二名を英國軍艦に乘せ新知識を修得せしめ、又同月横須賀造船所に技術學校を新設して造船所黌舍と稱し、造船生徒を置いたが、海軍創業の際とて艦船及び士官・水夫は、概ね舊幕府及び諸藩の使用又は養成したる者を用ひたため頗る幼稚であつた。

同年九月英國海兵大尉ホースを聘し横濱港に於ける龍驤艦に於て砲術の操練を行ひ、各艦の將校・水夫をして傳習せしめた。又各艦船には艦内教授役を置き、水夫等の一般教育を掌らしめた。

明治四年二月、海軍兵學寮生徒及び軍艦乘組の士官中から英・米兩國に留學生が派遣された。五月横濱に於て軍樂練習を開始し、十月英國教師ブリンクリーを聘して海兵士官の養成に著手し、之を砲術生徒と稱した。又水路局に於ては測量學生の養成を開始し、十二月横須賀造船所黌舍で職工教育を創めた。

海軍教育の統一

明治五年二月二十七日、兵部省を廢して海軍省を設置し、海軍の基礎確立するに伴ひ、海軍省に於ては爾來各種の教育機關を設けて鋭意その進歩發展を圖り、同三十年九月海軍艦團部將校教育令及び同下士卒教育令を定め、同三十三年五月海軍教育本部を創設して海軍軍事教育の統一進歩を圖ることゝなつた。翌三十四年前記教育令を廢して、海軍艦團隊將校及び機關官教育規則竝に海軍艦團隊下士卒教育規則を定め、同四十二年十一月には是等の教育規則を廢し、新たに艦團隊教育規則が制定された。

其の後海軍の教育は、艦船兵器の發達に伴ひ、幾多の改訂を經て、大正九年十二月制定せられたる軍隊教育規則の下に統一されて現今に及んでゐる。

第三節　海軍諸學校の教育

一、海軍大學校

海軍大學校教育の沿革

海軍大學校は東京市品川區上大崎長者丸に置かれ、海軍士官に高等の學術を教授する海軍の最高學府にして、學生を甲種學生・特修學生・機關學生・選科學生の四種に區別してゐる。

海軍大學校創設の動機は、明治十九年海軍大臣西鄕從道が時勢の進運に鑑み、教育方針刷新の急務を認め「將校竝に機技部士官及生徒教育法取調委員」を設け、改良方法に就き調査せしめたるに胚胎し、翌二十年同大臣の英・米兩國巡視中、偶々英國海軍大臣に交渉し、英海軍大佐ジョン・イングルスを傭聘して專ら其の任務に當らしむることゝした。

同校沿革の概要を記述すれば次の通りである。

明治二十一年七月十四日、海軍大學校條例を定められ、八月二十八日海軍

大學校を東京築地四丁目に創設した（當海軍兵學校生徒を校舍に充つ）。同校は海軍大臣に隷屬し、將校に高等の學術を授くる所とし、學生を甲號・乙號・丙號の三種に分ち、甲號學生は大尉にして砲術・水雷・航海・機關の各長等に適する學術を、乙號學生は佐官及び大尉にして各自選擇の學科を修め、丙號學生は少尉にして高等の數學及び物理學を修むることゝし、千一月二十六日から授業を開始した。

明治二十二年七月、第一回卒業式を行はれたが、當時の甲號學生中、砲術科には海軍大尉加藤友三郎・成田勝郎・福井正義、航海科には同大尉松本和、水雷科には同大尉北古賀竹一郎・宮岡直記・郡司成忠等がゐた。

機關官教育を加ふ

明治二十三年十月、海軍大學校官制を廢して同校條例を定められ、將校及び機關官に高等の學術を教授する所とし、甲乙兩號學生の修學期間を一箇年、丙號は五箇月と定められ、翌二十四年六月海軍大學校卒業者に附與すべき記章を定められた。

軍醫科を置く

明治二十六年十一月二十九日、該條例を改め、海軍大學校は將校・機關官及び軍醫官に高等の學術を授くる所とし、學生を將校科・機關科・軍醫科の三種に區別された。軍醫科を海軍大學校の一科としたことは、當時海軍軍醫學校を特置するの必要なきに至つたからである。

明治三十年九月二十一日、該條例に大改正を加へられた。而して海軍大學校は將校及び機關官に高等の學術を教授する所とし、學生を將校科甲種學生・同乙種學生・機關科學生・選科學生の四種に分たれた。此の改正に依り海軍大學校の教育制度に一大進歩を見るに至つたのである。而して之は主として海軍少佐坂本俊篤（後の中將男爵）の意見に基くとのことである。又此の年甲種學生卒業者徽章を定められた。

明治三十二年三月、機關科學生を長期學生・短期學生の二種に區別し、翌三十三年二月、學生を實地研究のため、海軍砲術・同水雷術の兩練習所・水路部・海軍造兵廠・同造船所に派遣修學せしめ得ることゝした。五月海軍教育本部の設置に伴ひ、海軍大學校の海軍大臣隷屬を海軍教育本部長隷屬に改められた。

專修學生を廢し航海學生を加ふ

明治三十六年十二月、機關科學生の長期・短期を甲種・乙種に改め、又新たに臨時講習科が設けられた。

明治四十年四月二十日、該條例を改め、機關科甲乙兩種學生を廢し、專修學生・機關學生が置かれた。

學生の種類を一般士官に擴大す

大正七年八月十四日、海軍大學校令を定め、乙種學生・專修學生を廢して航海學生を加へ、選科學生を海軍部外の學校に委託修業せしめ得ることゝし、同校條例は廢された。翌八年一月海軍大學校支那學生規則を定め、支那海軍將校に對し入學を許すことゝなつた。

航海學生の制度を廢す

大正十一年十月、收容すべき學生は從來將校・機關將校及び將校相當官に限られしを海軍士官に改め、「甲種學生卒業者徽章」を廢された。翌十二年三月、海軍大學校所掌事項中に、「高等學術の研究」なる一項を追加し、海軍教育本部の廢止に依り同校の海軍教育本部長屬隷を海軍大臣隷屬に改められた。九月一日の關東大震火災により、同校も亦た罹災したので、復舊工事の一部として築地に假校舍を建設し授業を續行した。

大正十五年十一月、海軍大學校航海學生に關する規程を廢された。

昭和五年八月二十七日、上大崎陸軍衞生材料廠址に（權田原火藥廠址）、大學校復興用地として敷地一萬一千坪を決定し、翌六年十二月より工事に著手し、同七年八月二十九日、海軍大學校を築地より同地に移轉し、九月一日より新校舍に於て授業を開始した。

二、海軍兵學校

海軍兵學校は將來海軍兵科將校となるべき生徒を養成する所にして、所謂兵科士官の搖籃である。本校に於ては生徒の外、選修學生をも教育してゐる。選修學生は兵科・航空科・整備科の准士官及び一等兵曹より選用され、將來は尉官に準ずる勤務に服するもので、下士官・兵の登龍門である。

現今に於ける生徒の採用年齢は、十六年以上十九年以下にして（現役下士官兵よりの志願者は滿二十三年以下）、入校の日より海軍兵籍に編入される。本校の教育は訓育と學術教育との二種に大別し、生徒の修業期間は四箇年にして、卒業と同時に海軍少尉候補生となり、實務練習のため練習艦隊に配乘され、遠洋航海の途に就くのが例になつて居る。生徒は各學年を通じて之を分隊に區分し、各教官は將來國防の第一線に立ちて指揮を採るべき海の子の薫陶に專念し、茲に帝國海軍傳統の精神を植附けてゐる。

又選修學生の採用年齢は三十二年以下で、その修業期間は一年八箇月である。

兵學校は風光明媚なる瀬戸内海の一孤島江田島に在りて、峨々たる古鷹山麓十七萬餘坪の地域に、生徒館・大講堂・重砲臺・教育參考館等を初め、射的場・水源地等を包括し、尚ほ練習艦船も附屬してゐる。

將校教育の沿革

本校の經歷としては、明治二年東京に初めて海軍操練所を開設し、翌三年海軍兵學寮と改め、同九年海軍兵學校と改稱、二十一年廣島縣江田島に移轉して現今に及んでゐる。

今その沿革の概要を示せば左の如くである。

海軍操練所

明治元年七月二日、兵學校を京都に置き、翌二年正月兵學所と改稱し、次で七月八日大阪に兵學寮を新設し、兵部省をして管せしめ、九月兵學所を兵學寮に合併し陸軍の教育を施してゐたが、海軍の教育は實施するに至らなかつた。九月十八日兵部省は海軍操練所を東京築地舊廣島藩邸に創設し、諸藩進貢の海軍修業生十八歳より二十歳迄の者を、大藩五名・中藩四名・小藩三名の割合を以て選拔入所せしめ、其の他志願者に通學を許して海軍將校たるべき生徒を教育する所とし、十一月二十七日から授業を開始した。之が海軍兵學校の起原である。

明治三年正月十一日、海軍操練所に於て初めて始業式を行ひ、海軍御用掛田中義門（後ち義廉と改む）・近藤眞琴（芳樹と號す）をして海軍書を開講せしめた、之が海軍始の式の起原である。二月二十三日千代田形艦を以て稽古艦と定め、操練所に屬

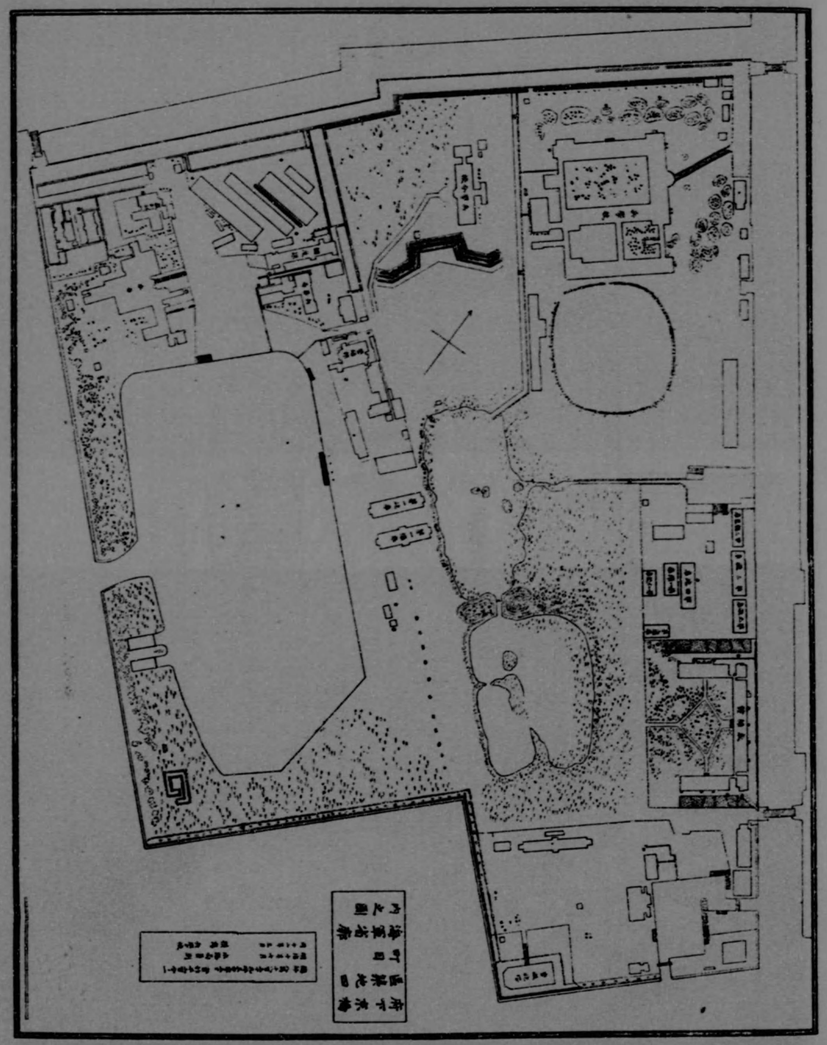

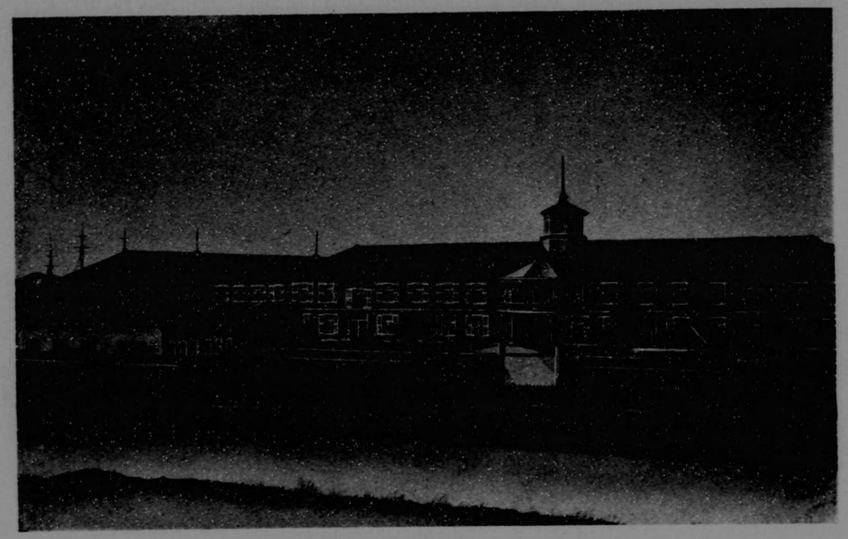

東京築地海軍兵學寮

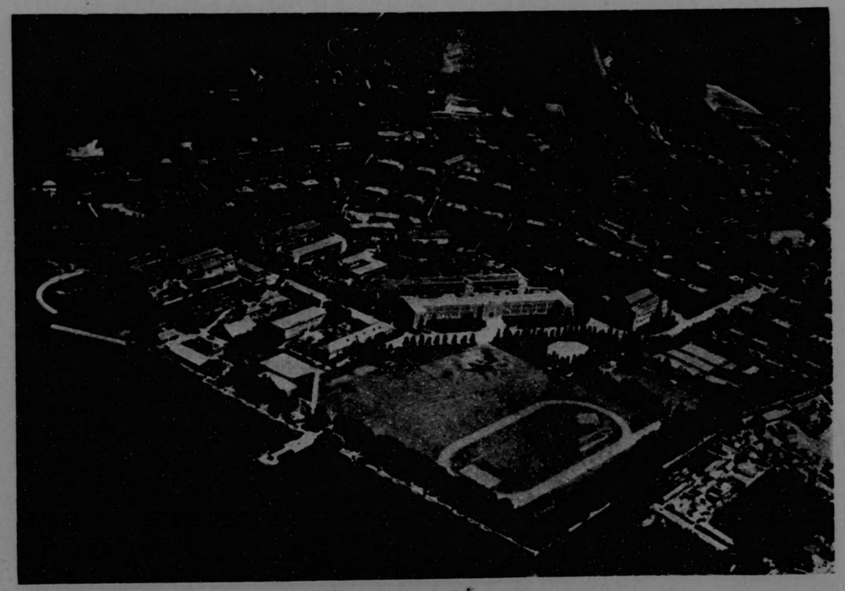

江田島海軍兵學校

海軍兵學寮

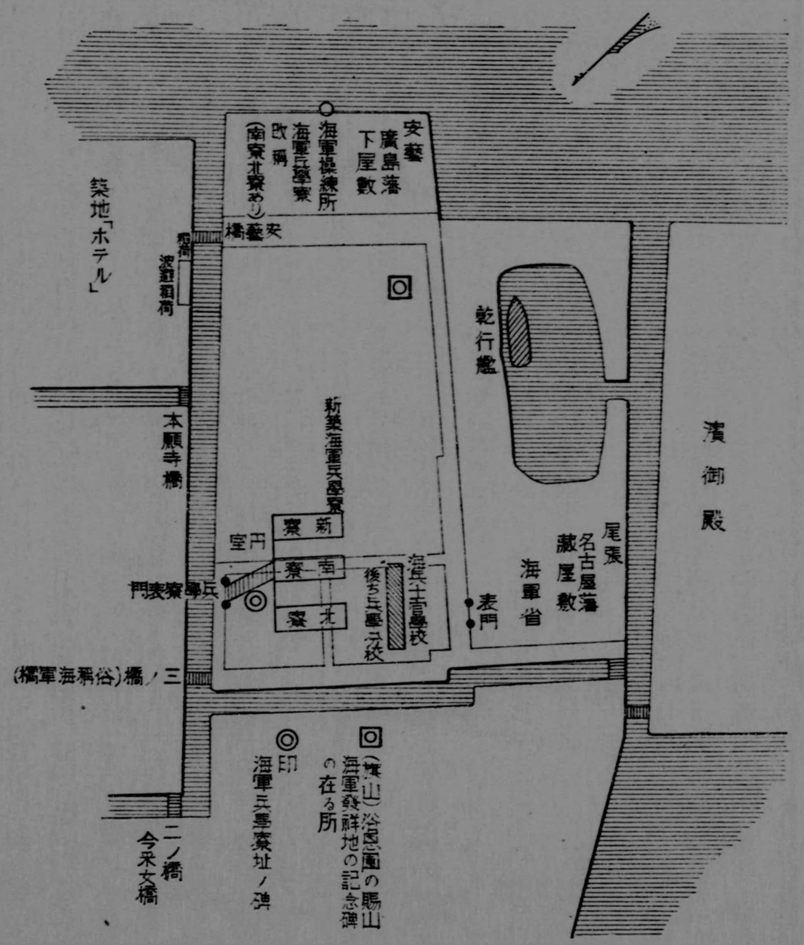

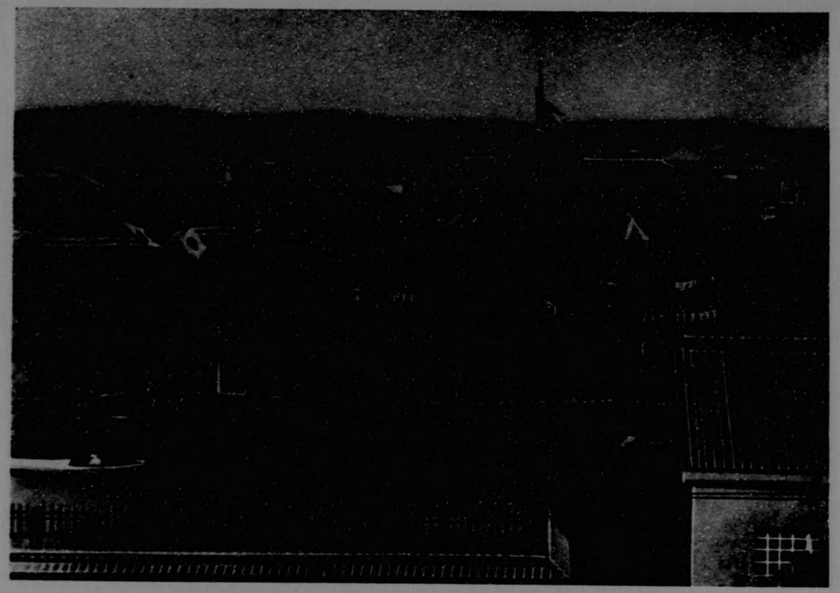

輕氣球飛揚試驗天覽の圖（明治十年東京築地海軍操練場）

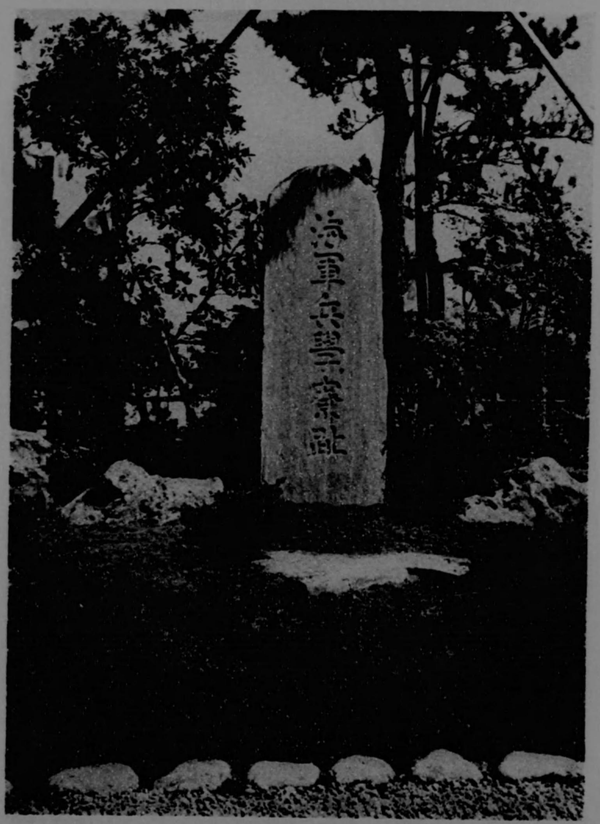

海軍兵學寮址記念碑

せしめ、次で三月十四日生徒を英艦に乘組ましめて實務を練習せしめた。八月七日教官の官名を定め、兵學頭以下權少屬に至るまで悉く之を文官制とし、十月二日海軍の制式は英國式を採用することに決し、翌三日各府縣に令し、藩士中の海軍に經歷ある者を調査して之を報告せしめた。閏十月二十七日兵部大丞川村純義をして兵學頭を兼ねしめられた。同年十一月四日、海軍操練所を海軍兵學寮と改稱された。當時職員の主なる者は左の通りであつた。

海軍兵學寮

兼兵學頭　川村純義

兵學權允　河野通成（靜岡藩）　前田正之（十津川）

大教授　赤松則良（靜岡藩）　本山漸（菊間藩）　近藤眞琴（鳥羽藩）

大助教　田中義門（名古屋藩）　長田正言（東京）　麻生武平（久留米藩）

中助教　伊藤雋吉（舞鶴藩）　栗津高明（膳所藩）

安井定保（韮山藩）

次で海軍兵學寮通學生徒（百餘名）を廢して、在寮生徒七十餘名中より更に幼年生徒十五名・壯年生徒二十九名を選拔した。十二月海軍兵學寮規則及び兵學寮内則を制定し、兵學寮は海軍將士を養成し、國家を保護するを以て目的となし、幼年・壯年及び專業の三學舍を設け、幼年學舍は十五歳以上・十九歳以下、壯年學舍は二十歳以上・二十五歳以下の者より之を採用して專ら術藝を教へ、專業學舍は年齡に關せず、身體强健なる者を選びて技藝を教授する所とした。又官員の職務を定め、兵學頭は兵學寮を管し、兵學助は兵學頭に次ぎて内外の庶務を掌り、其の他教授所掛・專業學舍掛・週番・記錄掛・會計掛等を置き、次で翻譯・製圖の兩掛を設けた。

明治四年正月八日、生徒の服制を定め、二月十八日海軍中佐中牟田武臣（倉之助）を兵學權頭に任じ、三月十七日川村純義の兵學頭兼務を罷め、六月十五日富士山艦を稽古艦と定めた。八月五日中牟田兵學權頭を大佐兼兵學頭に任

じ、十一月三日中牟田兵學權頭を少將兼兵學權頭に任じ、十二月十五日筑波艦を稽古艦となし、富士山艦に代へた。之より先き八月二十五日、東京の正午を報ずる號砲を兵學寮の所管と定められた。號砲は舊江戸本丸に備へ、九月九日より初めて之による報時のことが實施されたが、當時は未だ測時の術を修めたるもの稀れなりしを以て、兵學寮に於て之を司る事となり、其の掛員をして監督せしめてゐたが、同六年これを陸軍省に移した。

海軍始の式に車駕親臨勅語を賜ふ

明治五年正月九日、初めて海軍始の式を兵學寮に於て行ひ、車駕　親臨左の勅語を賜ふた。

> 愈海軍ノ皇張ヲ期シ一同勉勵セヨ

海軍始の式を兵學寮に於て行ふを例とするに至つたのは、當時海軍所は狹隘にして車駕奉迎の場所とする事が出來なかつた爲めなりともいふ。

横須賀に兵學寮分校を置く

同年二月二十七日兵部省を廢して陸海軍の兩省を置き、兵學寮は海軍省の所管となつた。六月三日初めて英・米・蘭人等を外國語學教師とする事に決定された。八月四日週番を廢して監督を置き、幼年生徒を豫科生徒、壯年生徒を本科生徒と改稱し、同二十八日豫科學舍を設けた。九月十八日澤太郎左衛門を大教授に任じ、十月十日寮監長（兵學助）を置き、教授所を廢して教授總監と爲し、監督及び生徒取締掛を廢して寮監竝に副監を置き、寮監は教授、副監は助教を以て之に充て、澤大教授を教授總監と爲した。同十三日海軍省官制の制定に伴ひ、十五日海軍兵學寮を改置し、本寮は生徒を教導し海軍武官成材を司る所と爲し、事務を分ちて教官・事務掛・書記掛・製圖掛・會計掛とした。

明治六年七月二十七日、兵學寮教師として招聘せられたる英國海軍少佐アーチホールド・ルシアス・ドーグラス（准士官長）以下三十四名が本邦に到著した。十月海軍兵學寮規則を定め、又同月機關官養成のため、兵學寮に初めて機關科を設けられた。

明治七年五月五日、生徒に機關術を修業せしむるため、橫須賀に兵學寮分校を置き、六月三日開校、造船所に於て實業を修めしめた。十二月十八日利根川丸を兵學寮練習船と定められた。

生徒練習艦の遠洋航海

明治八年八月二日、蒼龍丸を兵學寮の所管とした。十月十七日中牟田少將の兵學頭を罷め、澤教授總監をして其の事務を執らしめた。

之より先き同年四月、兵學寮生徒を航海練習艦に乘せ初めて本邦を周航せしめ、次で十一月練習艦筑波をして米國に向け遠洋航海をなさしめ、爾來長く之を續行された（筑波の練習艦は明治二十三年まで續けられ、次に金剛・比叡の兩艦が之に代つた）。

海軍兵學校

明治九年八月三十一日、海軍職別制章程を改め、海軍兵學寮を廢して海軍兵學校を置き、九月一日兵學校事務章程を定め、本校を以て海軍出身の生徒を教養する所とし、庶務・教務・監學・計算の四課を置き、海軍大佐松村淳藏が校長に任ぜられた。十月十日軍務局所轄の海兵士官學校（機關術生徒學舍の後身）を兵學校に移し、兵學分校と改稱された。

海兵士官學校を兵學校に移す

明治十一年六月四日、橫須賀の兵學校分校を兵學校附屬機關學校と改稱された。從來海軍兵學校に於て行はれてゐた海軍始の式は翌十二年以降廢止となつた。

兵學校分校を兵學校附屬機關學校と改稱す

明治十二年四月、教務課を廢し、航海・砲術・運用・機關・編輯・普通學の六課を置き、航海課長に六等出仕近藤眞琴、砲術課長に五等出仕澤太郎左衛門、運用課長に海軍少佐濱武憲、編輯課長に同中佐本山漸、機關課長に六等出仕麻生武平、普通學課長に同栗津高明が任ぜられた。

通學士官の制を設く

明治十四年七月、海軍機關學校の獨立に伴ひ、十月兵學校規則中機關課を廢した。

明治十五年九月十一日、從來の諸規則を廢して海軍兵學校條例を定め、新たに通學士官の制を設け、海軍尉官及び少尉補に高等の學術を教授する所とし、同校に更めて教務部及び庶務・計算の兩課を置いた。

明治十六年三月一日、海軍生徒の席次を准士官の次と定められた。

明治十九年二月十七日、兵學校條例を改め、生徒の修業期間五箇年を四箇年とし、最後の一箇年は航海練習艦に於

て實地練習せしむることゝなつた。

兵學校機關學校の合併

明治二十年七月十五日、兵學校に於ける從來の學科、砲術・運用術・航海術・普通學の四科に水雷術と機關學との二科を加へ六科とした。機關科を設けられたるは、以後機關官は兵學校生徒と共に養成することゝなつたからである。而して同二十八日舊機關學校より兵學校に轉校したる生徒は三級九十五名であつた。此の內には井出謙治（後の海軍大將）・田中耕太郎（後の海軍中將）等も居つた。

兵學校を江田島に移す

明治二十一年六月十三日、海軍兵學校官制を發布し、八月一日海軍兵學校を東京より廣島縣江田島に移し、汽船東京丸を生徒學習船として、同十三日から開校した。

在校中生徒の遠洋航海練習制度を止む

明治二十三年十月十八日、兵學校官制を廢して更に同校條例を定められ、同校に於ては將校及び機關官となるべき生徒を教育する所とし、生徒を將校・機關の兩科に區別した。

明治二十六年六月十五日、兵學校の陸上校舍落成したるを以て之に移轉し、前記の學習船を廢した。

同年十一月二十九日、橫須賀に於ける海軍機關學校の新設に伴ひ、海軍兵學校は將校となるべき生徒のみを教育する所に改められた。翌十二月當時の機關生徒小田切延壽以下三十九名は江田島發、橫須賀に至り、海軍機關學校に移つた。

明治三十年九月二十一日、兵學校生徒の修業期間四箇年を三箇年に改め、從來在校中に於ける遠洋航海練習の制度を止め、在學中の生徒には學科のみを教授し、卒業と同時に少尉候補生を命じ、航海練習を行はしむることゝなつた。

明治三十三年五月十九日、海軍教育本部の新設に伴ひ、兵學校の海軍大臣隸屬を海軍教育本部長隸屬に改められた。

大正元年八月二十八日、兵學校生徒の修業期間三箇年を三年四箇月に延長された。

選修學生を置く

大正七年八月十四日、海軍兵學校令を定め、同校條例を廢し、生徒の修業期間を再び三箇年に改められた。

大正九年七月七日、兵學校令中、選修學生に關する規定を追加された。

大正十二年三月三十一日、海軍教育本部の廢止に依り、兵學校の海軍教育本部長隸屬を海軍大臣隸屬に改められた。

昭和三年六月二十三日、教育を分ちて「訓育及び學術教育とする」の規定を追加し、生徒の修業期間三箇年を三年八箇月に改められた。

昭和五年四月十六日、兵學校令中選修學生に、航空科特務士官及び航空兵曹長を含ませる件を追加された。

△海兵士官學校

海兵士官學校

明治四年十月兵部省は、英國海兵大尉ブリンクリーを招聘し、英國の海兵隊制度に則り、海兵士官（マリン）たるべき生徒を教育せしめ、之を砲術生徒と稱した。因に海兵士官とは海軍の步兵隊及び砲兵隊の指揮者に充つべきものである。

翌五年二月砲術生徒を海軍兵學寮に附屬せしめられたが、七月十日砲術生徒學舍を芝增上寺內に設置し、水兵本部の所管とし、專ら砲隊及び銃隊の訓練を行つてゐた。

明治八年九月二十三日、砲術生徒學舍を海兵士官學校と改稱し、芝新錢座に置かれた。翌九年七月海兵の名稱を廢し、九月一日海兵士官學校は暫らく軍務局に屬せしめられたが、十月十日同校を兵學分校と改稱して海軍兵學校に附屬せしめ、海兵士官の教育を續行した。而して海兵士官學校生徒の內、武富邦鼎（後の中將）のほか九名は、海軍兵學校に於て海軍士官となるべき速成教育を受け、同年十二月卒業した。

翌十年八月兵學分校を廢し、生徒は海軍兵學校本科に編入された。當時の編入生徒は今泉利義（後の少將）以下二十一名であつた。

三、海軍機關學校

海軍機關學校は京都府舞鶴に置かれ、海軍機關將校となるべき生徒を養成する所にして、海軍兵學校出身の兵科將

校と共に、將來海上部隊に於ける人的要素の中核をなすものである。又尉官代用の勤務に服すべき機關科選修學生を教育して居ることは兵學校同樣である。

本校の教育は兵學校と同じく、訓育及び學術教育に大別されてゐるが、學術教育は機關科士官のため特に必要なる機關學及び之に關係ある普通學は、兵學校に比し多分に加味されてある。其の他本校の隷屬關係、生徒・學生の採用年齢及び修業期間等は兵學校と同樣である。

機關科士官養成の沿革

海軍士官養成の當初に於ては、兵科と機關科との區別はなく、海軍機關科士官の養成は、明治六年海軍兵學寮に初めて機關課を設け、翌七年橫須賀に兵學寮分校を置き、機關術を修業せしめたのが其の始めである。同分校は十一年海軍兵學校附屬機關學校と改稱されたが、十四年兵學校より分離して海軍機關學校の獨立を見るに至つた。次で同二十年一旦同校を廢して兵學校に合併し、二十六年再び又分れて之を橫須賀に設置されしが、偶々大正十二年の關東大震火災に依り校舍の全燒に遭ひ、臨時江田島海軍兵學校内に移り、次で同十四年舞鶴の新設校舍に移轉し現今に及んでゐる。本校開設以來の沿革を概記すれば左の通りである。

海軍兵學寮分校

明治六年十月兵學寮に機關課を設けたのが機關科士官養成の始めであるが、翌七年五月五日橫須賀に兵學寮分校を置き、橫須賀造船所に於て實務に從事せしむるため、六月三日より開校し、英國教師に教授を擔當せしめた。

海軍兵學校附屬機關學校

明治十一年一月十九日、兵學寮分校を造船所營舍と交換された。六月海軍兵學寮分校を海軍兵學校附屬機關學校と改稱し、翌十二年四月兵學校内に再び機關課を設け、同十三年九月機關術修得の生徒を一括するため、兵學校より機關課生徒三十餘名を附屬機關學校に轉ぜしめた。かくて機關術教育の基礎も漸く確立し、翌十四年海軍機關學校の獨立を見るに至つたが、機關學校の特設迄に既に四十七名の卒業者を出してゐる。

海軍機關學校の獨立

明治十四年七月二十八日、海軍機關學校の獨立に伴ひ、その校舍は舊兵學校附屬機關學校を以て之に充て、事務章程及び生徒徵募規則等を定められたが、當時の生徒志願者年齡は滿十四年以上十六年迄にして、其の修業期間は六箇年であつた。八月二十五日、本校に教務・庶務・計算の三課を置いた。

明治十五年九月兵學校と同じく通學士官の制を設けられた。又十月二十七日、從來の規則を廢して機關學校條例制定され、更に教務部及び庶務・計算の二課を設けた。

明治十六年一月九日、機關學校生徒航海練習艦規則を定め、生徒をして舶用機關術の實地練習を行はしめ、三月一日海軍生徒の席次を准士官の次と定められた。

明治十八年二月、生徒の入校年齡を十五年乃至十九年迄に改め、翌十九年二月從來の條例を廢し、更に海軍機關學校條例を定めて生徒の修業期間を五期に短縮し、最後の一期を實地練習の期間に充つることゝなつた。

明治二十年七月十五日、海軍機關學校官制を定め、新海軍機關學校に於ては、機關師となるべき機關手及び機關手となるべき火夫を教育する所とし、從來の機關官たるべき生徒は兵學校に合併して教育することゝなつた。而して海軍機關學校の校名は從前と同一なるも、實際は全く改置であつて、海軍機關學校練習所の前身である（本章「海軍工機學校參照」）。

海軍機關學校復活

明治二十六年十一月二十九日、海軍機關學校條例を定められ、機關學校は橫須賀に置き、海軍大臣に隷し、機關官となるべき生徒を教育する所となり、茲に同校の復活を見るに至つた。又その附屬として機關工練習所及び技手練習所を置き、從來の海軍機關學校條例及び海軍造船工學校官制は廢止となつた。かくて生徒は、兵學校機關科在學の者全部三十九名を機關學校に移し、翌二十七年一月から授業を開始した。當時の教程は本科及び專科の二種に分ち、本科は生徒の修むる教程とし、專科は更に之を造船・造機及び造兵の三科に區別し、本科卒業後海軍少機關士候補生の修むべき課程とした。又生徒の修業期間を四箇年、專科生の修業期間を二箇年に改められた。

機關工練習所・技手練習所を附屬す

專科生（造船・造機・造兵）教育を開始す

明治三十年九月條例を改め、機關學校に於ける專科生教育の組織を廢し、同校は單に生徒のみを養成する所となつ

た。右は機關官の專修すべき高等の學理は海軍大學校に於て教授し、技術官となるべき技士は帝國大學の卒業者から採用するやうになつたからである。又從來機關學校附屬の海軍機關工練習所及び海軍技手練習所は之を分離獨立せしめ、本校生徒の採用年齢を滿十六年乃至二十一年とし、修業期間を三年四箇月に短縮し、學科は機關術・水雷術・普通學の三科となつた。

明治三十三年五月、海軍教育本部の新設に伴ひ、機關學校を教育本部長に隷屬せしめられた。

明治三十四年九月、横須賀汐留の機關學校校舍を新築の同地白濱校舍に移轉した。

明治四十年一月、生徒の志願年齢二十一年以下を二十年以下とし、同四十三年四月その修業期間三年四箇月を三箇年に改められた。

大正元年八月、生徒の修業期間を再び三年四箇月に改め、教授學科中水雷術を除き、造船學及び兵器學を加へた。

大正三年三月二十四日、海軍機關學校令を制定し、同校條例を廢された。

大正七年八月、機關兵曹長・上等機關兵曹に對し教授を開始し、生徒の修業期間三年四箇月を三箇年と改め、專攻科學生を追加された。

大正九年七月、機關學校令中選修學生に關する規定を追加し、十一月現役下士官兵の生徒志願年齢を二十三年以下と改められた。

大正十二年三月、海軍教育本部の廢止に依り、海軍機關學校の隷屬を海軍教育本部長より海軍大臣に改められた。

九月二十二日機關學校生徒科臨時移設規程を定め、兵學校内に臨時之を設け、機關學校生徒及び選修學生の教育を實施した。右は關東大震災のため横須賀海軍機關學校罹災の結果である。

大正十四年十二月、機關學校臨時移設に關する件を改め、同校を舞鶴要港の新築校舍に移設、翌十五年七月生徒の

選修學生を加ふ

志願年齢二十年以下を十九年以下に改められた。

昭和三年六月二十三日、機關學校令を改め、下士官兵に對する教育を止め、教育を訓育及び學術の二種に分ち、生徒の修業期間三箇年を三年八箇月に延長された。又同日海軍工機學校令の制定に伴ひ、工機學校は機關學校より分立するに至つた。

四、海軍軍醫學校

海軍軍醫學校は東京築地に在りて、軍醫科及び藥劑科士官に必要なる學術を教授し、又將來尉官代用の勤務に服せしむるため、看護兵曹長及び一等看護兵曹より選用せる選修學生に對し、看護科特務士官の素養に必要なる教育を施す所である。

尚ほ本校に於ては右の外、海軍に必要なる醫學の研究を爲すため、一般患者の診療も行つてゐる。

本校に於て修得する准士官以上を學生と稱し、高等科學生・普通科學生・選科學生・選修學生の四種に區別し、その修業期間は半年乃至二年である。

海軍軍醫官教育の沿革

海軍軍醫官の養成は、明治六年海軍病院内に、海軍病院學舍を新設し生徒を募集したのが始めである。次で海軍軍醫寮學舍・海軍軍醫務局學舍・海軍軍醫學舍・海軍軍醫學校と改稱され、同二十七年三月限り同校を廢止し、軍醫官教育は海軍大學校に於て實施されたが、同三十一年海軍軍醫學校を再興し現今に及んでゐる。その沿革の概要は左の通りである。

海軍病院學舍

明治六年八月九日、海軍病院内に海軍病院學舍を新設し、軍醫官と爲すべき生徒を養成するため通學生徒を募集した。之が海軍軍醫學校の起原である。十月英國教師ウィリアム・アンデルソンを招聘して生徒の教育を依託し、十二

月九日海軍病院學舍を東京芝區高輪西臺町の舊細川邸址に移した。されば當時の學舍の位置は今の高松宮邸の所に當たる。

海軍軍醫寮學舍

明治七年八月二十三日、病院學舍を海軍軍醫寮學舍と改稱された。軍醫寮設置當時の生徒は內外の二種に分ち、內生徒は官費の在寮者で、その取扱は總て兵學寮生徒に準じ、外生徒は通學の自費生であつた。

海軍軍醫學舍

明治九年八月三十一日、軍醫寮學舍は海軍軍醫學舍と改稱されて海軍本病院に屬し、次で醫務局に移屬したが、同十三年一月英教師の解傭に伴ひ、軍醫生徒の養成は一時これを中止さるゝに至つた。當時の卒業生中には、後の海軍軍醫中將木村壯介・同鈴木重道等がゐた。

醫務局學舍

明治十五年八月二十八日、再び軍醫生徒養成の目的を以て、醫務局學舍を設置し、翌九月より生徒の教育を開始した。此の時の醫務局學舍長は、海軍軍醫大監高木彖寛であつた。又軍醫生徒を帝國大學醫學部へ依託修業せしむる事になつたのも此の頃であつた。

海軍軍醫學舍

明治十七年十二月十五日、醫務局學舍を海軍軍醫學舍と改稱し、軍醫本部に屬せしめられた。

海軍醫學校

明治十九年一月二十九日、海軍軍醫本部を廢し、海軍衞生部を置くに及び軍醫學舍は衞生部の管轄となつた。四月二十二日海軍醫學校官制を定め、本校は軍醫官と爲すべき生徒を教育する所とし、海軍大臣に隷せしめられた。七月十六日、海軍軍醫學舍規則を廢し、翌八月四日海軍醫學校條例を定め、生徒を私費・官費の二種とし、修業期間を五箇年と定められた。又通學士官の制を定め、少軍醫・少軍醫試補又は大軍醫の教育を開始した。十二月二十八日校舍は芝山內舊衞生部址へ移され、翌二十年四月五日芝山內舊電信修技學校址に、次で二十一年十一月十一日、同舊主計學校址に移された。

通學士官の制を定む

海軍軍醫學校

明治二十二年四月二十日、海軍醫學校を廢して海軍軍醫學校官制を發布され、同校を中央衞生會議に屬せしめられた。六月二十七日海軍軍醫學校條例を定め、軍醫及び少軍醫二種であつた。

軍醫官教育を海軍大學校に移す

明治二十三年十月十八日、軍醫學校を海軍大臣の直屬に改め、翌二十四年四月十五日、校舍を芝公園地の新築校舍に移轉した。

明治二十七年三月三十一日限り、海軍軍醫學校を廢して軍醫生徒の教育を廢止し、軍醫官に對する高等の教育は以後海軍大學校に於て行ふことゝなつた。

海軍軍醫學校の復活

明治二十八年九月三十日、海軍少藥劑官候補生實務練習規則を、翌二十九年五月七日、同少軍醫候補生實務練習規則を定め、軍醫科學生の教育は主として海軍大學校に於て實施されたが、其の後諸規則を改正し、海軍大學校より分離して、再び海軍軍醫學校の設置を見るに至つた。

明治三十年十月二十日、海軍軍醫學校條例を定められ、同校は軍醫の教練及び少軍醫候補生の講習竝に被服糧食の衞生試驗を行ふ所とし、海軍大臣に隷屬せしめ、翌三十一年四月一日より開設された。

明治三十三年五月二十四日、軍醫學校の隷屬を海軍大臣より海軍省醫務局長に移し、學生に選科學生を加へられた。

明治三十六年十二月五日、海軍軍醫學校學生を軍醫學生・選科學生・練習學生の三種に區別し、新採用の練習學生は、軍醫・少軍醫及び少藥劑士の兩候補生より採用することゝなつた。

明治四十年七月十日、海軍藥劑士に對する教育を開始した。

明治四十四年四月二十一日、學生を甲種・乙種・研究科の三種に分ち、其の他に小改正が加へられた。

大正七年八月十四日、海軍軍醫學校令を定め、同校條例を廢され、その隷屬を醫務局長より海軍教育本部長に移し、學生を高等科學生・普通科學生・選科學生に改め、選科學生は海軍部外の學校及び研究所等に依託修業せしめ

得ることゝなつた。

大正十一年十月二十一日、選修學生制度を新設し、又軍醫學校に於て一般患者の診療を開始した。

大正十二年三月三十一日、軍醫學校の隷屬を教育本部長より海軍大臣に改められ、其の他所掌事項中に小改正が加へられた。

五、海軍經理學校

海軍主計官教育の沿革

海軍經理學校は東京市京橋區小田原町（數地は夫々の番數は軍艦搭載所の址）に在りて、海軍主計科士官となるべき生徒を教育し、又將來尉官代用の勤務に服せしむるため、主計兵曹長及び一等主計兵曹より選用したる選修學生に對し必要なる教育を施す所である。尚ほ右の外、既に主計科士官となつた者及び海軍特修兵たるべき下士官兵に學術を授けてゐる。

主計科士官となるべき本校生徒は入校と同時に生徒隊に編入せられる。而して軍人精神の涵養を主眼とする訓育は、兵學校・機關學校と同樣である。又學術教育としては初級主計科士官に必要なる軍事學及び基本の學術を授けてゐる。該生徒の年齡は十六年以上二十一年以下の者より採用し、その修業期間は四年である。准士官以上を學生、下士官兵を練習生と稱し、學生は甲種學生・乙種學生・補修學生・選科學生・選修學生と稱し、その修業期間を概ね半年乃至三年に分ち、練習生は之を高等科・普通科の兩經理術練習生及び掌厨術練習生の三種に區別してゐる。

海軍會計學舍

海軍主計官の養成は、明治七年海軍會計學舍を設け、米國教師を聘して生徒に會計法を傳習せしめたのが嚆矢である。次で海軍主計學舍・海軍主計學校、海軍主計官練習所・海軍經理學校等、名稱その他の改變を經て現今に及んでゐる。その沿革の概要を記述すれば左の如くである。

明治七年十月二十三日、海軍會計學舍を東京芝山内天神谷の海軍省屬舍に設けて會計局に屬せしめ、翌十一月米國教師バートンに就き、生徒に會計法を傳習せしめた。之が海軍經理學校の起原である。十二月主計生徒通學志願者を府縣に徵募した。

海軍主計學舍

明治九年八月三十一日、海軍會計學舍を海軍主計學舍と改稱し、翌十年六月十四日主計學舍を池上本門寺に移したが、同舍は九月廢止となつた。これ米國教師を滿期解雇したからである。

明治十五年十一月、海軍主計學舍を再興して芝公園三嶋谷の本省屬舍に設け、會計局に屬せしめ、自費生徒を募つて之を教授した。同月少書記官寺西積を主計學舍管理會計局勤務とした。翌十六年三月生徒の席次を准士官の次と定め、生徒の自費を官費に改められた。四月主計學舍規則を定め學科を五科とした。

海軍主計學校

明治十七年十二月、主計學舍を主計本部に屬せしめた。これは會計局が主計本部と改稱せられたからである。

明治十九年一月、局部廢置のため主計學舍を廢して、海軍主計學校官制を定め、同校を海軍大臣の管理に屬せしめ、主計官と爲すべき生徒を教育する所とし、翌八月海軍主計學校條例を定め、生徒の修業期間を三箇年とした。十二月通學士官の制を定め、東京各廳勤務の大・少主計の內志願者若干名を限り、主計學校に通學を許し、その修業期間を一箇年とした。同二十二日主計學校を芝山內舊本省邸內に移したが、更に同二十一年十月二十三日、校舍を築地に移轉した。

通學士官の制を定む

明治二十二年二月二十五日、海軍主計學校官制を改正して生徒採用制度を廢し、更めて少主計候補生採用規則を定め、同校を海軍大學校に屬せしめ、少主計候補生を學生と稱し主計官に必要なる學術を授くる所とした。次で主計學校條例を改定し、少主計候補生學生は寄宿せしめて之を寄宿學生と稱し、少主計及び大主計學生は通學せしめて之を通學學生と稱し、通學學生に教授すべき科目は、法律・經濟・簿記の外、別科として外國語及び數學であつた。八月會計練習生規則を定め、練習生は上等主帳・主帳に必要なる學術を修めしめ、修業期間を十箇月とした。